

# 総 括 調 査 票

令和2年10月公表分（21事案）

## 【 目 次 】

	頁
(2) [ 内 閣 府 ] 地方創生拠点整備交付金	1
(3) [ 内 閣 府 ] 地域少子化対策重点推進事業（結婚に対する取組への支援）	5
(7) [ 法 務 省 ] 日本司法支援センター運営費交付金	9
(15) [ 文 部 科 学 省 ] 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構運営費交付金等	12
(16) [ 文 部 科 学 省 ] スポーツによる地域活性化推進事業（運動・スポーツ習慣化促進事業）	15
(17) [ 厚 生 労 働 省 ] 医療介護提供体制改革推進交付金（医療分）	17
(19) [ 厚 生 労 働 省 ] 労働災害休業（補償）給付費	21
(20) [ 厚 生 労 働 省 ] 保護施設事務費負担金	25
(21) [ 厚 生 労 働 省 ] 障害福祉サービス等報酬	27
(22) [ 厚 生 労 働 省 ] 介護保険サービス（居宅介護支援等）	30
(23) [ 農 林 水 産 省 ] HACCP対応等のための施設改修等支援経費	32
(28) [ 経 済 産 業 省 ] クリーンエネルギー自動車導入事業費補助金	34
(32) [ 国 土 交 通 省 ] 災害復旧等事業	37
(33) [ 国 土 交 通 省 ] 道路メンテナンス事業費補助	39
(34) [ 国 土 交 通 省 ] 港湾整備事業（戦略的インフラ老朽化対策）	41
(37) [ 防 衛 省 ] 防衛装備品等の処分	44
(38) [ 防 衛 省 ] 継続費による艦艇の建造	47
(39) [ 防 衛 省 ] 早期契約の促進状況	49
(40) [ 各 府 省 ] 外部書庫に係る経費	52
(41) [ 各 府 省 ] 会議等の会場借料	54
(42) [ 各 府 省 ] 独立行政法人におけるコピー用紙の購入経費	56

# 総 括 調 査 票

調査事案名	(2) 地方創生拠点整備交付金			調査対象 予 算 額	平成28年度補正（第2号）：86,980百万円 （参考 令和2年度：3,000百万円）		
府省名	内閣府	会計	一般会計	項	地方創生推進費	調査主体	共同
組織	地方創生推進事務局			目	地方創生拠点整備交付金	取りまとめ財務局	（四国財務局）

## ①調査事案の概要

### 【事案の概要】

- 地方創生拠点整備交付金（以下、「交付金」という。）は、地方版総合戦略に基づく自主的・主体的な地域拠点づくりなどの事業のうち、地方創生につながる先導的な施設整備（※）を支援する事業である。具体的には、運営戦略や事業計画に基づき利活用方策が明確にされ、それにより十分な地方創生への波及効果（例：観光・農林水産業の振興、地方への移住・起業等の促進、女性・高齢者の就業促進、交流人口の拡大、地域の消費拡大）の発現を期待できるものを対象としており、対象事業は、4つの事業分野（①しごと創生、②地方への人の流れ、③働き方改革、④まちづくり）に類型されている。また、当該施設の利活用に係る適切かつ具体的な成果目標（KPI）を設定し、KPIの達成状況を確認するPDCAサイクルを備えている必要がある。

#### ※主な対象施設のイメージ

- ・地域資源を効果的に活用し、ローカルイノベーションを起こすことにより、観光や農林水産業の先駆的な振興に資する施設
- ・地方への人の流れを飛躍的に加速化し、地方への移住や起業等に確実につながる施設
- ・地域における多様な働き方を先駆的に実現し、女性や高齢者の就業を効果的に促進するための施設
- ・地域での魅力的なまちづくりを実現し、交流人口の拡大や地域の消費拡大に効果的に結びつく施設

#### <先導的な事業とは>

地域再生法に規定する「先導的な事業」とは、以下のような要素を有する利活用方策と一体となった、地方創生に対し効果的な施設の整備であること。

- ① **自立性**：事業を進めていく中で、事業推進主体が自立していくことにより、将来的に本交付金に頼らずに、事業として継続していくことが可能となる事業であること。
- ② **官民協働**：地方公共団体のみでの取組ではなく、民間と協働して行う事業であること。また、単に協働するにとどまらず、民間からの資金を得て行うことがあれば、より望ましい。
- ③ **地域間連携**：単独の地方公共団体のみでの取組ではなく、関係する地方公共団体と連携し、広域的なメリットを発揮する事業であること。
- ④ **政策間連携**：単一の政策目的を持つ単純な事業ではなく、複数の政策を相互に関連づけて、全体として、地方創生に対して効果を発揮する事業であること又は利用者から見て意味あるワンストップ型の窓口等の整備を行う事業であること。
- ⑤ 事業が先導的であると認められるその他の理由があること。

- 今回の調査については、平成28年度補正予算（第2号）に計上された交付金で採択された事業のうち、採択額5,000万円超のもの410件について、調査を行った。※うち12件については、事業取り消し等により交付金未交付のため調査対象から除外している。



# 総 括 調 査 票

調査事案名 (2) 地方創生拠点整備交付金

## ②調査の視点

### 1. KPIについて

- 各事業において設定されたKPIについて、その達成状況を毎年度把握しているか。また、その達成状況を踏まえた、利活用方策の見直しを行っているか。
- 当該施設整備事業の対象となった建築物と同一の施設の追加の施設整備事業を行う理由はどのようなものか。

## ③調査結果及びその分析

### 1. KPIについて

#### (1) KPIの達成状況

KPIの達成状況については、各年度において、【表1】のとおり約5割の達成率にとどまっており、毎年度KPIを検証していない事業も398事業のうち16事業(約4%)あった。またこのうち、毎年度検証していない理由を調査したところ10事業(約63%)が「毎年度の効果検証は努力義務であるため」という理由だった。

【表1】KPIの達成状況

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
設定KPI数(A)	725	1,030	1,062
目標値以上となったもの(B)	347	512	449
目標値を下回ったもの(C)	353	498	521
未把握・不明(D)	25	20	92
KPI達成率 (B)/((A)-(D))	49.6%	50.7%	46.3%

#### (2) 利活用の見直しの検討

KPIの実績値が目標値を下回った年度のある事業335事業のうち、施設の利活用方策の見直しを行った年度がある事業は、65事業(約19%)にとどまっている。

#### (3) 追加の施設整備事業について

当該施設の整備事業において、平成29年度以降の予算に計上された交付金を用いて、追加の施設整備(当該施設整備事業の対象となった建築物と同一の施設(施設内の別のフロアを含む)を整備すること)を行ったかどうか調査をしたところ、398事業のうち28事業(約7%)が追加の施設整備を行っていたことがわかった。このうち17事業(約61%)がすべてまたは一部が当該施設整備事業と同一のKPIを設定しており、さらにこのうち11事業(約65%)についてはKPIの目標値についても同じ数値であった。

## ④今後の改善点・検討の方向性

### 1. KPIについて

- 効果検証については、現状、制度要綱において、「原則、毎年度検証するよう努めるものとする」とされており、毎年度の効果検証が徹底されていない事業もあるため特段の事情のない限り毎年度行うよう徹底し、未達の場合は利活用方策の見直しを検討し、KPIの達成に向け継続的に取り組んでいくべき。また、毎年度検証できない事情がある場合には、その理由を明らかにすべき。
- 同じ施設での追加の施設整備を行う場合には、新規のKPIの設定や、KPIの上方修正を行い、追加で国費を投入することによる相乗効果を踏まえたものとするべき。

# 総 括 調 査 票

調査事案名 (2) 地方創生拠点整備交付金

## ②調査の視点

### 2. 自立性について

- 整備対象施設の利活用における事業収入はどうか。また自立化の見込はどうか。
- 交付金の審査の際に、自立性の観点は内閣府はどのように確認しているのか。

## ③調査結果及びその分析

### 2. 自立性について

- (1) 整備対象施設の利活用における現状の事業収入の有無を調査したところ、398事業のうち336事業（約84%）が事業収入（施設利用料収入など）有り、62事業（約16%）が事業収入が無しとなっており事業収入がない事業も一定程度採択されていることがわかった。また今後の施設利活用の自立化の見込みについて調査したところ【表2】のとおり、地方公共団体の一般財源負担による自立化を見込んでいる事業が97事業（約24%）、自立化を見込んでいない事業も39事業（約10%）あることが分かった。
- (2) また、令和2年度の利活用における収入見込額について調査をしたところ【表3】のとおり、収入計画を作成していない事業が176事業（約44%）あった。また、このうち収入計画を作成している事業の事業収入比率についても50%以下の事業が130事業（約59%）あり、他の財源（自治体負担、国庫補助金）で多くを賄っている事業が半数以上を占めていることがわかった。
- (3) 交付金の審査の際に用いる施設整備計画において、数値を用いた収支計画を求めておらず、自立性の方策については、定性的な記載内容に留まっている。そこで、交付金の申請にあたり、数値を用いた収支計画を作成していたか調査をしたところ【図1】のとおり、義務ではないが作成し内閣府へ提示していた事業がわずかにある一方で作成していない事業は事業収入のある336事業のうち247事業（約74%）と、大半をしめていた。また、収支計画を作成していない理由について調査をしたところ【図2】のとおり「施設整備計画の様式では文章で自立性を記載することとなっているため」が141事業（約57%）、「内閣府へ提示しなければならぬ資料ではないため」が73事業（約30%）と二つで大半を占めていた。

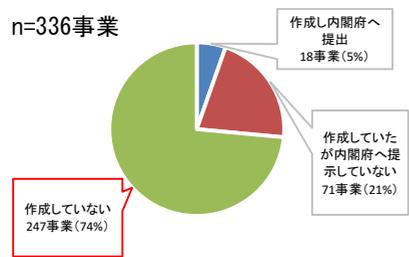
【表2】整備対象施設における施設利活用の自立化の見込

事業収入による自立化を見込んでいる	104
地方公共団体の一般財源負担による自立化を見込んでいる	97
事業収入及び一般財源の両方を活用した自立化を見込んでいる	158
自立化は見込んでいない	39

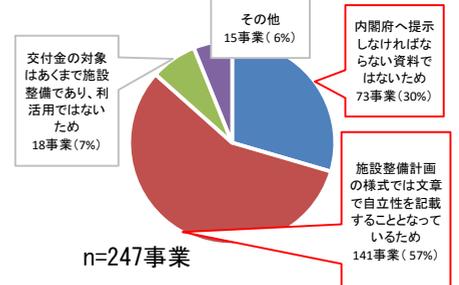
【表3】整備対象施設の利活用における令和2年度の収入見込額

計画なし	176
計画有り	222
0%	34
0.0% ~ 25.0%	65
25.0% ~ 50.0%	31
50.0% ~ 75.0%	29
75.0% ~ 100%	27
100%	36
合計	398

【図1】数値を用いた収支計画を作成し内閣府に提出していたか。



【図2】数値を用いた収支計画を作成していない理由



## ④今後の改善点・検討の方向性

### 2. 自立性について

- 施設整備事業を行うにあたっては、整備が終わった後の利活用において、国費等に頼らず自走できることが重要であるが、事業収入が全くない事業や地方公共団体の一般財源などに頼っているものも多く、自立性の確保については課題がある。
- 現在、交付金の審査の際に自立性については、文章で記載することとなっているが、自治体により具体的に自立性について検討を行うよう、交付申請の際には数値を用いた収支計画を作成させ、内閣府の審査において活用すべきである。  
また、作成させることで、自治体に自走可能な事業実施を意識させるべき。

# 総 括 調 査 票

調査事案名 (2) 地方創生拠点整備交付金

## ②調査の視点

### 3. 官民協働について

- 施設の整備及び利活用において、民間の資金を取り入れているか。

### 4. 既存施設の活用について

- 施設整備事業を行う場合には、新築だけでなく、既存施設の活用も検討しているのか。

【調査対象年度】  
平成28年度

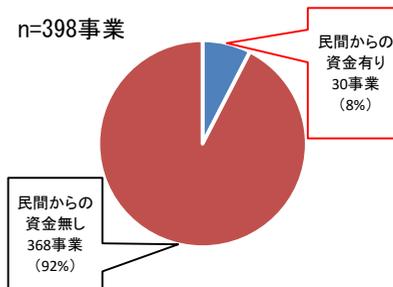
【調査対象先数】  
地方公共団体：302先

## ③調査結果及びその分析

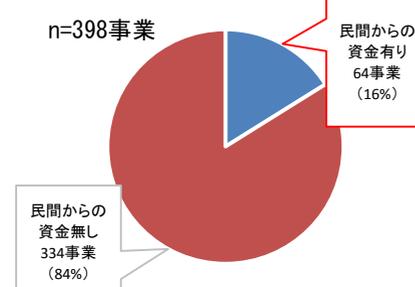
### 3. 官民協働について

【図3】【図4】のとおり、民間からの資金を得て、当該施設の整備もしくは利活用を実施している事業はそれぞれ、398事業のうち30事業（約8%）、64事業（約16%）とごくわずかにしかなかった。

【図3】民間からの資金（融資や出資など）を得て、当該施設整備を行った事業の割合



【図4】民間からの資金（融資や出資など）を得て、当該施設の利活用を行った事業の割合



### 4. 既存施設の活用について

施設整備事業の形態について、調査したところ、【表4】のとおり、398事業のうち新築が172事業（約43%）となっていることが分かった。このうち、施設整備事業を行うにあたって、自治体内の既存の施設を活用できるか確認したか調査をしたところ、23事業（約13%）が活用を確認していないということが分かった。

【表4】施設整備の種類（重複回答有り）

新築	増築	改築	模様替
172	87	101	119

## ④今後の改善点・検討の方向性

### 3. 官民協働について

- 施設の整備や利活用の際し、国や自治体の交付金等だけでなく、制度要綱において、「単に協働するにとどまらず、民間からの資金を得て行うことがあれば、より望ましい。」とされており、本交付金が自立性を有する事業を対象にしていることを踏まえれば、計画段階において、将来的な民間からの資金の活用の見通しを施設整備計画に記載させることで、当該資金の活用を促すべき。

### 4. 既存施設の活用について

- 新築で施設整備を行う場合には、なるべく低コストでの施設整備事業を行うため、既存施設の活用の検討を徹底させるべき。

# 総 括 調 査 票

調査事案名	(3) 地域少子化対策重点推進事業 (結婚に対する取組への支援)			調査対象 予算額	令和元年度：950百万円の内数 ほか (参考 令和2年度：950百万円の内数)		
府省名	内閣府	会計	一般会計	項	子ども・子育て本部	調査主体	共同
組織	子ども・子育て本部			目	地域少子化対策重点推進交付金	取りまとめ財務局	(中国財務局)

## ①調査事案の概要

### 【事案の概要】

都道府県及び市町村（一部事務組合等を含む。以下、「自治体」という。）が地域の实情に応じて行う結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援のために行う取組のうち、「結婚に対する取組」について、地域における少子化対策の推進に資することを目的とし、地域少子化対策重点推進交付金（以下、「交付金」という。）により支援を行うもの。

（注）地域少子化対策重点推進事業の事業メニューには、「結婚、妊娠・出産、乳児期を中心とする子育てに温かい社会づくり・機運の醸成の取組」についての支援もあるが、今回の調査は「結婚に対する取組」への支援に限定して行っている。

### 事業概要

- ① 結婚支援の取組を行う結婚支援センター等の開設・運営
- ② 結婚支援センター等で使用するマッチングシステムの構築・高度化
- ③ 結婚支援センター等と協働して結婚希望者に対するアドバイスを行うボランティア等の育成
- ④ 支援スキル向上のための研修会等の開催
- ⑤ 自治体間連携による広域的な取組 等

### 【地域少子化対策重点推進交付金】

《結婚支援センター設置及びボランティア育成等》（①～④）

補助率：1/2

交付上限：都道府県 5,000万円

政令指定都市・中核市・特別区 1,500万円

上記以外の市町村 750万円

《自治体間連携等》（⑤）

補助率：2/3

交付上限：都道府県 6,666万円

政令指定都市・中核市・特別区 2,000万円

上記以外の市町村 1,000万円

資金の流れ



# 総 括 調 査 票

調査事案名 (3) 地域少子化対策重点推進事業（結婚に対する取組への支援）

## ②調査の視点

### 1. 取組状況等について

(1) 自治体の結婚支援センターの設置及びボランティアの育成に対する取組状況等に差が生じていないか。

## ③調査結果及びその分析

### 1. 取組状況等について

#### (1) 事業の水準確保について

結婚支援センターの設置またはボランティアの育成に取り組んでいる自治体のうち、マッチングシステムの改善やボランティアのスキルアップ研修などの事業の質の向上に積極的に取り組んでいる自治体は、過半数が成果をあげている。【表1】

一方、結婚支援センターの設置またはボランティアの育成に係る成果指標の内容を分析すると、過半数は「相談件数等」「満足度」「引き合わせ数」までを成果指標とし、成婚以降を成果指標としていないなど、成果指標の内容にバラつきがあることがわかった。【表2】

また、事業を実施するにあたっての一定の基準を定めた「指針」の有無に係る調査結果を分析したところ、「指針」を有している自治体はおよそ3割以下しか存在せず、事業を効果的かつ効率的に実施するための一定の「指針」等があれば活用を希望する自治体が9割弱～10割存在【表3】しており、「指針」の需要が高いことがわかった。

【表1】

(自治体数)

	結婚支援センター設置			ボランティア育成				
	取組実施あり			取組実施あり				
	うち、質向上の取組あり		割合	うち、質向上の取組あり		割合		
うち、成果あり		うち、成果あり						
都道府県	33	28	19	67.9%	25	11	6	54.5%
市町村	74	44	32	72.7%	101	22	16	72.7%

【表2】

(自治体数)

成果指標の内容	結婚支援センター設置	ボランティア育成	合計	割合
出生率	2	0	2	1.7%
成婚数	40	9	49	42.6%
引き合わせ数	16	4	20	17.4%
満足度	7	9	16	13.9%
相談件数・イベント参加者数・会員登録数等	11	17	28	24.3%
合計	76	39	115	100.0%

【表3】

(自治体数)

	結婚支援センター設置				ボランティア育成					
	取組実施あり				取組実施あり					
	うち、指針希望あり		割合	うち、指針あり	うち、指針希望あり		割合	うち、指針あり		
都道府県	33	33	100.0%	9	27.3%	25	25	100.0%	5	20.0%
市町村	74	65	87.8%	20	30.8%	101	90	89.1%	8	8.9%

## ④今後の改善点・検討の方向性

### 1. 取組状況等について

#### (1) 事業の水準確保について

結婚支援センターの設置またはボランティアの育成に係る成果指標について、地域の実情と課題を踏まえた自治体主体の内容とすることに留意しつつも、「出生率」及び「成婚数」等の定量的データを統一的に把握し、少子化対策の推進という事業目的における各自治体の状況を捉え、成果指標の設定水準を検討すべきである。

また、自治体の結婚支援センター及びボランティア等が最低限有しておくべき要件等について、内閣府において「指針」を示し、一定水準の質を全国的に確保することで、事業の質の向上を図るべきである。

# 総 括 調 査 票

調査事案名 (3) 地域少子化対策重点推進事業（結婚に対する取組への支援）

## ②調査の視点

### 1. 取組状況等について

(2) 結婚支援センターの設置及びボランティアの育成の取組は、効果的かつ効率的なものとなっているか。

## ③調査結果及びその分析

### 1. 取組状況等について

(2) 自治体間連携について  
結婚支援センターの設置またはボランティアの育成（それぞれ本交付金等の支援を受けずに自治体の自主財源により実施するものを含む。）にあたり、自治体間連携を行っている自治体は、3割～6割弱にとどまっている。また、自治体間連携を実施した自治体のうち、5割強～7割強が成果があったと回答している。

【表4】  
連携によりあがった成果の内容【表5】と連携をしていない自治体にて成果があがらない理由【表6】を対比すると、連携をしていない自治体において成果が出ていない要因として回答のあった事項が、自治体間連携の取組においては成果が出ていることがわかった。

一方、令和元年度における本交付金の事業メニューの採択件数に対する、自治体間連携に係る事業メニューの採択割合は、都道府県は約4%、市町村は約3%にとどまり、低調である。

さらに、自治体間連携に対する課題として、「連携するメリットを感じない」「連携方法がわからない」「自治体間の施策に対する考え方の違い」が挙げられている。【表7】

## ④今後の改善点・検討の方向性

### 1. 取組状況等について

(2) 自治体間連携について  
自治体間連携による取組を拡大することで、単独の自治体の取組による不足点を補填する効果が期待できる。内閣府は、効果的かつ効率的な事業推進のため、自治体間連携の在り方（モデルケース）を示し、自治体間連携の推進をより一層図るべきである。

【表4】

	結婚支援センター設置						ボランティア育成					
	取組実施あり						取組実施あり					
	うち、自治体間連携あり			うち、成果あり			うち、自治体間連携あり			うち、成果あり		
	割合	うち、	割合	割合	うち、	割合	割合	うち、	割合	割合	うち、	割合
都道府県	33	19	57.6%	12	63.2%	25	8	32.0%	6	75.0%		
市町村	74	38	51.4%	25	65.8%	101	31	30.7%	17	54.8%		

(自治体数)

【表5】

結婚支援センター設置		ボランティア育成	
イベント参加者数及び会員登録数の増	48.3%	研修及び	
周知機会の増	20.7%	ボランティアの質の向上	67.6%
マッチング数及び成婚数の増	17.2%		
体制不足の改善	5.2%	ボランティア活動機会及び	20.6%
支援の質向上	3.4%	ボランティア登録数の増	
財源の効率化	3.4%	マッチング数及び成婚数の増	11.8%
その他	1.7%		

【表6】

結婚支援センター設置		ボランティア育成	
会員登録数の伸び悩み	44.4%	研修及び	50.0%
事業の認知度不足	33.3%	ボランティアの質の確保	
体制不足	11.1%	ボランティア登録数の伸び悩み	37.5%
その他	11.1%	その他	12.5%

【表7】

結婚支援センター設置		ボランティア育成	
連携するメリットを感じない	27.7%	連携方法がわからない	32.0%
自治体間の施策に対する考え方の違い	24.6%	連携するメリットを感じない	31.1%
財源不足	18.5%	自治体間の施策に対する考え方の違い	10.7%
連携方法がわからない	18.5%	財源不足	4.9%
運用ルールの調整難	4.6%	運用ルールの調整難	2.9%
体制不足	1.5%	ボランティアの質の確保	1.9%
その他	4.6%	ボランティア登録数の不足	1.9%
		体制不足	1.0%
		その他	13.6%

(注) 表5、6及び7は、自治体により複数回答がある。

# 総 括 調 査 票

調査事案名 (3) 地域少子化対策重点推進事業（結婚に対する取組への支援）

## ②調査の視点

### 2. 自主財源による取組について

国から本交付金等の支援を受けずに自治体の自主財源により実施されている結婚支援センターの設置及びボランティアの育成の取組状況等はどうなっているか。

#### 【調査対象年度】

平成29年度～令和元年度

#### 【調査対象先数】

平成30年度及び令和元年度に地域少子化対策重点推進事業にて「結婚に対する取組」を実施した自治体及び自主財源により「結婚に対する取組」を実施した自治体

293先

うち回答のあった自治体290先

(回答回収率：99.0%)

うち都道府県：47先

うち市町村：243先

## ③調査結果及びその分析

### 2. 自主財源による取組について

結婚支援センターの設置及びボランティアの育成を行っている自治体のうち、国からの交付金を活用することなく自主財源にて取組を行っている自治体の割合は、令和元年度において、都道府県は4割強、市町村は8割弱存在することがわかった。

また、独自に成果指標を定め、自主財源にて結婚支援センターの設置及びボランティアの育成を行っている自治体のうち、成果をあげている自治体の割合は、令和元年度において、都道府県は3割強～7割、市町村は6割強存在する。【表8】

【表8】

(自治体数)

		結婚支援センター設置						ボランティア育成							
		取組実施あり						取組実施あり							
		うち、自主財源のみ						うち、自主財源のみ							
		割合	うち、成果指標あり		割合	うち、成果あり		割合	うち、成果指標あり		割合	うち、成果あり			
割合	うち、成果あり		割合	うち、成果あり		割合	うち、成果あり								
平成 30年度	都道府県	33	8	24.2%	7	87.5%	4	57.1%	25	7	28.0%	2	28.6%	0	0.0%
	市町村	74	52	70.3%	31	59.6%	20	64.5%	101	75	74.3%	19	25.3%	13	68.4%
令和 元年度	都道府県	33	14	42.4%	10	71.4%	7	70.0%	25	10	40.0%	3	30.0%	1	33.3%
	市町村	74	56	75.7%	31	55.4%	19	61.3%	101	78	77.2%	17	21.8%	11	64.7%

## ④今後の改善点・検討の方向性

### 2. 自主財源による取組について

内閣府は、国から本交付金等を受けずに自主財源にて成果をあげている自治体の取組事例について情報を収集していないことから、これに係る好事例を収集し、自治体に共有することで、重層的な少子化対策事業を横展開するべきである。

## 総 括 調 査 票

調査事案名	(7) 日本司法支援センター運営費交付金			調査対象 予算額	令和元年度：14,902百万円 ほか (参考 令和2年度：14,847百万円)		
府省名	法務省	会計	一般会計	項 目	日本司法支援センター運営費	調査主体	本省
組織	法務本省				日本司法支援センター運営費交付金	取りまとめ財務局	—

### ①調査事案の概要

#### 【事案の概要】

日本司法支援センター（以下、「法テラス」という。）は、総合法律支援法（以下、「法」という。）に基づき、総合法律支援（弁護士等のサービスをより身近に受けられるようにするための総合的な支援）に関する事業を迅速かつ適切に行うことを目的として、独立行政法人の枠組みに従って設立された法人である。

法テラスが行う業務の一つに、資力の弱い者が法的トラブルにあった時に、無料法律相談（以下、「法律相談」という。）や、弁護士費用の立替え（以下、「代理援助」という。）、書類作成費用の立替え（以下、「書類作成援助」という。）を行う民事法律扶助業務がある。近年、自己破産等の多重債務事件が増加してきていることなどにより、民事法律扶助業務に係る予算額は高止まりの傾向にある。

こうした背景の下、今般の調査は、民事法律扶助に係る利用者負担及び財政負担軽減等の観点から、書類作成援助の活用状況に着眼した調査を行うこととした。

また、立替金の回収状況、法テラスに常勤している弁護士（以下、「常勤弁護士」という。）の活用について、調査を行うこととした。（本調査は、平成24年度、26年度及び29年度の予算執行調査のフォローアップ調査として実施（平成24年度調査は平成22年度のフォローアップ調査として実施）。）

### ②調査の視点

#### 1. 利用者負担及び財政負担軽減等のための方策について

主に司法書士が行う書類作成援助は、一般的に、弁護士が行う代理援助よりも費用が安価であることから、利用者負担及び財政負担軽減の観点からも、書類作成援助による対応が可能な事件については、書類作成援助を活用するべきではないか。

また、常勤弁護士は処理件数に関わらず一定の給与が支給されている。常勤弁護士の活用をさらに促進させることで財政負担の軽減につながるのではないか。

#### 2. 立替金の回収状況について

これまでの調査における指摘事項を踏まえ、効果的な回収のための対応が図られているか。

その結果、回収率が向上するなどの効果が表れているか。  
回収率の更なる向上のため、新たに取り組むべき方策はあるか。

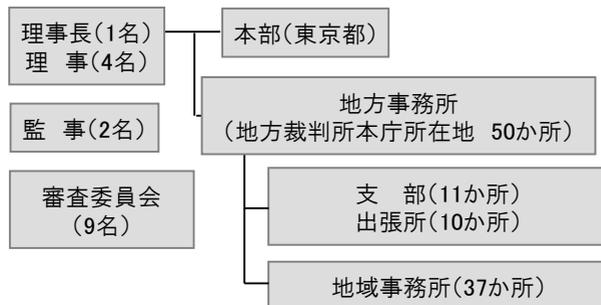
【調査対象年度】  
平成29年度～令和元年度

【調査対象先数】  
日本司法支援センター  
本部  
地方事務所 50か所

### 日本司法支援センター（法テラス）の組織及び業務内容

#### 組 織

（令和2年4月1日 現在）



#### 主 な 業 務 内 容

##### 民事法律扶助 法第30条第1項第2～4号

- 資力の乏しい方に対し、民事に関する以下の援助を実施
  - ・弁護士費用の立替え(代理援助)
  - ・書類作成費用の立替え(書類作成援助)
  - ・無料法律相談(法律相談)
- 認知機能が十分でない方に対する資力を問わない法律相談を実施
- 政令で指定する大規模災害の被災者に対する無料法律相談を実施

##### 国選弁護等関連 法第30条第1項第6号

- 国選弁護に関する以下の業務を実施
  - ・支援センターと契約した弁護士を国選弁護人候補として裁判所に通知
  - ・国選弁護人に対する報酬の支払

※そのほか、司法過疎対策、情報提供、犯罪被害者支援等の業務もを行っている。

#### 【これまでの調査結果（平成24、26、29年度）の概要】

##### 調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

- ・立替金債権等の回収について、将来の運営費交付金予算の効率化を図るため、長期滞納債権等の回収に集中的に取り組むべき。
- ・常勤弁護士の配置について、事務所単位の常勤弁護士一人当たりの業務量が不均衡な状態であるため、配置人数を適正化すべき。



##### 反映の内容等

- ・立替金の回収計画の見直しを行うなどして、回収業務が円滑に実施されるように業務の点検、見直しを行っている。
- ・地方事務所の常勤弁護士の配置を適正化したことにより見込まれる常勤弁護士の事件処理件数の増加分を予算に反映させた。

# 総 括 調 査 票

調査事案名 (7) 日本司法支援センター運営費交付金

## ③調査結果及びその分析

### 1. 利用者負担及び財政負担軽減等のための方策について

#### (1) 書類作成援助の活用

- 代理援助と書類作成援助の立替金額の過去5か年の平均単価（1件当たり）を比較したところ、【表1】のとおり書類作成援助のほうが代理援助よりも30千円安価であった。
- 全50地方事務所に対し、「利用者が書類作成援助で対応できる事件」はどのような事件か確認したところ、【表2】のとおり自己破産事件については42事務所（8割）、相続放棄の申述などの家事事件については36事務所（7割）が書類作成援助で対応可能と回答があった。  
また、特に「管財事件」以外の自己破産事件については、書類作成援助の活用が可能であるとの意見が多数あった。
- 他方で、令和元年度に全50地方事務所において代理援助を行った案件のうち、自己破産事件に係る案件を抽出調査（500件）したところ、【図1】のとおり7割以上（358件）が管財事件以外の案件にも関わらず、代理援助で処理されていた。
- 我が国全体の自己破産事件でみると、約11%が司法書士に対して書類作成の依頼をしている（※2）のに対し、法テラスにおいては約5%にとどまっており、書類作成援助の更なる活用の余地があるといえる。  
（※2）引用元：2017年破産事件及び個人再生事件記録調査（日本弁護士連合会消費者問題対策委員会）
- 以上のとおり、破産手続の中には司法書士が書類作成を請け負うことにより手続きを行うことが十分可能なものがあり、その費用を返済していく利用者にとっても一般的に経済的負担が少なく済むということが、多くの地方事務所において認識されているにも関わらず、法テラスにおいては、こうした観点に基づいた事件の振り分けが行われていない。

#### (2) 常勤弁護士の活用

- 常勤弁護士が行う業務のうち、民事法律扶助等の主要3業務（法律相談、代理援助、国選弁護）の常勤弁護士1人当たりの年間業務量を確認したところ、【表3】のとおり事務所ごとで大きく開きがあった。
- 平成29年度以降、全50地方事務所のうち、27事務所が常勤弁護士の配置数の見直しを行っている。しかし、依然として、常勤弁護士1人当たりの年間業務量は不均衡な状態となっており、年間業務量を客観的に評価する必要があると考えられる。
- なお、常勤弁護士に対しては、内部規定に基づき、処理件数に関わらず一定の給与が支給されており、非常勤の契約弁護士と異なり着手金・報酬金の支払いはされない。そのため、常勤弁護士の処理件数を増加させることで、民事法律扶助業務に係る着手金・報酬金分の財政負担の軽減に寄与することが期待される。

【表1】立替金額の平均単価（1件当たり）

〈全地方事務所の5か年平均(平成27年度～令和元年度)〉 (単位:円)				
案件	全体	多重債務	金銭事件	家事事件
代理援助(①)	123,446	133,289	117,167	114,149
書類作成援助(②)	93,260	103,565	36,250	61,148
差引(①-②)	30,186	29,724	80,917	53,001

(※1) 多重債務には自己破産が含まれている。

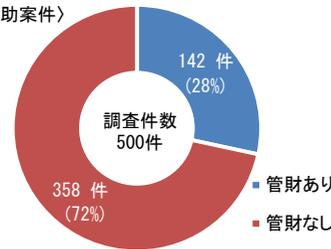
【表2】地方事務所へのアンケート調査結果

(問) 利用者が書類作成援助で対応できる事件はどのような事件か<複数回答可>

事件類型	自己破産		家事		その他	
	自己破産	割合	家事	割合	その他	割合
回答数 (全50地方事務所)	42所	84%	36所	72%	12所	24%

【図1】地方事務所への抽出調査結果(自己破産事件)

〈代理援助案件〉



【表3】常勤弁護士1人当たりの年間業務量

〈平成29年度～令和元年度の3か年平均〉 (単位:件)

事務所別	法律相談	代理援助	国選弁護
A事務所	162	43	11
B事務所	140	34	12
C事務所	43	15	4
D事務所	35	35	1

(※3) 常勤弁護士が所属する地方事務所(41事務所)で比較した。

## ④今後の改善点・検討の方向性

### 1. 利用者負担及び財政負担軽減等のための方策について

利用者負担及び財政負担軽減の観点から、法テラスにおいても、管財事件等の困難な事件や、健康上の理由等により自身で手続きを進めることが難しく代理人による活動が期待される事件などを除き、書類作成援助による対応が利用者負担を軽く、かつ、利用者にも不利益とならない事件については、その旨を利用者に説明した上で、書類作成援助の活用を積極的に検討すべきである。

また、不均衡となっている常勤弁護士1人当たりの年間業務量を改善するため、常勤弁護士の資質の向上に努めるとともに、年間業務量につき地域の実情に応じた客観的な評価をするための目標設定を検討すべき。

# 総 括 調 査 票

調査事業名 (7) 日本司法支援センター運営費交付金

## ③調査結果及びその分析

### 2. 立替金の回収状況について

- ・ 足元の令和元年度中の立替実施額は167億円、償還金額は112億円、免除額は48億円であった（※4）。

（※4）立替金等の各金額は令和2年5月時点の速報値である。

- ・ 法テラス設立（平成18年度）以降の立替金総額は2,062億円、未償還債権の残高は423億円（令和元年度末）であり、立替金総額に占める未償還債権の割合は、過去調査時に比べて11.8%減少していた【表4】。

- ・ 他方で、未償還債権のうち、長期未償還債権（※5）の占める割合については、過去調査時に比べて4.8%増加していた【表4】。

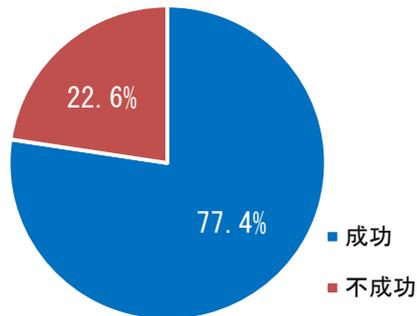
（※5）未償還債権のうち、援助実施から3年を超過する債権。

法テラスの業務方法書にて「割賦償還の償還期間は3年を超えないものとする。ただし、地方事務所長は、被援助者の資力その他の状況を勘案し、償還期間を延長する決定をすることができる。」と定められている。

- ・ 法テラスとしては、前回調査以降、回収業務が円滑に実施されるように業務の点検・見直しを行い、償還金引落対応が可能な金融機関の拡大や長期滞納者への督促にコンビニ収納用紙を同封する運用を開始するなどの対応をとってきたところであり、立替金の回収に一定の効果があつたものの、未償還債権に占める長期未償還債権の割合は増加しており、改善すべき点が見られる。

- ・ なお、近年、新規援助事件のうち、金融機関に引落依頼をした件数の2割以上で引き落としができず【図2】、また、所在不明者の人数が年々増加しており【図3】、立替金の回収業務がより困難となっていることも明らかとなった。

【図2】 新規援助事件の自動引落成功率  
（3か年平均（平成29年度～令和元年度））



【表4】未償還債権の比較（単位：億円）

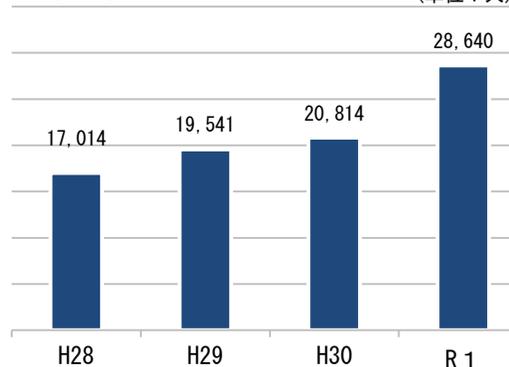
	過去調査 (H25末)		今回調査 (R1末)		対比 (今回/過去)
	金額	①に占める割合	金額	①に占める割合	
立替金総額①	1,081		2,062		
未償還債権②	349	32.3%	423	20.5%	11.8%減
長期未償還債権③	97	9.0%	138	6.7%	2.3%減
②に占める 長期未償還債権の割合③/②	27.8%		32.6%		4.8%増

（※6）長期未償還債権は次の年度に係る金額である。

・ 過去調査→H18～H21に援助開始した案件分

・ 今回調査→H18～H21に援助開始した案件分

【図3】 所在不明者数（単位：人）



## ④今後の改善点・検討の方向性

### 2. 立替金の回収状況について

立替金の回収状況の改善は利用者間の公平性の観点からも重要な問題である。

援助開始決定前に立替金の引落口座に関する書類を提出させ、引落口座の有効性を事前に確認するなど、事務フローの見直しを行い、未償還債権の圧縮のための更なる取組を進めるべき。

# 総 括 調 査 票

調査事案名	(15) 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構運営費交付金等		調査対象 予算額	令和元年度(補正後) : 135,260百万円の内数 ほか (参考: 令和2年度118,447百万円の内数)			
府省名	文部科学省	会計	一般会計	項	国立研究開発法人宇宙航空研究 開発機構運営費	調査主体	本省
組織	文部科学本省			目	国立研究開発法人宇宙航空研究 開発機構運営費交付金	取りまとめ財務局	—

## ①調査事案の概要

### 【事案の概要】

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構(以下「JAXA」という。)は、宇宙科学に関する学術研究、人工衛星等の開発、打上げ・運用等の業務を総合的に行い、宇宙科学技術・航空科学技術の水準向上、宇宙の開発・利用の促進を図っている。

JAXAは事務・事業の特性を踏まえPDCAサイクルにより公正性・透明性を確保しつつ調達合理化に取り組むため、調達等合理化計画を策定している。また、JAXAの保有する様々な宇宙航空技術に関する知見の提供等による国内外の民間事業者、公的研究機関との連携強化等を通じた外部資金の獲得に向けて積極的な取組により自己収入の増加を促進することとしている。

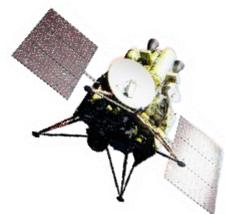
### 【JAXAの主な研究開発プロジェクト】



H3 ロケット



HTV-X



火星衛星探査計画



小型月着陸実証機

### 打上げを予定している主なミッション

打上げ予定	搭載宇宙機/ミッション
令和2年度	光データ中継衛星
令和3年度 以降	H3 ロケット試験機
	先進光学衛星「だいち3号」
	革新的衛星技術実証2号機
	先進レーダ衛星
	HTV-X1号機、2号機
	X線分光撮像衛星
	小型月着陸実証機
	深宇宙探査技術実証機
	技術試験衛星9号機
	温室効果ガス・水循環観測技術衛星
火星衛星探査計画	

(出典: JAXAホームページ)

### 【調達の合理化に向けたこれまでの取組】

- 令和元年度から商業デブリ除去実証の調達において、入札参加資格の要件緩和を試行適用した。
- 全国の商工会議所を通じたポスター配布、広く事業者が参入できるよう業務の分割を実施した。

(参考)

JAXAの調達における価格競争の促進について、参加企業が2者以上の調達の割合が低く、状況の改善を図るべきである。具体的には、仕様書の改善や参入促進に向けた企業との意見交換の実施など、競争促進の観点から入札の工夫等を行うべき。(平成30年度予算執行調査)



JAXAは、総務省行政管理局による国の調達改善に係る先行取組事例を含めた改善策(電子入札の更なる活用等)を継続して実施するとともに、入札参加要件の緩和をより一層進める。

# 総 括 調 査 票

調査事案名 (15) 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構運営費交付金等

## ②調査の視点

### 1. 合理的な調達契約に向けた競争促進の取組について

平成30年度予算執行調査において、JAXAの調達について、参加企業が2者以上の割合が低く状況の改善を図るよう指摘をしており、その後の取組状況を確認する。

具体的には、参加企業が2者以上の割合は改善されているか、競争入札の促進のために入札に際して参加資格の要件緩和や業務分割化の取組が積極的に行われているか。

## ③調査結果及びその分析

### 1. 合理的な調達契約に向けた競争促進の取組について

JAXAの過去4年間（平成28年度～令和元年度）の調達状況を調査したところ、以下の特徴が見られる。

令和元年度の全調達件数のうち2者以上が参加した割合は【表1】のとおり、15.5%にとどまり、その割合は平成28年度に比して減少している。

このうち、ロケット関係の調達について2者以上が参加した割合は【表2】のとおり、6.7%となっており平成28年度に比して減少している。また、入札に際して業務の分割化、入札要件の緩和を行っているのは【表3】のとおり、令和元年度の2件しかない状況となっている。

【表1】JAXAの全調達の状況

		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
		件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
価格競争等	2者以上	390	11.7%	344	10.2%	364	10.8%	259	8.5%
	1者	754	22.7%	761	22.5%	818	24.3%	679	22.3%
企画競争等	2者以上	267	8.0%	282	8.3%	337	10.0%	213	7.0%
	1者	261	7.9%	314	9.3%	312	9.3%	274	9.0%
	不落随契	51	1.5%	58	1.7%	28	0.8%	24	0.8%
随意契約等		1,597	48.1%	1,622	48.0%	1,503	44.7%	1,590	52.3%
計		3,320	100%	3,381	100%	3,362	100%	3,039	100%

【表2】ロケット関係の調達の状況

		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
		件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
価格競争等	2者以上	11	5.9%	24	8.0%	13	6.8%	10	4.5%
	1者	30	16.0%	37	12.3%	24	12.5%	28	12.5%
企画競争等	2者以上	3	1.6%	4	1.3%	5	2.6%	5	2.2%
	1者	9	4.8%	9	3.0%	8	4.2%	14	6.3%
	不落随契	1	0.5%	4	1.3%	2	1.0%	0	0%
随意契約等		134	71.3%	222	74.0%	140	72.9%	167	74.6%
計		188	100%	300	100%	192	100%	224	100%

【表3】入札に際して業務の分割化・入札要件の緩和を行った件数

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
業務の分割化	0	0	0	1
入札要件の緩和	0	0	0	1
計	0	0	0	2

## ④今後の改善点・検討の方向性

### 1. 合理的な調達契約に向けた競争促進の取組について

令和元年度から業務の分割化や入札要件の緩和の取組を始めたところであるが、その取組件数はわずか2件となっている。入札要件の緩和・業務分割化によるメリット（競争性）、デメリット（分割化による管理工数、事務手続きの負担増）などを十分検討したうえで、どのような案件が適用可能か洗い出しを行うことで、業務分割化・要件緩和の入札件数を増やすべき。

# 総 括 調 査 票

調査事業名 (15) 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構運営費交付金等

## ②調査の視点

### 2. 特許等の知的財産を有効活用した自己収入の確保について

自己収入の増加に向け、JAXAが保有する知的財産等を有効活用した取組が適切に行われているか。

【調査対象年度】  
平成28年度～令和元年度

【調査対象先数】  
国立研究開発法人：1先

## ③調査結果及びその分析

### 2. 特許等の知的財産を有効活用した自己収入の確保について

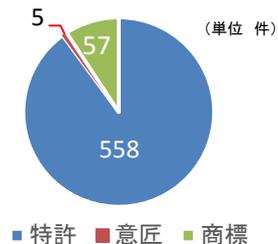
#### (1) 産業財産権

JAXAが保有する令和元年度における産業財産権は【図1】のとおり、特許が558件と最多である。

#### (2) 自己収入

JAXAの自己収入の状況は【表4】のとおり、特許権等実施料等は令和元年度において自己収入の約4割を占めている。このうち、提供事業収入は公的用途のため衛星データを利用する場合にその運用費用等を実費で徴収するもので主に政府機関へ提供されている。特許権等実施料及び衛星データ有償利用は商業目的のため利用される場合で主に民間事業者へ提供されているものである。

【図1】保有する産業財産権



【表4】自己収入の状況

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
特許権等実施料等	279	376	396	464
特許権等実施料	62	40	65	96
提供事業収入	151	168	272	318
衛星データ有償利用	66	168	59	50
事業外収入	410	609	557	639
合計	688	985	953	1,103

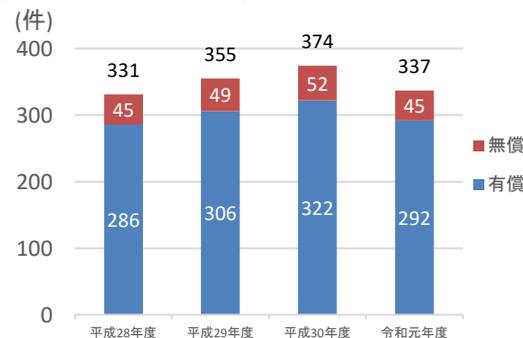
(注) 計数はそれぞれ四捨五入しているため合計において一致しない場合がある。

### (3) 知的財産の利用許諾

JAXAに帰属する知的財産について、利用者が知的財産の利用に係る価値を得る又は対価相当の価値を享受する場合は有償許諾契約をしており、知的財産の利用許諾契約件数の推移は、【図2】のとおり増加傾向にあるものの、主に民間事業者へ提供している特許権等実施料及び衛星データ有償利用の合計は、【表4】のとおり概ね横ばいで推移している状況である。

人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律（平成28年法律第76号）により、近年、ベンチャー企業を含む民間事業者の宇宙産業への参入が進んでいる。また、JAXAのホームページ「使ってみたいJAXA特許」において、JAXAが保有する特に事業化の可能性の高い特許技術を紹介する取組を行っており、こうしたJAXAの保有する知的財産を民間事業者が活用できるような取組を強化することで、自己収入の増加が図られるのではないかと期待されている。

【図2】知的財産の利用許諾契約件数



## ④今後の改善点・検討の方向性

### 2. 特許等の知的財産を有効活用した自己収入の確保について

近年、様々な宇宙開発プロジェクトに伴い民間活力の活用が期待される状況にある。ベンチャー企業を含む民間事業者の宇宙産業への参入が進んでいることから、民間事業者がJAXAの知的財産を活用できるように取り組むべき。

具体的には、JAXAと民間事業者による技術開発等を伴うパートナーシップ型共創プログラム（宇宙イノベーションパートナーシップ）を活用し、宇宙利用の拡大や民間事業者の創出を促進し、特許権等実施料等の確保を行うべき。

また、JAXAの保有する施設の使用料について、適正な価格への引き上げを行うこと等により、自己収入の確保に努めるべき。

### (4) JAXAの保有する施設について

JAXAの保有する施設の使用料について、宇宙利用の拡大を図り、宇宙産業全体の市場規模拡大に貢献するため、使用料は必要経費（実費）のみ使用者に求めている。また、筑波宇宙センターのように施設見学ツアー料を徴収（500円）しているところもある一方、施設見学が無料のところもある。

JAXAの保有する施設の使用料について適正な価格への引き上げを行うこと等により、自己収入の増加につなげることが出来るのではないかと期待されている。

# 総 括 調 査 票

調査事案名	(16) スポーツによる地域活性化推進事業 (運動・スポーツ習慣化促進事業)		調査対象 予算額	令和元年度：180百万円 ほか (参考 令和2年度：180百万円)			
府省名	文部科学省	会計	一般会計	項	スポーツ振興費	調査主体	財務局
組織	スポーツ庁			目	地方スポーツ振興費補助金	取りまとめ財務局	東北財務局

## ①調査事案の概要

### 【事案の概要】

運動・スポーツの無関心層や、疾病コントロール及び生活の質の維持・向上のために医師からスポーツを推奨されている有疾患者を含め、多くの住民が運動・スポーツに興味・関心を持ち、その習慣化を図るための地方公共団体におけるスポーツを通じた健康増進に資する取組を支援する。また、将来的には補助金なく事業を継続していけることを目指す。



国（補助）

定額



地方公共団体

### 【共通事項】

行政内（スポーツ部局、健康福祉部局等）や域内の関係団体（大学、民間事業者、スポーツ団体、医療機関、健康関連団体等）が一体となり、効率的・効果的に取組を実施することができる連携・協働体制の整備を行う。



スポーツ部局

健康福祉部局

連携

大学、民間事業者、健康関連団体、総合型  
地域スポーツクラブ、医療機関・医師会 等

### 【選択事項（以下の取組①又は②のいずれか一つを選択）】

#### ①健康増進のための運動・スポーツ習慣化の実践

スポーツを通じた健康増進を一層推進するため、地域における運動・スポーツ無関心層へのアプローチや運動・スポーツ習慣化の課題解決に効果的に取り組み、より一層事業の充実を図る。ターゲットはライフステージ別に以下のとおりとする（複数選択あり）。

- 1) ビジネスパーソン
- 2) 高齢者
- 3) 女性（中学生や高校生などの若年層又は成人）

#### ②医療と連携した地域における運動・スポーツの習慣化の実践

生活習慣病（糖尿病、高血圧、心疾患など）及び運動器疾患（腰痛症、変形性膝関節症など）等の生活機能低下を伴うハイリスクな住民が、個々の健康状態に応じた安全かつ効果的な楽しいスポーツを地域で安心して親しめる機会を創出する。医療機関とスポーツ施設と地方公共団体等が連携を図り、スポーツ医学の知見に基づいた、疾病コントロールの維持・改善につながる運動・スポーツを習慣化するためのシステム開発及び実践により、スポーツを通じた健康増進を図る。

交付実績 平成28年度：21団体、平成29年度：14団体、平成30年度：17団体、令和元年度：22団体

# 総 括 調 査 票

調査事案名 (16) スポーツによる地域活性化推進事業（運動・スポーツ習慣化促進事業）

## ②調査の視点

### 【調査対象年度】

平成28年度～令和元年度

### 1. 事業の自立性・持続可能性

- 本事業は事業終了後の自立、持続化を促す仕組みとなっているか。
- 本事業の補助を受けて事業を実施した団体が再度補助対象となっているか。

### 【調査対象先数】

・平成28年度から令和元年度までに補助を受けた33市町村（令和元年度に初めて補助を受けた団体を除く。）

### 2. 取組事例の展開・共有について

- 本事業において、市町村はスポーツ庁に対して、どのような要望があるか。
- 本事業に都府県はどのように関わっているか。

### 【調査対象先数】

・平成28年度から平成30年度までに補助を受けた33市町村（回収率97%）  
・補助を受けた市町村が所在する19都府県（回収率95%）

## ③調査結果及びその分析

### 1. 事業の自立性・持続可能性

- 平成28年度から令和元年度までに補助を受けた33市町村（令和元年度に初めて補助を受けた団体を除く。）のうち、複数回の補助を受けた市町村は全体の50%を超える19市町村あり、中には4年連続で補助を受けている市町村もあった【図1】。
- 「次年度から市単独事業として継続実施していく。」と公表している事例において、次年度にも再度補助を受けている事例が見受けられた。

### 2. 取組事例の展開・共有について

#### 【表1】市町村へのアンケート調査結果

スポーツ庁への要望	回答	
他の市町村の事例の共有	20/32	63%
アドバイス、指導者の派遣等	3/32	9%
その他	9/32	28%

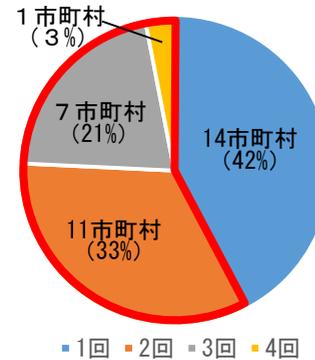
※未回収1件

#### 【表2】都府県へのアンケート調査結果

【アンケート調査内容】	有	無
本事業を認識しているか	16	2
本事業を市町村に周知しているか	16	2
補助を受けていない市町村に過去の事例を展開しているか	4	14

※未回収1件

【図1】補助を受けた回数



※割合 (%) は小数点以下を四捨五入しているため、合計が100%にならない。

- 60%を超える市町村からスポーツ庁に対して、他の市町村の事例の共有の要望があった。

- 70%を超える都府県は、本事業を認識し周知するにとどまっており、事例の展開を行っていなかった。

## ④今後の改善点・検討の方向性

### 1. 事業の自立性・持続可能性

- 自立性、持続可能性を高めるため、過年度に補助を受けた団体に再交付する場合には、補助率を減じていく仕組みや補助回数の上限を設ける仕組みの導入を検討すべきである。
- また、そのうえで、2回目以降の申請については、一定の基準を設け、自立、持続化への取組等を評価して、基準に満たない場合や過去の取組と比較して工夫や変化のない事業については、補助金を減額する仕組み等の導入を検討すべきである。

### 2. 取組事例の展開・共有について

- 本事業が効果的に実施されるためには、補助の対象となる地方公共団体に対して、過去の有効な取組事例が積極的に共有されることが重要となる。
- 他の市町村の事例の共有の要望が強いことを踏まえ、スポーツ庁は事業の質を高め、市町村が効果的に事業を実施できるような情報発信の在り方について検討すべきである。
- 都道府県は事業の周知にとどまらず、スポーツ庁と連携して、取組事例を市町村に展開する等、市町村が事業を効果的に実施するための環境整備を検討すべきである。

# 総 括 調 査 票

調査事案名	(17) 医療介護提供体制改革推進交付金 (医療分)			調査対象 予算額	令和元年度：68,910百万円 (参考 令和2年度：79,577百万円の内数)		
府省名	厚生労働省	会計	一般会計	項	医療提供体制基盤整備費	調査主体	共同
組織	厚生労働本省			目	医療介護提供体制改革推進交付金	取りまとめ財務局	(東海財務局)

## ①調査事案の概要

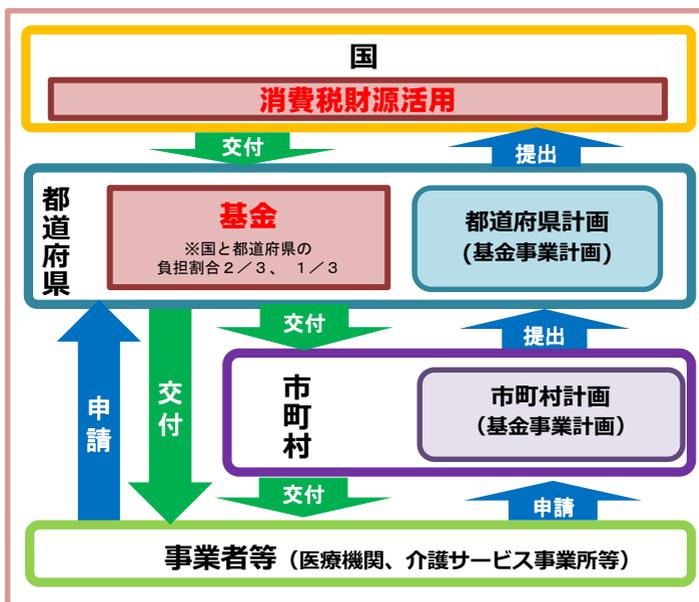
### 【事案の概要】

消費税増収分等を活用し、地域医療介護総合確保基金を各都道府県に設置し、都道府県が作成する計画（以下、「都道府県計画」という。）のうち、「地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業」等に対して財政支援を行う。

- ・ 交付先：都道府県
- ・ 負担割合：2/3（都道府県1/3）
- ・ 令和元年度基金対象事業

- （事業区分1） 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業（病床機能分化・連携推進事業）
- （事業区分2） 居宅等における医療の提供に関する事業（在宅医療推進事業）
- （事業区分4） 医療従事者の確保に関する事業（医療従事者確保事業）

※消費税法第1条第2項 消費税の収入については、地方交付税法に定めるところによるほか、毎年度、制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費に充てるものとする。



### 【都道府県計画及び市町村計画（基金事業計画）】

- 基金に関する基本的事項
  - ・ 公正かつ透明なプロセスの確保（関係者の意見を反映させる仕組みの整備）
  - ・ 事業主体間の公平性など公正性・透明性の確保
  - ・ 診療報酬・介護報酬等との役割分担
- 都道府県計画及び市町村計画の基本的な記載事項
  - 医療介護総合確保区域の設定<sup>※1</sup> / 目標と計画期間（原則1年間）
  - ／事業の内容、費用の額等 / 事業の評価方法<sup>※2</sup>
  - ※1 都道府県は、二次医療圏及び老人福祉圏を念頭に置きつつ、地域の実情を踏まえて設定。市町村は、日常生活圏を念頭に設定。
  - ※2 都道府県は、市町村の協力を得つつ、事業の事後評価等を実施し、国は都道府県の事業を検証し、基金の配分等に活用。
- 都道府県は市町村計画の事業をとりまとめて、都道府県計画を作成

### 【地域医療介護総合確保基金の対象事業】

- 1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
- 2 居宅等における医療の提供に関する事業
- 3 介護施設等の整備に関する事業（地域密着型サービス等）
- 4 医療従事者の確保に関する事業
- 5 介護従事者の確保に関する事業
- 6 勤務医の働き方改革の推進に関する事業 ※令和2年度より実施される事業

## ②調査の視点

### 基金事業の適切な執行について

- 基金による財政支援の対象として適切な事業内容となっているか。

### 【調査対象年度】

- ・ 令和元年度

### 【調査対象先数】

- ・ 厚生労働省
- ・ 47都道府県（都道府県計画）

# 総 括 調 査 票

調査事案名 (17) 医療介護提供体制改革推進交付金（医療分）

## ③調査結果及びその分析

### 基金事業の適切な執行について

#### 【1. 執行状況】

- 本基金全体の執行としては、予算額に対して計画金額は概ね8割、執行実績金額は7割程度。しかしながら、事業区分1については、計画された金額は6割、執行実績金額においても5割程度にとどまっている。【表1】
- 令和元年度には、基金事業計画上、全1,637件の事業が実施されることとなり、各事業について都道府県が厚生労働省に提出した資料に基づき、執行状況の調査を行った。

【表1】事業区分ごとの執行状況

(件、億円)

	A 予算額 (公費)	B 計画		C 実績		B/A	C/A	C/B
		件数	金額	件数	金額	割合	割合	割合
事業区分1	570	233	360	217	269	63%	47%	75%
事業区分2	464	352	42	334	39	99%	93%	93%
事業区分4		1,052	421	1,028	391			
合計	1,034	1,637	824	1,579	699	80%	68%	85%

#### 【2. 標準事業例ごとの実績】

(出所) 厚生労働省調べ

- 厚生労働省において、予算の効率的な活用を図ることを目的として、本基金事業における標準事業例を設定し、各都道府県宛通知を行っている。各都道府県においては、原則として、本通知の標準事業例により、都道府県医療審議会や地域医療対策協議会等の関係者の意見を踏まえた上で、事業計上することとなっている。  
なお、標準事業例に該当しない事業については、あらかじめ厚生労働省と協議の上、基金事業として都道府県計画に記載することとなっている。
- 事業区分1においては、地域医療構想の達成に直接寄与することになる標準事業例5「病床の機能分化・連携推進のための基盤整備」について、件数及び金額ともに最も多い計上となっている。【表2】

【表2】事業区分1の標準事業例ごとの執行状況内訳

(件、億円)

	標準事業例	事業概要	計画		実績	
			件数	金額	件数	金額
1	ICTを活用した地域医療ネットワーク基盤の整備	病院・診療所間の医療情報連携を可能とするためのネットワーク構築や、津波などによる診療情報流出防止のための防災上安全な地域におけるデータサーバーの整備。	28	21	27	20
2	精神科医療機関の施設・設備整備	精神科医療機関の機能分化を進める観点から、病床を外来施設やデイケア施設等新たな用途に供するための改修又は施設・設備の整備。	2	3	2	3
3	がんの医療体制における空白地域の施設・整備	がん診療連携拠点病院の存在しない二次医療圏において、新たに設置する「地域がん診療病院」に対して、新たに整備する放射線機器や検査室等の整備。	11	12	11	8
4	地域医療支援病院やがん診療連携拠点病院等の患者に対する歯科保健医療の推進	病棟・外来に歯科医師等を配置又は派遣し、全身と口腔機能の向上を図るための口腔管理を実施するとともに、退院時の歯科診療所の紹介等を行うための運営費に対する支援を実施。	19	4	19	4
5	<b>病床の機能分化・連携推進のための基盤整備</b>	急性期から回復期、在宅医療に至るまでの一連のサービスを地域において総合的に確保するため、病床の機能分化、連携を推進するための施設・設備の整備。このほか再編統合に係る経費を支援。	107	288	100	210
6	妊産婦の多様なニーズに応えるための院内助産所等の施設・設備整備	院内助産所や助産師外来を開設しようとする産科を有する病院・診療所の増改築・改修や、体制整備に必要な備品の整備。	9	1	5	1
その他	分類されていないもの		57	31	53	22

(出所) 厚生労働省調べ

# 総 括 調 査 票

調査事案名 (17) 医療介護提供体制改革推進交付金（医療分）

## ③調査結果及びその分析

### 【3. 病床の機能分化・連携推進のための基盤整備】

- 事業区分1のうち最も件数及び金額の計上が多い標準事業例5「病床の機能分化・連携推進のための基盤整備」について、各都道府県が策定した計画に記載されている個別事業内容を書面で確認したところ、「施設・設備の整備」に該当せず、地域医療構想との関係性・進め方が不明瞭である事業など、当該標準事業例・事業概要に該当するのかが確認できない事業が見受けられた。【表3】

### 【4. その他事業の必要性】

- また、事業区分1に限定せず個別事業内容を書面で確認したところ、
- ・本基金以外の財政措置が活用可能と考えられる事業
  - ・基金の事業区分ごとの目的と事業内容が結びつかないように見える事業
  - ・恒常的に必要とみられる人件費等の経費を支出する事業
- など、消費税増収分等を財源としている本基金を用いる必要性が乏しいと疑われる事業も見受けられた。【表4】

【表3】標準事業例5「病床の機能分化・連携推進のための基盤整備」事業において、施設・設備の整備に該当せず、地域医療構想との関係性・進め方が不明瞭な事業

	事業概要
A 県	健康・医療・介護のデータの連携による情報基盤の構築。(151百万円)
B 県	地域中核病院等への専門医の配置等。(47百万円)
C 県	医療機関の情報連携のためのICTを活用した地域連携パスの開発等。(20百万円)
D 県	読影医の確保のため、読影医の研修に対する支援事業への補助。(19百万円)
E 県	認定看護師資格の取得に要する経費に対する補助。(8百万円)

(出所) 各都道府県計画から引用

### 【表4】基金を用いる必要性が乏しいと疑われる事業

	事業区分	事業概要		事業区分	事業概要
F 県	医療従事者の確保	医師不足地域の医療機関に対して、他病院から派遣される医師のための住居の新築、改修などの支援。(183百万円)	K 県	地域医療構想の達成	地域包括ケア機能を担う有床診療所のうち、未稼働病床がある診療所が稼働できるようにするため、新たに夜間・休日対応として雇用の医師・看護師の人件費に対して補助する。(114百万円)
G 県	居宅等の医療の提供	在宅看護に係る認定看護師等の資格取得に向けて必要な入学料、授業料、実習費及び教材費、代替職員の人件費に対する助成。(40百万円)	L 県	医療従事者の確保	県医師会内に医療承継バンクを設置し、廃業を検討する医師と新規開業を検討する医師とのマッチングを支援する。(20百万円)
H 県	医療従事者の確保	診療応援医師を送迎するための専用車両を運行することで診療応援医師の長時間の運転等の負担軽減を図り、医師の確保につなげる。(15百万円)	M 県	地域医療構想の達成	歯科診療所における口腔機能を客観的に測定できる機器の導入及び高齢者の口腔機能等に関する調査等を行う。(15百万円)
I 県	医療従事者の確保	外国人医療環境整備事業として、電話通訳やタブレットなど、外国人への医療提供に役立つ翻訳ツールを幅広く普及するため、民間会社を交えた利用体験の場を設定。(4百万円の内数)	N 県	居宅等の医療の提供	在宅の重症心身障害者の病床確保のための経費として医療型短期入所に係る自立支援給付費相当額を支援し、運営に対する支援を行う。(12百万円)
J 県	医療従事者の確保	県立看護師養成所においてこころのケアを必要とする学生に対し、スクールカウンセラーによるカウンセリングの実施。(1百万円)	O 県	医療従事者の確保	県民の健康課題解決を促進する健康づくりの中心となる人材育成を行う。(5百万円)

(出所) 各都道府県計画から引用

# 総 括 調 査 票

調査事案名 (17) 医療介護提供体制改革推進交付金（医療分）

## ③調査結果及びその分析

### 【5. 目標設定】

- さらに、各個別事業に設定される目標について確認したところ、事業目的達成の判断が困難なもの、目標として機能しないもの、事業内容と直接関連のないものが目標として設定されるなど、アウトプット指標の設定が適切か疑わしい事業も見受けられた。

【表5】

【表5】アウトプット指標の設定が適切か疑わしい主な事業

	事業概要	アウトプット指標
P県	医療機関が行う女性医師の再就業研修に助成するとともに女性医師就業相談窓口の運営を委託する。(3百万円)	ホームページ閲覧件数1,000件
Q県	医療基盤が脆弱な地域の医療機関が隣接地域の専門医療機関の指示、助言を受けて救急患者の初期対応ができるよう、病院間で患者情報を共有するネットワークのシステム構築費を助成する。(17百万円)	医療基盤が脆弱な地域の医療機関1施設に対して助成
R県	県が指定する小児科・産婦人科及び地域中核病院に対し、診療技術習得のため国内外留学を行う医師の研修費用を助成する。(11百万円)	制度周知用チラシ作成500枚

(出所) 各都道府県計画から引用

### 【6. 会計検査院の指摘】

- なお、基金事業における、地域医療情報連携ネットワークに関する令和元年の会計検査院の検査（指摘事項の公表は令和元年10月）を踏まえ、厚生労働省において、基金の適切な予算執行の徹底に関する都道府県宛通知を发出（令和元年8月）し、同通知において本基金を財源とすることが不適切な事業をリスト化し明示している。

#### ●会計検査院の指摘事項概要（令和元年10月）

一部のシステムにおいて、システムが利用可能な状態となっていないものや利用が低調なものがあった。  
上記の状態が続いていたにもかかわらず、事業主体に対して十分な指導を行っていなかった。

（具体的事例）

- システムの動作確認が不十分なため、システムが利用可能な状態となっていないなどの事態
- ・システムの基本機能等に不備等がある状態のまま検収をしていた。
  - ・仕様で要求されている基本要件等が満たされているか確認を行っていない。
- システムが全く利用されていないなどの事態
- ・整備が完了して1年以上経過しているにもかかわらず、
  - ・参加医療機関等及び参加患者が皆無
  - ・参加患者が50名以下となっており利用が低調



#### ●不適切な事業リスト

（令和元年8月8日厚生労働省通知）

- ①地域医療情報連携ネットワークのランニングコスト等
- ②地方単独事業等への単なる付替えとなる事業
- ③他の国庫補助で措置されている事業
- ④診療報酬で措置されている事業
- ⑤特定の事業者の資産形成につながる事業であって、事業者負担を求めている事業
- ⑥医師修学資金貸与事業の要件を満たしていない事業

## ④今後の改善点・検討の方向性

### 基金事業の適切な執行について

- 地域医療構想を一層推進するため、本事業を効果的に活用することは重要であるが、地域医療構想の関係性・進め方が不明瞭な事業、基金を用いる必要性が乏しいと疑われる事業、アウトプット指標の設定が適切か疑わしい事業が見受けられたことから、厚生労働省による計画の事前事後の検証をより一層徹底すべきではないか。  
なかでも、地域医療構想の達成に向けた事業については、今後2025年に向けてその取組を再加速させていく必要がある中で、構想の中における事業の位置付けを明確化するなど、要件の見直しが必要ではないか。
- また、会計検査院の検査を踏まえ、本基金を財源とすることが不適切な事業のリスト化が行われているものの、事業の内容面に踏み込まず表面的な確認にとどまっている。地域医療情報連携ネットワークについて参加患者規模を条件とするなど、各事業について基金による支援の対象外とする具体的要件を明確化すべき。



# 総 括 調 査 票

調査事案名	(19) 労働災害休業（補償）給付費		調査対象 予算額	令和元年度：139,199百万円 ほか (参考 令和2年度：143,610百万円)			
府省名	厚生労働省	会計	労働保険特別会計（労災勘定）	項	保険給付費、社会復帰促進等事業費	調査主体	本省
組織	—			目	保険給付費、労災援護給付金	取りまとめ財務局	—

## ①調査事案の概要

### 【労働災害休業（補償）給付の概要】

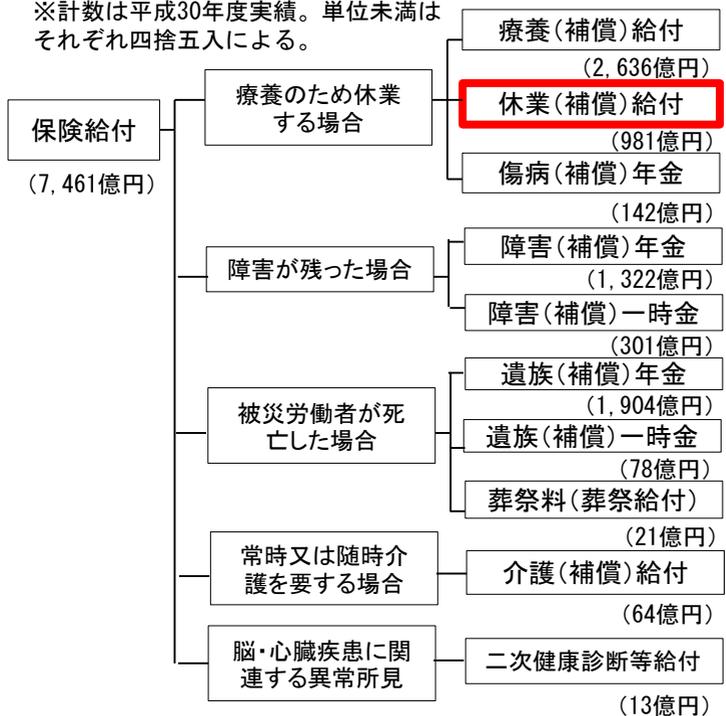
労働災害休業（補償）給付（以下、「休業（補償）給付」という。）とは、労働者が、①業務上の事由又は通勤による負傷・疾病等に係る療養のため、②労働することができず、③そのために賃金を受けていない、という3要件を満たす場合に、給付事由発生日以前における直近3か月の平均賃金の80%※を支給する制度である。

※ 労働基準法の規定に基づき事業主から支払われる休業補償（平均賃金の60%）との兼ね合いから、休業（補償）給付は平均賃金の60%とされているが、併せて労働者災害補償保険法の社会復帰促進等事業として行われる休業特別支給金（平均賃金の20%）が支給されている。

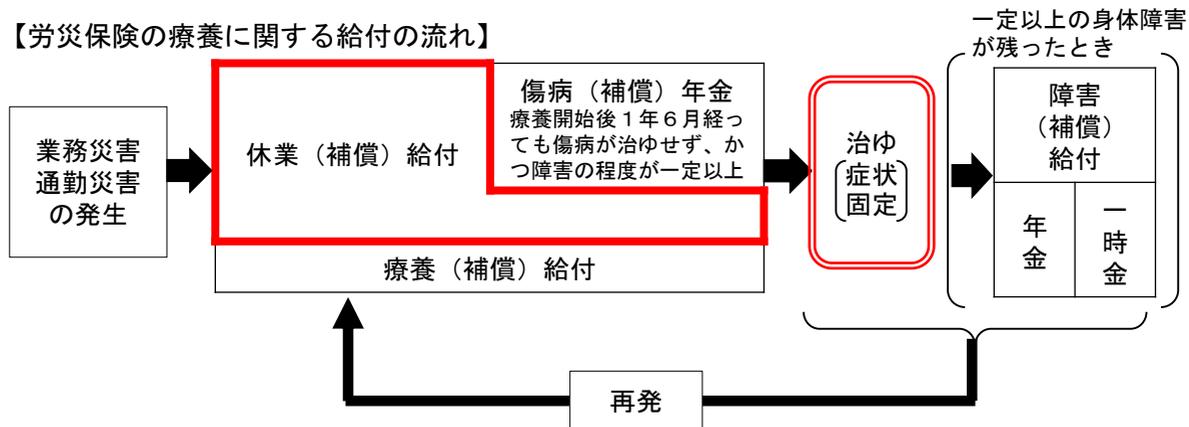
給付については、被災労働者から提出された請求書（医療機関及び事業主による証明がなされたもの）を、全国の労働基準監督署において審査を行い、労災であると認められた場合において支給決定を行っている。

### 【労災保険制度の保険給付の種類】

※計数は平成30年度実績。単位未満はそれぞれ四捨五入による。



### 【労災保険の療養に関する給付の流れ】



### 【労災保険における「治ゆ」（症状固定）】

身体の諸器官・組織が、健康時の状態に回復した状態のみをいうのではなく、傷病の状態が安定し、医学上一般に認められた医療を行っても、医療効果が期待できなくなった状態をいう。

⇒ 傷病の症状の回復・改善が期待できない状態

- ① 負傷にあつては、創面の治ゆした場合
- ② 疾病にあつては、急性症状が消退し慢性症状は持続しても医療効果を期待し得ない状態となった場合

なお、「再発」とは、①その症状の悪化が、当初の業務または通勤による傷病と相当因果関係が認められること、②症状固定のときの状態からみて、明らかに症状が悪化していること、③療養を行えば、その症状の改善が期待できると医学的に認められること、のいずれの要件も満たす場合をいう。

# 総 括 調 査 票

調査事業名 (19) 労働災害休業（補償）給付費

## ②調査の視点

### 1. 休業（補償）給付の受給状況について

厚生労働省においては、労災保険事業の状況を調査、集計し、毎年1回『労働者災害補償保険事業年報』（以下、「年報」という。）を公表している。

年報では、療養開始後1年以上経過した者※を「長期療養者」とし、その人数を集計、公表している。

※再発し、再度療養を開始した者（以下、「再発者」という。）を含む。

『平成30年度労働者災害補償保険事業年報』

【第18-1表 傷病別長期療養者推移状況報告（全国計）（抄）】

（単位：人）

	1年以上 1年6か月未満	1年6か月以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上
じん肺	101	99	202	5,643
せき髄損傷	168	70	65	93
外傷性の脳中枢損傷	218	137	151	178
頭頸部外傷症候群	133	87	104	147
頸肩腕症候群	32	26	19	88
腰痛	206	147	120	198
一酸化炭素中毒症	3	2	—	2
振動障害	159	117	247	4,645
その他	10,091	4,976	4,836	6,473
骨折	6,583	2,729	2,474	1,777
切断	219	110	93	83
関節の障害	1,564	938	819	662
打撲傷	488	263	221	288
創傷	329	190	154	182
その他	908	746	1,075	3,481
合計	11,111	5,661	5,744	17,467

上記のとおり、療養（補償）給付においては、1年以上の長期にわたり、給付の対象となっている者が数多く見られるところ、療養（補償）給付と対をなす休業（補償）給付については、特段の調査、集計が行われていなかったことから、今回、療養開始後3年以上の長期にわたり、休業（補償）給付の対象となっている者について調査を行った。【調査対象年度】平成30年度 【調査対象先数】厚生労働省

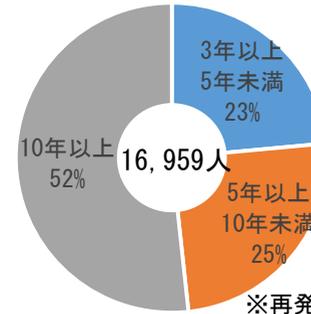
## ③調査結果及びその分析

### 1. 休業（補償）給付の受給状況について

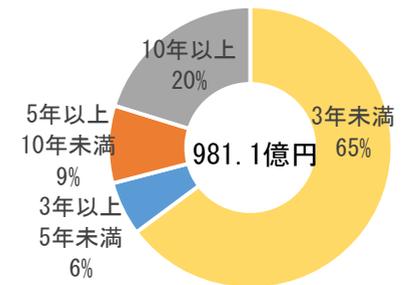
平成30年度の休業（補償）給付について、療養開始後3年以上給付の対象となっている者は16,959人（再発者135人を除く。）であり、3年以上の長期療養者17,467人（再発者を含む。）とほぼ等しい結果となった。更にその内訳について調査したところ、約半数が10年以上給付の対象となっている者であった。【図1】

なお、支給金額においては、3年以上給付の対象となっている者に対する支給金額が、全体の35%を占めている。【図2】

【図1】休業（補償）給付状況（人数）  
（3年以上給付の対象となっている者）



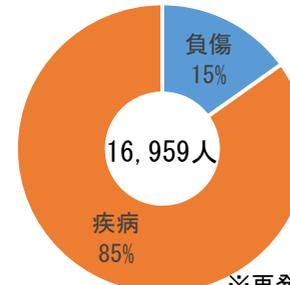
【図2】  
《参考》休業（補償）給付状況（金額）



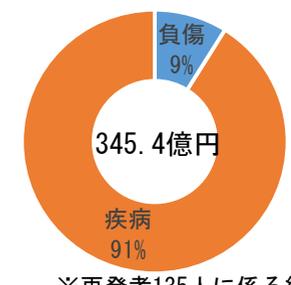
労働災害については、治ゆ（症状固定）に至りやすい傾向にある負傷によるものと、症状が悪化しやすい傾向にある疾病によるものがある。

3年以上給付の対象となっている者について調査した結果、負傷によるものは全体の15%を占めていた。【図3】 なお、支給金額においては全体の9%であった。【図4】

【図3】傷病別の休業（補償）給付状況（人数）  
（3年以上給付の対象となっている者）



【図4】  
傷病別の休業（補償）給付状況（金額）



# 総 括 調 査 票

調査事案名 (19) 労働災害休業（補償）給付費

## ②調査の視点

### 2. 適正給付管理制度の運用状況について

厚生労働省においては、被災労働者について、必要以上の期間にわたり療養を継続することがないよう調査を行い、場合によっては職権で治ゆ（症状固定）の判断を行い、適正な給付管理を図っている。

適正給付管理制度の運用については各労働基準監督署において行われているところ、今回その運用状況について調査を行った。

【調査対象年度】令和元年度【調査対象先数】10先

#### <適正給付管理制度の概要>

適正給付管理対象者  
(1年以上療養を継続している者)

調査対象者の選定  
(管理名簿等から傷病名や傷病の状態等を勘案し選定)

#### 療養状況等の調査

医療機関調査  
(主治医意見)  
※治ゆ(症状固定)  
の概念も説明

本人調査  
※治ゆ(症状固定)  
の概念も説明

労災医員等  
からの意見聴取

#### 療養の可否等の判断

①治ゆ  
(症状固定)

②療養継続  
(就労可)

③療養に専念する  
ことが必要

一定以上の身体障害が残ったとき

障害(補償)給付

#### 継続管理

※療養開始後1年6月経っても傷病が治ゆせず、かつ障害の程度が一定以上であれば、傷病(補償)年金の対象

## ③調査結果及びその分析

### 2. 適正給付管理制度の運用状況について

調査に当たっては、地域間で適正給付管理対象者の傾向に違いがあることを考慮し、各地域において中核となり、かつ適正給付管理対象者の多い労働局の労働基準監督署10署を選出し、調査票による調査を実施した。

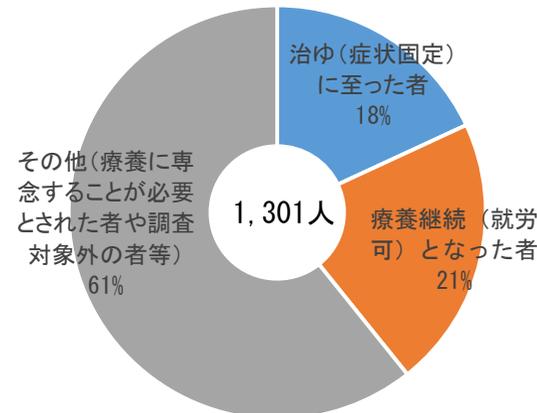
<調査対象とした労働局（上段）及び労働基準監督署（下段）>

北海道	宮城	東京	神奈川	愛知	大阪	兵庫	広島	香川	福岡
札幌中央	仙台	中央	横浜北	名古屋北	大阪中央	神戸東	広島中央	高松	福岡中央

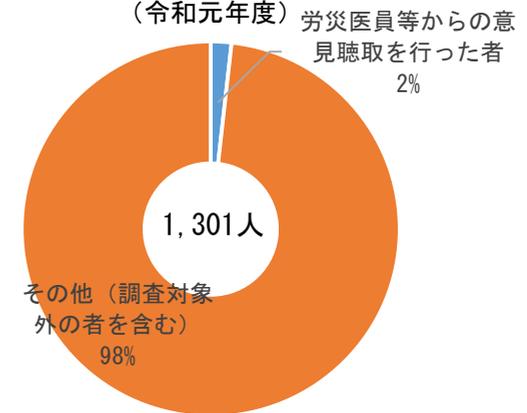
調査の結果、適正給付管理制度の運用によって、平成31年4月1日時点において3年以上療養を継続している者のうち、約4割の者が治ゆ（症状固定）や療養継続（就労可）とされ、休業（補償）給付の対象外若しくは通院等による療養に伴う一時的な休業に限定して給付の対象とされていた。【図5】

一方で、療養状況等の調査に際し、第三者である労災医員等からの意見聴取が行われたのは全体の2%にとどまっており、労働基準監督署が療養の可否等の判断を下した者のうち、療養に専念することが必要とした者や療養継続（就労可）とした者について、より適正な判断を行うための手立てがほとんど取られていない状況となっていた。【図6】

【図5】 3年以上療養を継続している者に対する  
適正給付管理制度の運用状況（令和元年度）



【図6】 労災医員等への意見聴取の状況  
(令和元年度)



# 総 括 調 査 票

調査事案名 (19) 労働災害休業（補償）給付費

## ②調査の視点

### 3. 長期療養者に係る情報公開について

政府が管掌する保険制度の運営に当たっては、保険給付状況について、適時適切に開示されることが求められるところ、今回、療養開始後3年以上の長期療養者に対する給付についての情報公開の状況について調査を行った。

【調査対象年度】平成21年度～平成30年度 【調査対象先数】厚生労働省（『労働者災害補償保険事業年報』）

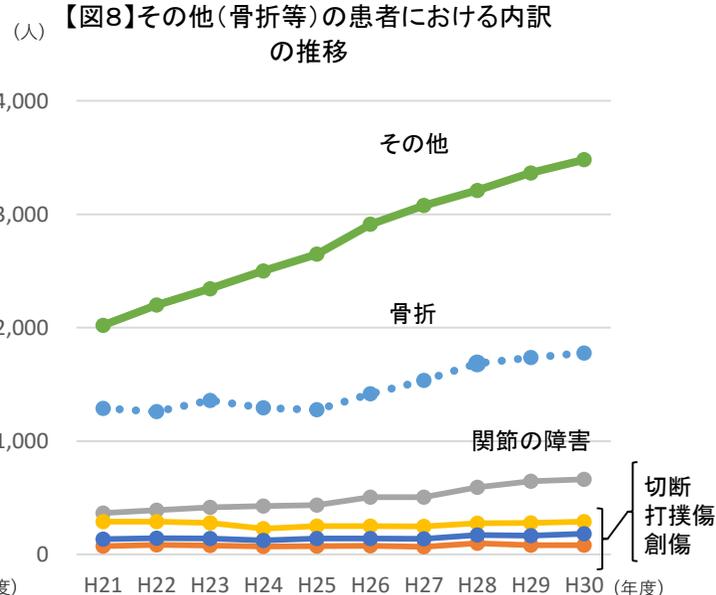
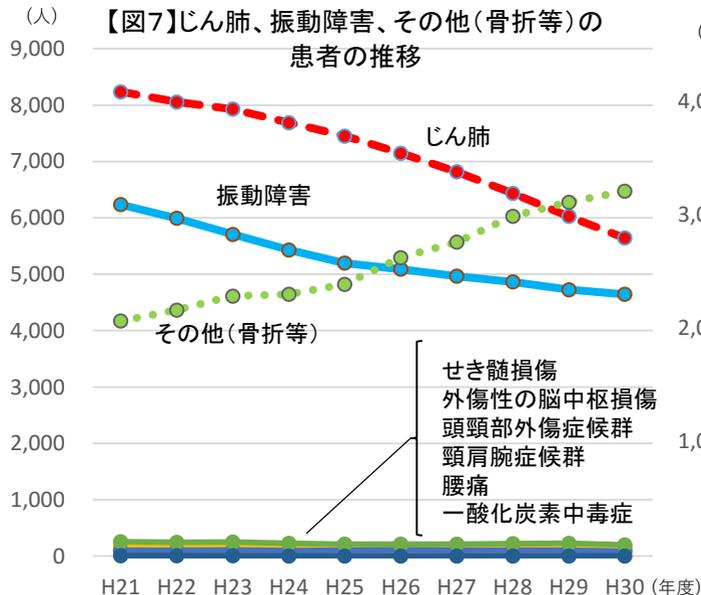


## ③調査結果及びその分析

### 3. 長期療養者に係る情報公開について

年報の傷病別長期療養者推移状況報告について、過去10年にわたり調査したところ、次のとおりであった。

療養開始後3年以上の長期療養者のうち、「じん肺」や「振動障害」の患者数が減少する一方、「その他（骨折等）」の患者が増加していた。【図7】 また、「その他（骨折等）」の患者のうち、傷病名が表示されていない「その他」に含まれる患者が近年増加している状況にあった。【図8】



## ④今後の改善点・検討の方向性

### 1. 休業（補償）給付の受給状況について

疾病と異なり、負傷については、一定期間の経過により治ゆ（症状固定）へと至ることが多いと考えられる。しかし、一度も治ゆ（症状固定）に至ることなく、長期にわたり休業（補償）給付を受給している者が一定程度見られることから、治ゆ（症状固定）の判断について再度徹底を図るべき。

### 2. 適正給付管理制度の運用状況について

適正給付管理制度の運用に当たり、労災医員等の活用がほとんどなされていない。第三者である労災医員等の活用により、療養に専念することが必要とした者や療養継続（就労可）とした者について、より適正な判断を行うための手立てを取るべき。

### 3. 長期療養者に係る情報公開について

年報における近年の療養者の推移によると、従来の区分に当てはまらない傷病が増えていると考えられる。保険制度の適正な運営の観点から、給付の対象とされている傷病について、より詳細に明らかにすべき。

# 総 括 調 査 票

調査事業名	(20) 保護施設事務費負担金			調査対象 予算額	令和元年度：29,721百万円 (参考 令和2年度：30,142百万円)			
府省名	厚生労働省	会計	一般会計	項	生活保護等対策費	調査主体	本省	
組織	厚生労働本省			目	生活扶助費等負担金	取りまとめ財務局	—	

## ①調査事業の概要

### 【事業の概要】

生活保護は居宅保護が原則であるが、これによっては保護の目的を達しがたい時には保護施設に入居させ、精神疾患や身体・知的障害のある者、アルコールや薬物などの依存症のある者、ドメスティックバイオレンス（DV）や虐待被害を受けた者、ホームレスや矯正施設退所者など、様々な生活課題を抱える者を、福祉事務所からの措置委託という形で受け入れ支援を行っている。

生活困窮者自立支援及び生活保護部会 報告書（平成29年12月25日）によると、「最後のセーフティネットとしての保護施設の性格上、入退所は措置権者である福祉事務所の判断で決定を行う仕組みとなっているものの、入所者の援助方針について、福祉事務所と保護施設との間で共有されていない場合があるなど、両者の連携に課題がある。」とされている。

救護施設に入所している被保護者が円滑に居宅生活に移行できるようにするため、これまで居宅生活訓練事業によって、施設における居宅生活に向けた生活訓練や訓練用住居により居宅生活に近い環境で実体験的に生活訓練を行い、居宅生活への移行を支援してきたが、令和2年度より安定した居宅生活に向けて総合的な支援体制を構築する事業を新たに創設している。（居宅生活移行総合支援事業）

### 保護施設の概要

設置根拠	救護施設	更生施設	宿所提供施設								
	生活保護法 第38条 第1項1号	生活保護法 第38条 第1項2号	生活保護法 第38条 第1項5号								
目的	身体上又は精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて、生活扶助を行う	身体上又は精神上の理由により養護及び生活指導を必要とする要保護者を入所させて、生活扶助を行う	住居のない要保護者の世帯に対して、住宅扶助を行う								
設置主体	都道府県、市町村、社会福祉法人、日本赤十字社										
運営費	措置費：国3/4、都道府県・市町村1/4										
整備費	法人立：国1/2、県1/4、設置主体1/4 (都道府県立・市町村立は18年度から補助対象外)										
都道府県による指導監督	社会福祉法人からの保護施設設置の認可申請に対する認可(法第41条) 運営に関する指導(法第43条)、監査(法第44条)、改善・事業停止・施設廃止の命令、認可取消(法第45条)										
施設数	設置者	総数	公立	私立	総数	公立	私立	総数	公立	私立	
	28	186	37	149	21	15	6	10	7	3	
	29	186	33	153	21	15	6	10	7	3	
30	182	26	156	20	13	7	9	6	3		
定員	16,520人					1,418人			660人		
在所者数	16,536人					1,442人			309人		

(注) 1 施設数、定員、在所者数は、「社会福祉施設等調査報告」からの出典  
2 施設数欄は毎年10月1日現在。定員、在所者数欄は、平成30年10月1日現在。

### 居宅生活移行総合支援事業の実施 — 無料低額宿泊所等からの居宅移行支援

【令和2年度予算】 600,000千円  
実施主体：都道府県、指定都市、福祉事務所設置自治体（補助率：3/4）

#### 要求要旨

- 従前より、無料低額宿泊所の入居者等に対する居宅生活への移行支援として、入居者等へ日常生活における自立支援・就労支援を行う「居宅生活移行支援事業」を実施しており、また居住先の確保が困難な者について、家賃の代理納付の推進や不動産業者への同行など居宅の確保支援を行う「居住の安定確保支援事業」を実施してきたところである。
- 今般、令和2年4月より無料低額宿泊所の最低基準を制定し、日常生活支援住居施設への委託制度が創設されることを踏まえ、これら2事業を再編して、一時的な宿泊施設である無料低額宿泊所や簡易宿所等からの居宅生活移行を一層推進するとともに、退去後の地域生活定着支援を実施するなど、安定した居宅生活に向けて総合的な支援体制を構築する事業を新たに創設する。

#### 事業概要

1. 無料低額宿泊所入居者等に対する居宅生活移行支援（支援期間6か月～最長1年間）
  - 居宅移行に向けた相談支援  
転居先の希望聴取、転居先候補の照会、不動産業者への同行や現地確認、契約手続き等への助言
2. 居宅生活移行後の地域生活定着支援
  - 安定した居宅生活の継続に向けた相談支援等（支援期間：原則1年間）  
巡回や電話による見守り、食事や衛生・各種支払い状況の定期確認、緊急時の連絡体制確保、その他困りごとに関する相談等
3. その他、居宅移行支援のための環境整備
  - 不動産業者への働きかけ等  
家賃の代理納付の推進、転居先の開拓、連帯保証人が不要である等生活困窮者が入居しやすい住宅のリスト化等
  - 関係機関との連携・体制構築  
居住支援協議会、地方公共団体の住宅部局、宅地建物取引業者、地域住民、介護サービス事業者等との連携

生活保護受給者等の居住の場と支援内容（概念図）



# 総 括 調 査 票

調査事案名 (20) 保護施設事務費負担金

## ②調査の視点

保護施設における居宅移行について

生活扶助は被保護者の居宅において行うことが原則とされ、これによることができないときなどの例外として、施設への入所ができることとされている。

保護施設における居宅移行の推進に向けて現状はどうなっているのか。

『保護施設の支援機能の実態把握と課題分析に関する調査研究事業 報告書（厚生労働省令和元年度社会福祉推進事業）』（以下「報告書」という。）によると、「福祉事務所との連携上の課題として、近年では、生活保護施設の存在を知らないケースワーカーが圧倒的に多い」、「施設の支援方針や支援内容の報告に対し福祉事務所からの要望はほとんどなく、入所後は施設に任せるといった姿勢がうかがえる」といった意見が挙げられており、福祉事務所と保護施設の間で、十分な意思疎通が図られていないのではないかと。

【調査対象年度】  
令和元年度  
【調査対象先数】  
救護施設：25先

## ③調査結果及びその分析

保護施設における居宅移行について

【表1】入所期間（令和元年10月時点）

	救護施設		更生施設		宿所提供施設	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合
1年未満	1,552	13.4%	552	58.0%	169	78.6%
1年以上2年未満	1,331	11.5%	218	22.9%	1	0.5%
2年以上3年未満	976	8.4%	73	7.7%	5	2.3%
3年以上4年未満	837	7.2%	52	5.5%	10	4.7%
4年以上5年未満	630	5.4%	18	1.9%	7	3.3%
5年以上10年未満	2,221	19.2%	34	3.6%	10	4.7%
10年以上	4,028	34.8%	5	0.5%	13	6.0%
合計	11,575	100%	952	100%	215	100%
平均	11年2か月		1年4か月		2年9か月	
最大	62年3か月		13年11か月		31年6か月	

（出典）報告書

保護施設では長期の入所者が多く見受けられる。【表1】入所者や地域の事情によりやむをえないと考えられる場合もある一方で、入所者1人当たり単価で事務費が保護施設に安定的に支払われる報酬体系（※）が、保護施設にとって、入所者を自立させるインセンティブが働きにくい構造になっている可能性があるのではないかと。なお、保護施設の収支差率は、社会福祉法人の平均よりも高くなっている。【表2】

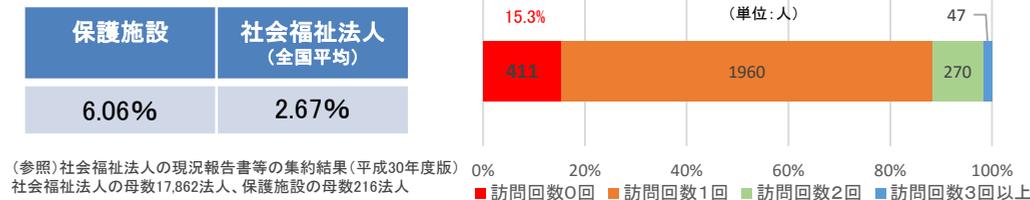
（※）例えば、大阪市（2級地）、定員30人以下施設の場合、救護施設の場合1人当たり月26.1万円。（令和2年4月1日現在）  
（注）なお、地域移行に向けた訓練の報酬は設定されているが、地域移行の実現に対する報酬はない。

【表2】収支差率

（サービス活動増減差額÷サービス活動収益計）

保護施設	社会福祉法人 （全国平均）
6.06%	2.67%

【図1】令和元年度における福祉事務所による訪問調査の実施状況



「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日局長通知）において、要保護者の生活状況等を把握し、援助方針に反映させることや、自立を助長するための指導を行うことを目的として、救護施設入所者については、福祉事務所は1年に1回以上訪問することとされているが、今回調査した救護施設においては、訪問調査の実施状況（25先の合計）は【図1】のとおり、訪問がなかった入所者が全体の約15%との結果であった。

また、今回調査した施設からは、「入所時に付き添って来ただけで、以後、一切面会にこないケースもある」、「入所時にご本人の意向や今後のことについて、明確な話がないことが多い」といった意見が寄せられた。

## ④今後の改善点・検討の方向性

保護施設における居宅移行について

保護施設の利用者の入所期間が長期となっている中、生活保護の原則である居宅保護に向けた施設からの居宅移行を促進するため、

・「居宅生活移行総合支援事業」や「居宅生活訓練事業」を適切に活用するとともに、新たに創設された日常生活支援住居施設も活用しながら、入所者の地域移行に向けた取組をより一層推進すべき。

・保護施設への報酬体系のあり方についても、地域移行を促す観点からの見直しを検討すべき。

・訪問調査の機会などを通じて、福祉事務所、利用者及び保護施設の間で十分な意思疎通を図りながら、居宅生活の可能性の判断等のアセスメントや、他法他施策活用の検討など、今後の援助方針について福祉事務所による関与を強化すべき。

# 総 括 調 査 票

調査事案名	(21) 障害福祉サービス等報酬			調査対象 予 算 額	平成30年度：231,972百万円の内数 (参考 令和2年度：341,995百万円の内数)		
府省名	厚生労働省	会計	一般会計	項	障害保健福祉費	調査主体	本省
組織	厚生労働本省			目	障害児入所給付費等負担金	取りまとめ財務局	—

## ①調査事案の概要

### 【事案の概要】

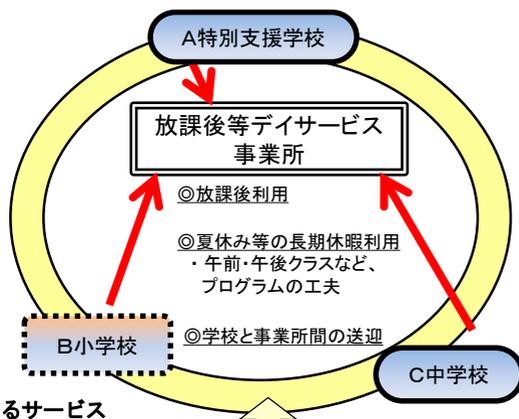
障害福祉サービス等報酬とは、障害者や障害児に福祉サービスを提供する事業者により、その対価として支払われるサービス費用である。サービスの種類によって、提供に係る人件費や物件費といった費用が異なることを踏まえ、サービスの種類ごとに基本報酬単価が定められており、各事業所のサービス提供体制等に応じて加算・減算される仕組みとなっている。

障害福祉サービス等のうち、放課後等デイサービスは、学校に就学中の障害児に対して、授業の終了後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練や社会との交流等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等における支援を推進するものである。

障害福祉サービス等に係る総費用額や事業所数は、全体として近年増加してきているが、放課後等デイサービスについて見るとその伸びは著しく、伸び率は、障害福祉サービス等全体の総費用額・事業所数の伸び率を大きく上回っている。なお、令和元年度における放課後等デイサービスの総費用額は、障害福祉サービス等全体の総費用額の12.1%を占め、事業所数については全体の13.3%を占めている。

厚生労働省の「令和元年障害福祉サービス等経営概況調査」（以下、「令和元年経営概況調査」という。）によれば、放課後等デイサービス事業所の平均収支差率（（収入-支出）/収入）は11.0%であり、障害福祉サービス等全体の平均収支差率3.9%を大きく上回っていることから、利用者の状態に応じた収支の実態等を検証する。

### 放課後等デイサービスの事業概要



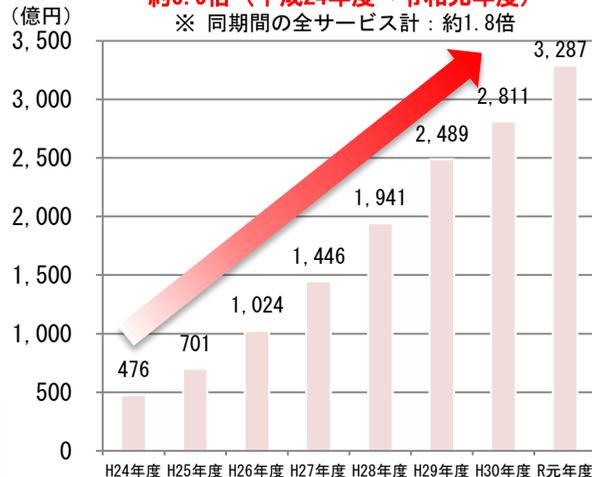
#### ○ 提供するサービス

- ◆ 学校授業終了後又は休業日において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等
  - ①自立した日常生活を営むために必要な訓練
  - ②創作的活動、作業活動
  - ③地域交流の機会の提供
  - ④余暇の提供
- ◆ 学校との連携・協働による支援(学校と放課後等デイサービスとのサービスの一貫性)

### 放課後等デイサービスの総費用額

約6.9倍（平成24年度→令和元年度）

※ 同期間の全サービス計：約1.8倍

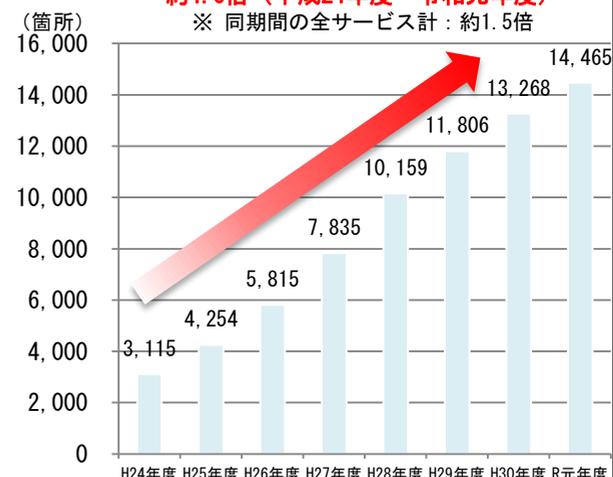


(参照) 国民健康保険団体連合会への請求情報

### 放課後等デイサービスの事業所数

約4.6倍（平成24年度→令和元年度）

※ 同期間の全サービス計：約1.5倍



(参照) 国民健康保険団体連合会への請求情報  
(各年度3月の事業所数)

# 総 括 調 査 票

調査事案名 (21) 障害福祉サービス等報酬

## ②調査の視点

### 1. 利用者状態別の経営状況

放課後等デイサービス事業所は、利用者の状態に応じて以下のとおり区分され、それぞれ異なる報酬単位が定められていることから、区分別の経営状況に関する調査を行った。

- ①主として重症心身障害児を対象とする事業所
- ②区分1  
指標該当障害児（特に支援を要する障害児）が、前年度利用者数の50%以上の事業所
- ③区分2  
①、②以外の事業所

## ③調査結果及びその分析

### 1. 利用者状態別の経営状況

#### (1) 利用者状態別の報酬設定

区分1・区分2の事業所については、主として重症心身障害児を対象とする事業所との人員配置等の差を踏まえて、相対的に低い報酬が設定されている。【表1】

【表1】区分別比較表

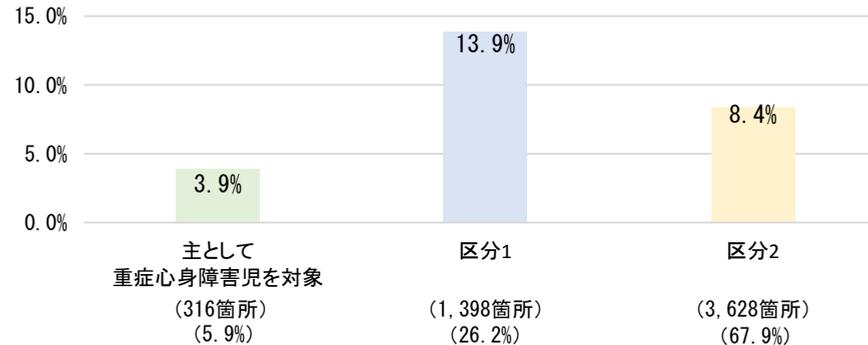
	主として重症心身障害児を対象	区分1	区分2
利用者の状態	主として重症心身障害児	指標該当障害児が全体の50%以上	指標該当障害児が全体の50%未満
人員配置基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・嘱託医</li> <li>・看護職員</li> <li>・児童指導員又は保育士</li> <li>・児童発達支援管理責任者</li> </ul> 各1人以上 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者</li> <li>（うち半数以上は児童指導員又は保育士）</li> <li>・児童発達支援管理責任者</li> </ul> 障害児10人に対して2人以上 1人以上 等	
基本報酬(※)	892～1,754単位	660単位	612単位

※利用定員10人以下で授業終了後のサービス、区分1・区分2においては営業時間が3時間以上の場合

#### (2) 区分別の平均収支差率

調査の結果、区分1・区分2の事業所については、主として重症心身障害児を対象とする事業所と比較して、平均収支差率が高くなっており、特に区分1の平均収支差率については著しく高いことが確認された。このことより、現行の基本報酬が利用者の状態の違いによるコストの差をきめ細かく反映できていない可能性がある。【図1】

【図1】区分別平均収支差率



※【図1】の箇所数・割合は、区分別の回答事業所数及び回答件数全体に占める割合。

## ④今後の改善点・検討の方向性

### 1. 利用者状態別の経営状況

区分1・区分2の事業所の平均収支差率は、障害福祉サービス等全体の平均収支差率（3.9%（令和元年経営概況調査））を大きく上回っている可能性（注）があることを踏まえ、次期報酬改定において、利用者の状態別の報酬については、サービスの質を適切に評価しつつ、事業に要するコストに見合ったものとなるよう、適正化を図るべきである。

（注）令和元年経営概況調査と今回の調査結果は、質問項目の相違により、「収入」「支出」の範囲が異なりうるため、収支差率の単純な比較はできない点に留意する必要がある。

# 総 括 調 査 票

調査事案名 (21) 障害福祉サービス等報酬

## ②調査の視点

### 2. 児童指導員等加配加算の取得状況別の経営状況

放課後等デイサービス事業所は、常時見守りが必要な就学児への支援等の強化を図るため、人員配置基準上必要となる従業員数に加え、児童指導員等を加配する場合、児童指導員等加配加算を取得できることから、当該加算の取得状況別の経営状況に関する調査を行った。

【調査対象年度】  
平成30年度

#### 【調査対象先数】

平成31年3月1日時点で放課後等デイサービスの指定を受けている事業所（令和2年4月1日時点で、当該サービスを休止・廃止している事業所は除く。）

調査対象先数：12,819箇所  
有効回答：5,375箇所  
有効回答率：41.9%

※「③調査結果及びその分析」の図1及び図2における箇所数については、一部の無効回答を除外しているため、上記有効回答箇所数とは合致しない。

## ③調査結果及びその分析

### 2. 児童指導員等加配加算の取得状況別の経営状況

(1) 児童指導員等加配加算の報酬設定  
児童指導員等を1名加配した場合、加配した職員の職種に応じて加算Ⅰを取得することができ、区分1の事業所については、さらに1名加配した場合、加算Ⅰに加え加算Ⅱを取得することができる。【表2】

【表2】区分別児童指導員等加配加算報酬一覧

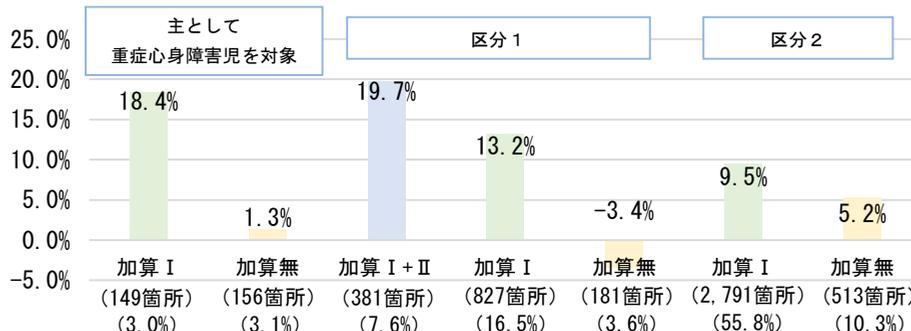
	主として重症心身障害児を対象	区分1	区分2
加算Ⅰ	理学療法士等 209~418単位 児童指導員等 155~309単位 その他の従業者 91~182単位	理学療法士等 209単位 児童指導員等 155単位 その他の従業者 91単位	
加算Ⅱ	取得不可	理学療法士等 209単位 児童指導員等 155単位 その他の従業者 91単位	取得不可

※利用定員が10人以下の場合

(2) 児童指導員等加配加算の取得状況別の平均収支差率  
調査の結果、児童指導員等加配加算を取得している事業所については、当該加算を取得していない事業所と比べて平均収支差率が高く、特に、区分1の事業所において加算Ⅰ及び加算Ⅱの両方を取得している場合の平均収支差率が著しく高くなっていることが確認された。また、当該加算による報酬は、放課後等デイサービス事業所全体の報酬額の約16.8%（※）を占めていることから、加配に必要なコストを適正に反映できていない可能性がある。【図2】

※国民健康保険団体連合会への請求情報より算出（令和元年12月サービス提供分）

【図2】区分別・児童指導員等加配加算取得状況別平均収支差率



※【図2】の箇所数・割合は、区分別の回答事業所数及び回答件数全体に占める割合。

## ④今後の改善点・検討の方向性

### 2. 児童指導員等加配加算の取得状況別の経営状況

児童指導員等加配加算を取得している事業所の平均収支差率は、障害福祉サービス等全体の平均収支差率（3.9%（令和元年経営概況調査））を大きく上回っている可能性（注）があること踏まえ、次期報酬改定において、児童指導員等加配加算については、職員の処遇状況等も適切に踏まえて、加配に要するコストに見合ったものとなるよう、適正化を図るべきである。

（注）令和元年経営概況調査と今回の調査結果は、質問項目の相違により、「収入」「支出」の範囲が異なりうるため、収支差率の単純な比較はできない点に留意する必要がある。

# 総 括 調 査 票

調査事案名	(22) 介護保険サービス (居宅介護支援等)		調査対象 予算額	令和元年度：2,884,149百万円の内数 ほか (参考 令和2年度：3,034,242百万円の内数)		
府省名	厚生労働省	会計	項	介護保険制度運営推進費	調査主体	共同
組織	厚生労働本省			一般会計	目	介護給付費等負担金、介護給付費財政調整交付金ほか

## ①調査事案の概要

### 【事案の概要】

ケアマネジャーは、在宅の方が介護保険サービスを利用するにあたり、心身の状況、置かれている環境及び本人の希望等を踏まえ居宅サービス計画書等（以下、「ケアプラン」という。）を作成する。また、介護サービス利用開始後も少なくとも月に1回利用者の居宅を訪問し、介護サービスの利用状況や利用者の状態等を把握し、定期的にケアプランの内容のチェックをする等のケアマネジメントを行っている。

一方で、介護保険サービスの利用に当たっては、一定の利用者負担を求めているが、ケアマネジメントの費用については、制度創設以来利用者負担がない。このため、利用者がケアマネジメントの業務の質への関心を持ちにくい構造となっている。

また、福祉用具貸与は、歩行補助杖などの要介護者等の日常生活の便宜を図るための用具について、保険給付により貸与しているが、ケアプランの中には、福祉用具貸与のみのケアプランも存在し、ケアプラン作成等のケアマネジメントに係る給付費によりコストが高くなっている。【参考例】

本調査においては、ケアプランの内容を把握するとともに、1年間で内容が同じケアプラン（居宅サービス計画書）がどの程度存在するかを調査することにより、ケアマネジメントの在り方について、検討を行う。

### ○ ケアマネジメントの報酬のイメージ（1か月あたり）

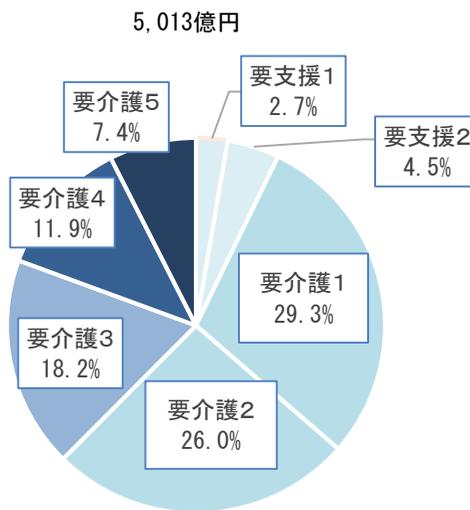
	要介護1・2	要介護3・4・5
居宅介護支援費Ⅰ	1,057単位/月	1,373単位/月
居宅介護支援費Ⅱ	529単位/月	686単位/月
居宅介護支援費Ⅲ	317単位/月	411単位/月

※1 上記基本報酬に加え、加算や減算がある。

また、要支援1・2については、431単位/月となる。

※2 介護支援専門員（常勤換算）1人当たり40件を超えると居宅介護支援費Ⅱの報酬となり、60件を超えると居宅介護支援費Ⅲの報酬となる。

### ○ ケアマネジメントの介護サービス費用額（平成30年度分）



### 【参考例】

歩行補助杖を3年間使用する場合（1割負担の者）

販売価格：約1万円 レンタル価格：約1,500円/月

購入する場合 ➡ **自己負担：約10,000円**

福祉用具貸与 ➡

- 自己負担：約5,400円  
(約150円×36月)
- 貸与に係る給付費：約48,600円  
(約1,350円×36月)
- ケアプラン作成等のケアマネジメントに係る給付費：**  
約360,000円 (約10,000円×36月)

**総額：約414,000円**

➡

**購入する場合と比べて約40万円以上の費用を要している**

【出典】平成30年度介護給付費等実態統計

# 総 括 調 査 票

調査事案名 (22) 介護保険サービス（居宅介護支援等）

## ②調査の視点

### ケアマネジメントの在り方について

年間で同じ内容のケアプラン（居宅サービス計画書）がどれだけあるのか、

1. 要介護度ごと、  
2. 介護保険サービスごとに調査、分析を行った上で、ケアプランの在り方について、検討を行う。

### 【調査方法】

全国すべての介護保険者（市区町村等）を対象に書面による調査を実施し、平成30年4月分と平成31年4月分の2時点のケアプランの内容を調査。

### 【調査対象年度】

平成30年度～令和元年度

### 【調査対象先数】

全国すべての介護保険者（1,571）に対して調査を実施し、1,420の介護保険者から回答を得た。（回答率90.4%）有効件数は12,603件。

## ③調査結果及びその分析

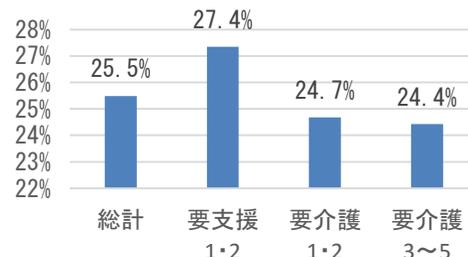
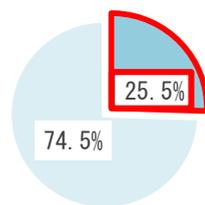
### ケアマネジメントの在り方について

#### 1. 1年間ケアプランの内容が変わっていない割合

平成30年4月分と平成31年4月分のケアプランの内容を確認したところ、約4人に1人の割合（25.5%）で2時点間のケアプラン（居宅サービス計画書）の内容が全く同じであった。【図1】

要介護度別にみても、すべての要介護度において、約4人に1人の割合でケアプランが1年間変わっていない。【図2】

【図1】 同じ内容のケアプランの割合 【図2】 要介護度別の割合



#### 2. 福祉用具貸与のみのケアプランについて

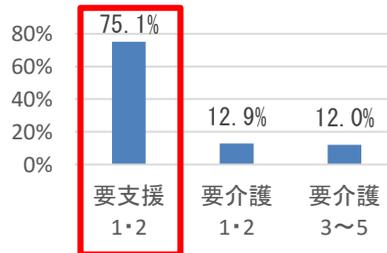
福祉用具貸与のみのケアプランが全体の6.1%を占めた。【表1】

このうち、1年間同じ内容のケアプランを要介護度別にみると、軽度者である要支援1・2が3/4を占めており【図3】、その具体的内容を調査したところ、歩行補助杖、歩行器、手摺（室内用）が約7割を占める結果となった。【図4】

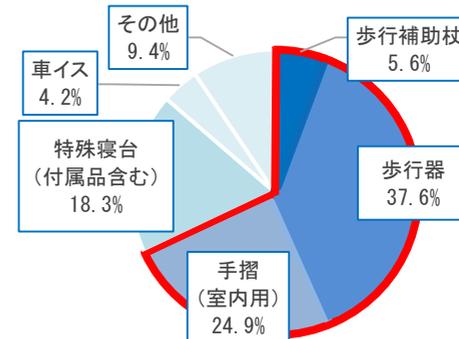
【表1】福祉用具貸与のみのケアプラン

総計	福祉用具貸与のみのケアプラン
12,603件	772件 6.1%

【図3】福祉用具貸与のみのケアプランのうち、要介護別の1年間同じ内容のケアプランの割合



【図4】軽度者（要支援1・2）の福祉用具の具体的な内容



## ④今後の改善点・検討の方向性

### ケアマネジメントの在り方について

1. 今回の調査により、年間で同じ内容のケアプランが一定程度（約4人に1人）存在することが確認できた。

このような中、ケアマネジメントのサービスの質を高めるため、利用者負担を設定することで利用者自身がケアマネジメントの質に関心を持つようにすることも考えられるのではないかと。

2. 歩行補助杖などの廉価な福祉用具については、保険給付による貸与から販売に変えることで毎月のケアプラン作成等のケアマネジメントの費用は不要となる（なお、要介護認定を更新する際や、利用者が地域包括支援センター等に相談する際など、必要に応じて状態を把握・評価すること等が考えられる）。

介護保険サービスを利用していない方との公平性の観点からも、軽度者も使用することを想定し要介護度に関係なく給付対象となっている品目（歩行補助杖、歩行器、手摺等）については、貸与ではなく販売にすべき。

また、販売後に保守点検があるとしても、販売業者がその費用を明確化させた上で、販売に伴う付帯サービスとして位置付けて評価することとしてはどうか。

# 総 括 調 査 票

調査事案名	(23) HACCP対応等のための施設改修等支援経費		調査対象 予算額	平成30年度補正（第2号）：800百万円 ほか （参考 令和2年度：1,472百万円）		
府省名	農林水産省	会計	項	漁村振興対策費	調査主体	本省
組織	水産庁			一般会計	目	水産物加工・流通等対策整備費補助金

## ①調査事案の概要

### 【事案の概要】

本事業は、輸出拡大を目指す水産加工・流通業者に対し、水産物輸出に必要な対米・対EU HACCP（※）基準に対応するための水産加工・流通施設の改修等を支援するものである。

（注）本事業の予算は、平成30年度まで水産庁に計上されていたが、令和元年度補正予算から食料産業局に計上されている。

本調査では、水産庁が実施していた対米・対EU HACCP基準を満たすため、HACCP認定取得を義務化した平成26年度から平成30年度までの事業について、本事業活用事業者（以下「事業者」という。）が計画どおりにHACCP認定を取得できているか、また、HACCP認定を取得した後に、計画した輸出目標どおり輸出を行っているかについて検証を行うものである。

（※）HACCP（ハサップ：Hazard Analysis and Critical Control Point）とは、原材料の受入れから最終製品までの各工程ごとに、微生物による汚染、金属の混入などの危害要因を分析した上で、危害の防止につながる特に重要な工程を継続的に監視・記録するものである。

### ＜事業内容＞

#### 1. 支援対象となる取組

輸出拡大を目指す水産加工・流通業者が行う輸出先国のHACCP基準を満たす施設への改修整備に要する経費又は新設に要する掛かり増し経費を助成する。

#### 2. 事業実施主体（助成対象者）

漁業協同組合、水産物卸売業者、水産加工業者 等

#### ＜施設改修例＞

・エアシャワー      ・ゾーンシャッター



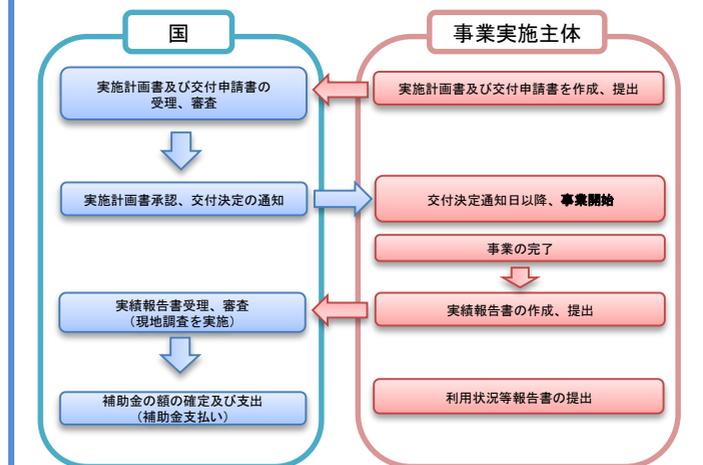
#### ＜資金の流れ＞



1/2以内

※食料産業局に計上後は、都道府県への  
交付金となっている。

### ＜事業の流れ＞



# 総 括 調 査 票

調査事案名 (23) HACCP対応等のための施設改修等支援経費

## ②調査の視点

### 1. HACCP認定取得状況について

事業者がHACCP認定取得予定時期までに取得できているか。

### 2. HACCP認定取得後の輸出状況について

事業者は、HACCP認定取得後、計画した輸出目標通り、輸出を行っているか。

【調査対象年度】  
平成26年度  
～平成30年度

【調査対象先数】  
・農林水産省  
・民間事業者：78先  
(回収率：99%)

## ③調査結果及びその分析

### 1. HACCP認定取得状況について

【表1】HACCP認定取得状況について（令和2年5月時点）

	取得済	未取得
全体	56	21
取得予定時期から1年以上超過	16	6

令和2年5月時点の事業者のHACCP認定取得状況を確認したところ、【表1】のとおりとなった。取得予定時期から1年以上超過しているものが22先（29%）存在している。

予定時期を超過した理由については、施設整備の工事の遅れや、審査機関（一般社団法人大日本水産会等）の都合により審査の申請から承認までに通常以上の日数を要したことなどの理由がある一方で、HACCP認定取得のための必要書類の作成や不備の修正に時間を要したり、社内体制が脆弱なため社内教育に時間を要するなど、事業者の実施体制が原因と思われる理由による遅れが15先（68%）と最も多かった。【表2】

事業者の実施体制（責任者及び補助者の設定、関係者との協力体制等）は、採択時に審査項目として確認を受けているが、その後、HACCP認定取得までの間に生じた事情変更に対応できず、取得予定時期を超過した要因となっている事例も見られた。

### 2. HACCP認定取得後の輸出状況について

本事業の採択にあたって、事業者は輸出目標（輸出先国や輸出額等）を設定することとなっているが、各事業者（取得済56先のうち令和元年度の年次目標の設定がある51先）が輸出目標（輸出額）を達成しているかについて調査したところ、達成しているのは5先（10%）のみであった。

さらに、輸出目標額達成率（※）で分けて状況を確認すると、達成率が50%以下の事業者が44先（86%）存在した。また、目標に設定した国への輸出実績額がない事業者が24先（47%）と、全体の約半数を占めることが判明した。【図1】

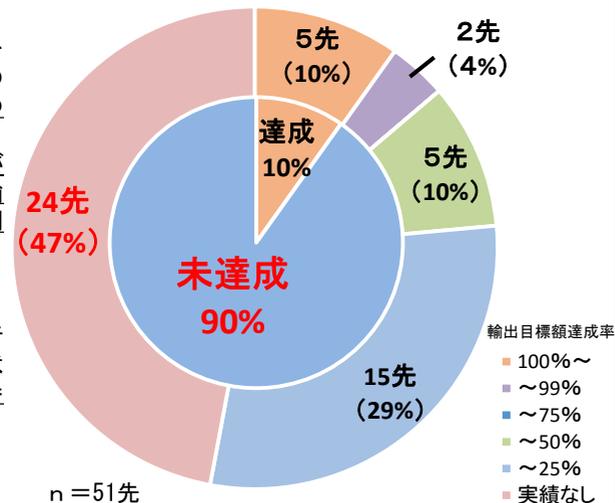
（※）輸出目標額達成率＝令和元年度の輸出実績額/事業計画における令和元年度の輸出目標額

施設の利用状況等が著しく低調な場合に、国は事業者に対して指導を行うことができることとなっていることから、農林水産省に対して指導の状況を聞き取りしたところ、各事業者への電話での状況確認や商談会への参加等の内容のみであり、十分な指導がなされている状況ではなかった。

【表2】HACCP認定取得予定時期を超過した理由

理由	事業者数	割合
事業者の都合による遅れ	15	68%
審査機関の都合による遅れ	4	18%
工事による遅れ	2	9%
その他	1	5%
合計	22	100%

【図1】輸出目標額の達成状況



## ④今後の改善点・検討の方向性

### 1. HACCP認定取得状況について

農林水産省は、事業者の取組の実効性を高め、事業の効果を適切に発現させるため、事業者のHACCP認定取得状況についての確に把握し、取得予定時期を超過した要因について分析した結果を審査項目に反映する等の見直しを行うべきである。

### 2. HACCP認定取得後の輸出状況について

農林水産省は、事業の目的を達成するため、事業者が輸出目標を達成できるように、これまで実績が低調となった要因を分析し、的確な指導を行うためのマニュアルを整備する等により、現在の事業スキームにおいて事業者の点検を行う都道府県が適切な措置及び必要な改善措置の指導を講ずるための仕組みを構築すべきである。

# 総 括 調 査 票

調査事案名	(28) クリーンエネルギー自動車導入事業費補助金			調査対象 予 算 額	令和元年度（補正後）：21,001百万円の内数 ほか （参考 令和2年度：13,000百万円の内数）		
府省名	経済産業省	会計	エネルギー対策特別会計 （エネルギー需給勘定）	項	エネルギー需給構造高度化対策費	調査主体	本省
組織	—			目	非化石エネルギー等導入促進対策費補助金	取りまとめ財務局	—

## ①調査事案の概要

### 【事案の概要】

クリーンエネルギー自動車導入事業費補助金（以下「補助金」という。）は、クリーンエネルギー自動車（EV（電気自動車）、PHV（プラグインハイブリッド自動車）、CD（クリーンディーゼル自動車）、FCV（燃料電池自動車）。以下「CEV」という。）等の普及を促進し、運輸部門における二酸化炭素の排出抑制や石油依存度の低減を図ることを目的に、車両導入の際の負担軽減による需要の創出を図り、量産効果による価格低減を促進するための導入補助を行うものである。

本調査は、本補助金の交付対象車種のうちEV及びPHVを対象とし、また平成27年度予算執行調査のフォローアップ調査として実施するものである。

### 【補助額の算定方法】

#### ① EV（電気自動車）

補助額は、一回の充電で走行可能な距離（以下「一充電走行距離」という。）に応じて算定  
【補助上限額400千円】

一充電走行距離 1 km当たりの補助単価 2 千円 × （一充電走行距離（km） - 200km）

※小型車、軽自動車、特殊利用される車種については、以下の算定方法  
一充電走行距離 1 km当たりの補助単価 1 千円 × 一充電走行距離（km）

（例） 日産 リーフ e+X  
一充電走行距離：570km



テスラ モデル3 RWD  
一充電走行距離：409km



#### ② PHV（プラグインハイブリッド自動車）

一律200千円  
（EV走行距離が40km以上の車両に限る）

（例）

トヨタ プリウスPHV S  
一充電走行距離：68km



三菱 アウトランダー-PHEV S Edition  
一充電走行距離：65km



### 【前回の調査結果等（平成27年度）の概要】

#### 調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

補助金の交付下限額を設けるなどの検討をすべき。  
また、価格低減インセンティブの効果について分析等を行い、補助対象車種の需要創出による価格低減につながる方策を検討すべき。

#### 反映の内容等

新たに補助下限額を設定することにより、補助額が著しく少額となる車種を補助対象から除外することとした。  
また、補助額について、車載する蓄電池の容量とリンクさせることとした。  
※現在は一充電走行距離に応じて補助額を算定する方法に変更されている。

# 総 括 調 査 票

調査事業名 (28) クリーンエネルギー自動車導入事業費補助金

## ②調査の視点

### 1. 価格低減インセンティブ

現在の一充電走行距離に応じて補助額を算定する補助スキームが、需要創出を図り、量産効果による価格低減に寄与しているか。

【調査対象年度】  
平成29年度～令和元年度

【調査対象先数】  
・自動車メーカー：17社  
・一般社団法人次世代自動車振興センター

## ③調査結果及びその分析

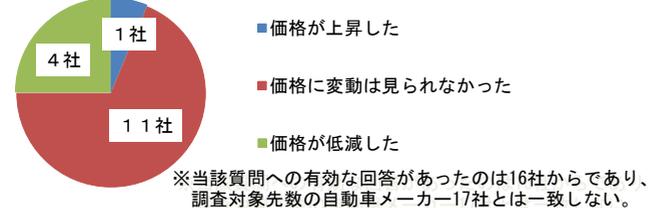
### 1. 価格低減インセンティブ

(1) 新車販売台数の推移、現在の補助スキームによる販売価格への影響  
新車販売台数については、【表1】のとおり、EV・PHVともに減少傾向となっており、新車販売台数全体に占めるEV・PHVの割合についても減少傾向となっていた。  
また、自動車メーカーに対して、現在の補助スキームによる車両価格への影響を確認したところ、【図1】のとおりであり、「価格が低減した」との回答は全体の4分の1であった。

【表1】新車販売台数（乗用車）とEV・PHVの割合

	H29	H30	R1
全車種	289.6万台	287.8万台	273.4万台
うちEV	2.4万台 (0.82%)	2.3万台 (0.80%)	1.9万台 (0.71%)
うちPHV	3.4万台 (1.18%)	2.1万台 (0.73%)	1.7万台 (0.62%)

【図1】現在の補助スキームによる販売価格への影響



### (2) 車両性能、車両価格の推移

EV全車種における車両性能等の平均値については、【表2】のとおり、一充電走行距離は向上しているが、車両価格及び車両重量は上昇傾向となっていたため、バッテリーの容量ごとの車両性能を確認したところ、【表3】のとおり、バッテリーの容量が大きくなるに伴い、一充電走行距離・車両価格・車両重量も上昇傾向となっていた。  
一方、車両重量の増加により、電費（1kWhあたりの走行距離）が悪化している状況がみられ、【図2】のとおり、購入者のニーズ（「維持費が安い」）とは異なる傾向となっている。

【表2】EV全車種における車両性能の推移

	H29	H30	R1
一充電走行距離(km)	235	290	328
車両価格(百万円)	411	505	552
車両重量(kg)	1,496	1,512	1,597
電費(km/kWh)	8.0	7.9	7.8

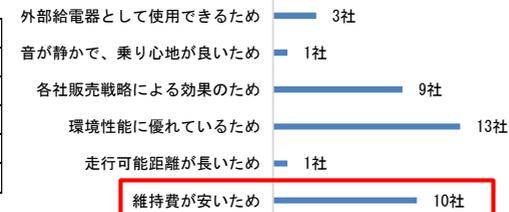
【表3】バッテリー容量ごとの車両性能等

車種追加時期	H29	H30	R1
バッテリー容量(kWh)	24	30	40
一充電走行距離(km)	228	280	400
車両価格(百万円)	253	289	411
車両重量(kg)	1,430	1,450	1,490
電費(km/kWh)	8.8	8.5	8.3

PHV全車種における車両性能等の平均値については、【表4】のとおり、車両性能はほとんど変わらないが、車両価格は上昇傾向となっていた。

PHVの補助要件では、一充電走行距離が40km以上の場合に一律20万円が交付されるが、一充電走行距離は平成29年度当時から50km以上と補助要件を大きく上回っており、現行の補助要件では車両性能の向上に対するインセンティブにならない状況にあった。

【図2】顧客が新車を購入・買い替える際にEV・PHVを購入する理由



【表4】PHV全車種における車両性能の推移

	H29	H30	R1
一充電走行距離(km)	51	53	54
車両価格(百万円)	748	813	868
車両重量(kg)	1,872	1,918	1,932
電費(km/kWh)	5.8	5.6	5.5

## ④今後の改善点・検討の方向性

### 1. 価格低減インセンティブ

現行の補助スキームでは、顧客ニーズに合致した車両性能の向上が必ずしも図られておらず、量産効果による価格低減に寄与しているとは言えない。

そのため、EVについては、一充電走行距離だけでなく電費の改善を促し、利便性とコストの両面の向上に繋がる補助スキームに変更すべき。

PHVについても、車両性能の状況を踏まえ、現在の補助スキームの変更について検討を行うべき。

# 総 括 調 査 票

調査事案名 (28) クリーンエネルギー自動車導入事業費補助金

## ②調査の視点

### 2. EV・PHVの定着状況

EV・PHVの定着が図られているか。



【調査対象年度】  
平成28年度～令和元年度

【調査対象先数】  
一般社団法人次世代  
自動車振興センター

## ③調査結果及びその分析

### 2. EV・PHVの定着状況

本補助金において、二酸化炭素の排出抑制や石油依存度の低減を図るためには、受給者がCEVを保有した上で、継続的に使用する必要がある。このため、本補助金の交付を受けた者が、一定期間内に買い替え等を行おうとする場合は、あらかじめ補助事業者から財産処分（※）の承認を受ける必要があり、承認を受けた場合には、補助金の一部を返納することとなっている。

財産処分制限期間に処分が行われた実績は、【表5～7】の状況となっており、平成28年度においては、交付実績台数のうち約5%が財産処分されている状況にあるが、どのような車種へ買い替え等を行ったのか、なぜ買い替え等を行ったのかについて詳細な理由等を把握していなかった。

（※）「財産処分」とは、取得した財産を補助金の目的に反して使用、譲り渡し、交換等を行うことをいう。

【表5】平成28年度における交付実績台数とそのうち財産処分された台数

交付実績台数	財産処分時期				財産処分合計
	H28	H29	H30	R1	
77,146	125	591	1,217	1,830	3,763

【表6】平成29年度における交付実績台数とそのうち財産処分された台数

交付実績台数	財産処分時期			財産処分合計
	H29	H30	R1	
60,318	81	532	1,107	1,720

【表7】平成30年度における交付実績台数とそのうち財産処分された台数

交付実績台数	財産処分時期		財産処分合計
	H30	R1	
59,716	115	587	702

## ④今後の改善点・検討の方向性

### 2. EV・PHVの定着状況

財産処分制限期間内にEV・PHVの買い替え等を行った場合には、買い替え後の車種や理由等を把握するため、財産処分承認申請書を改訂し、原因分析を行うことにより、更なる需要創出を図るための方策を検討すべき。



# 総 括 調 査 票

調査事案名	(32) 災害復旧等事業		調査対象 予算額	令和元年度(補正後) : 211,632百万円の内数 ほか (参考 令和2年度 : 15,023百万円の内数)			
府省名	国土交通省	会計	一般会計	項	河川等災害復旧事業費	調査主体	共同
組織	国土交通本省			目	河川等災害復旧事業費補助	取りまとめ財務局	(関東財務局)

## ①調査事案の概要

### 【事案の概要】

暴風、洪水、高潮、地震その他の異常な天然現象により公共土木施設等が被災した場合には、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等に基づき、被災した施設の復旧等を実施している。

災害復旧等事業は、災害からの早期復旧を図るため、

- ・高率な補助率の導入
- ・国の災害査定を待たず、発災直後から実施可能とし、また事業費確定のための災害査定は、地方公共団体の準備が整い次第速やかに実施等を行っているところ。

近年、災害が頻発・激甚化する中で、災害からの早期復旧が実施できるよう災害復旧工事に係る工夫等を調査するもの。

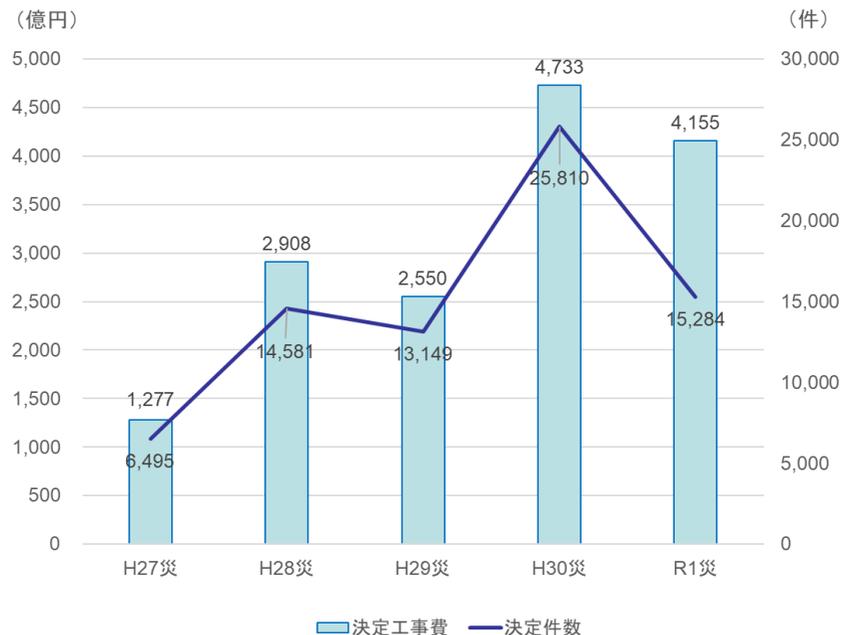
### <災害復旧等事業の特徴>

- 高率な国庫負担(2/3以上、災害発生年の場合、交付税措置により実質的な地方公共団体の負担は最大でも1.7%)
- 迅速な工事着手
  - ・事業費確定のための災害査定は、地方公共団体の準備が整い次第速やかに実施。
  - ・災害復旧工事は、国の災害査定を待たず、発災直後から実施可能。
- 原形復旧が原則だが、元どおりの復旧が不適當な場合や困難な場合は適切な形状、材質、寸法などで施設を復旧。
- 県単位の一括予算交付
  - ・同一災害なら市町村も含め県内で自由に活用可能。

#### 【国庫負担率2/3、災害発生年災の場合】



### 国土交通省所管河川等災害復旧事業(補助)の推移



# 総 括 調 査 票

調査事案名 (32) 災害復旧等事業

## ②調査の視点

### 1. 入札形態に応じた事前の対象事業の明文化について

国土交通省は、突発的に発生する災害に対して、迅速に事業を実施できるよう、入札契約方式の選定の基本的な考え方を盛り込んだ「災害復旧における入札契約方式の適用ガイドライン」を予め策定して、災害復旧工事を発注している。

そして、各地方公共団体に対し、同ガイドラインを参考周知しており、今回の調査で、各地方公共団体における入札形態の事前の対象事業の明文化の取組状況を把握する。

### 2. 円滑な工事実施のための工夫について

災害復旧等事業は、その性質上、より迅速な事業実施が求められている。

今後の早期の事業実施に向けた課題や災害復旧工事を効率的に行うために実施している工夫等を各地方公共団体から調査する。

#### 【調査対象年度】

平成28年度～令和元年度

#### 【調査対象先数】

道府県：46先（うち回収 46先）

市町村：681先（うち回収 676先）

合 計：727先（うち回収 722先）

発注件数：40,626件

※平成28年～30年発生の災害により被災した河川・道路の災害復旧工事を実施した地方公共団体を調査対象とした。  
（査定額：20百万円以上）

## ③調査結果及びその分析

### 1. 入札形態に応じた事前の対象事業の明文化について

#### (1) 契約方式毎の契約状況

一般競争入札以外の入札形態（指名競争入札・随意契約）で工事を発注した件数は、全体の75%（平成28年度～令和元年度実績の合計）【図1】を占めていた。（全地方公共団体における災害復旧事業を含めた公共工事全体では、59%（平成30年度実績）が一般競争入札以外の入札形態となっている。）

一般に、入札及び契約に要する期間は、随意契約<指名競争入札<一般競争入札の順であり、迅速性が求められる災害復旧工事においては、一般競争入札以外の入札形態が多く選択されたと考えられる。

#### (2) 事前の明文化の状況

事前に一般競争入札以外の契約方式で実施する工事範囲を明文化していた地方公共団体は、全体の64%【図2】であった。また、災害復旧に係る明文化の内容は、応急（緊急）復旧については随意契約、本復旧については指名競争入札を規定しているものが多かった。

復旧の緊急性に応じた入札形態を明文化することにより、円滑に入札方式を選択できるとともに、入札プロセスの透明性も確保されることが期待される。また、災害の規模が大きくなり入札件数が増える程、地方公共団体の事務量も増大するため、明文化の効果もより発現すると考えられる。

### 2. 円滑な工事実施のための工夫について

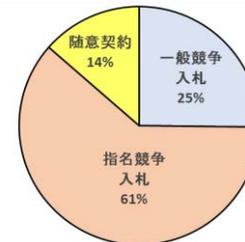
調査を行った地方公共団体のうち、6割は何らかの課題を認識しており、

- ・地方公共団体の技術職員の経験不足
- ・「発注基準や業者選定等の発注方法」や「他地域における類似災害の工事实例」等の他の地方公共団体の取組を参考としたいが横の連携をとることが難しい

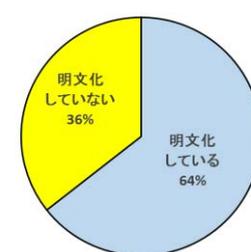
といった課題を挙げている地方公共団体も見受けられた。こうした課題は、大規模災害になる程、顕著になると考えられ、平時から、災害時の円滑な事業実施に向けた外部支援体制の構築や、発注者間の連携体制を確保していくことが重要と考えられる。

他方、「発注単位の見直しや施工時期調整によりコスト縮減等が図れた」、「地元建設業協会と災害協定を締結し、応急復旧工事に早期に着手できた」などの事例も見られた。

【図1】入札形態



【図2】明文化



## ④今後の改善点・検討の方向性

### 1. 入札形態に応じた事前の対象事業の明文化について

発注者は、入札形態に応じて、突発的に生じる災害復旧工事も含め対象工事の範囲を事前に規程等において定めることにより、

- ・入札形態の決定までの検討時間を短縮できること
- ・入札公告の短縮や緊急性に応じた適切な入札方式を選択すること等により入札及び契約に要する時間を短縮できること
- ・入札プロセスの透明性が向上するものと考えられること

から、国土交通省は、各地方公共団体に対して、明文化について周知と助言を行っていくべきである。

### 2. 円滑な工事実施のための工夫について

早期の事業実施に向けた課題として、地方公共団体の技術職員の経験不足や発注者間の連携が不十分である場合があることを踏まえ、国土交通省は、災害時の円滑な事業実施に向けて、地方公共団体に対し、災害復旧事務に豊富な知見を有する者による外部支援体制づくりに向けた取組を促していく必要がある。

また、発注者間における工事の時期・箇所・工程等の情報の共有や事業実施にあたっての課題への対応策を検討する場を設けるなど、発注者間の連携体制の構築に取り組んでいく必要がある。

# 総 括 調 査 票

調査事案名	(33) 道路メンテナンス事業費補助			調査対象 予算額	令和元年度：1,040,587百万円の内数（臨時・特別の措置を除く） （参考 令和2年度：222,298百万円）		
府省名	国土交通省	会計	一般会計	項	社会資本整備事業費ほか	調査主体	本省
組織	国土交通本省			目	防災・安全社会資本整備交付金	取りまとめ財務局	—

## ①調査事案の概要

### 【事業概要】

- 道路施設の老朽化が急激に進んでいくことを踏まえ、道路管理者（国・自治体等）の責任によるメンテナンスサイクルを確立するため、平成26年度からすべての橋梁・トンネル等について、道路管理者が5年に1度、目視による点検を行うこととされている。
- 平成26年度から平成30年度までの点検の結果、次回点検までに修繕等の措置を講ずべき道路施設の割合が、橋梁10%、トンネル42%、道路附属物等（横断歩道橋等）15%存在していたが、このうち点検結果を踏まえて、修繕に着手した道路施設の割合は、自治体管理で橋梁20%、トンネル24%、道路附属物等18%にとどまり、措置が遅れていたところ。
- このため、令和元年度までは交付金事業として支援を行ってきた橋梁等の老朽化対策について、令和2年度当初予算から個別補助制度を創設し、計画的・集中的に支援を行うこととし、その上で、橋梁等の道路インフラの長寿命化・最適化を進めるため、長寿命化修繕計画（個別施設計画）に基づき実施される事業を補助対象とするとともに、地域にある複数の橋梁等について、その機能の集約を図る場合の撤去等も支援対象とした。

### 平成26年度～平成30年度の道路施設点検結果



※道路メンテナンス年報（令和元年8月）

### ＜道路施設の健全性診断の判定区分＞

区分	状態
I 健全	構造物の機能に支障が生じていない状態。
II 予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
III 早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
IV 緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。

### 事業の目的(個別補助)

- 点検結果や利用状況等を踏まえた長寿命化修繕計画（個別施設計画）の策定・更新を促進し、計画的・効率的なメンテナンスの実施を図る
- 維持更新コストを持続可能なものとするため、道路施設の集約化・撤去により、管理する道路インフラの最適化を図る

### 集約・撤去の支援対象

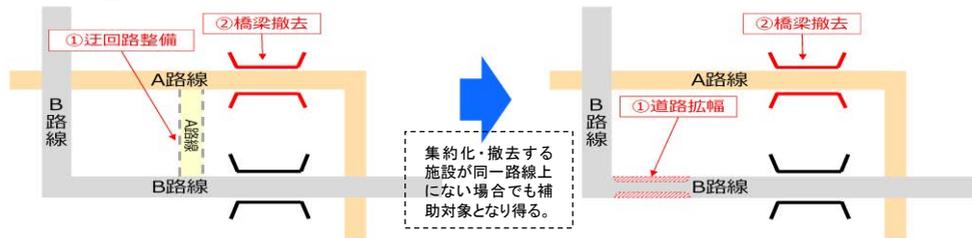
#### ＜従前(交付金)＞

修繕又は更新する施設①と一体的に実施かつ同一路線上に存在する施設②の集約化・撤去のみが交付対象

#### ＜令和2年度制度改定(個別補助)＞

複数の構造物において、同一路線に限らず、その性能・機能を一部の構造物に集約することに伴い実施する他の構造物の撤去(集約先の構造物に係る対策等①を実施する場合に限る)②も補助対象化

### イメージ図



# 総 括 調 査 票

調査事案名 (33) 道路メンテナンス事業費補助

## ②調査の視点

### 1. 計画的な道路施設の維持管理

維持管理・更新費の増加が見込まれる中、将来の人口減少を見据えると、必要な道路の機能を維持するため、道路管理者は、中長期的視点に立ってコスト管理を行い、計画的な維持管理を行うとともに、利用頻度の減少が見込まれる道路施設の機能集約・撤去も含めた計画を策定し、将来の維持管理費用を縮減させることが重要である。

各道路管理者において策定している個別施設計画について、維持管理・更新費用の記載及び橋梁の撤去に関する記載の状況について確認する。

### 2. 新技術等の活用について

橋梁等の維持管理や老朽化対策を実施する際、省力化やコスト縮減に資する新技術、新材料及び新工法（以下「新技術等」という。）を積極的に採用していく必要がある。

このため、国土交通省において、新技術導入方針を策定することなどにより導入の促進を図り、コスト縮減や省力化の取組が進められているところ。

自治体における新技術等の活用状況について確認する。

#### 【調査対象年度】

令和元年度

#### 【調査対象先数】

道路管理者 : 1,880先

自治体 : 1,788先

国道事務所等 : 92先

## ③調査結果及びその分析

### 1. 計画的な道路施設の維持管理

橋梁に関する個別施設計画を策定・公表している自治体は、1,423団体（8割）となっている。

このうち、計画期間内に要する修繕費用の記載がない自治体は、689団体（5割）となっており、修繕時期や内容の記載がない自治体が278団体（2割）となっていた。【表1】

点検の結果、区分Ⅳ（緊急措置段階）と判定された橋梁を有する自治体のうち、個別施設計画に、橋梁の撤去に関する記載をしている自治体は、4割であり、6割は、橋梁の撤去に関する記載がなかった。【表2】

また、橋梁撤去に関する記載ありと回答があった自治体（80団体）の個別施設計画を確認したところ、予防保全導入による長期的（50年～60年程度）なコスト縮減額を記載している事例は見られたが、コスト縮減に関する短期的（5年～10年程度）な数値目標を定め、その具体的取組（橋梁の集約・撤去や新技術等導入を促進するなど）を記載している事例は確認できなかった。

### 2. 新技術等の活用について

直轄事業では、点検の際、8割以上の国道事務所等新技術等を活用しており、コスト縮減効果をあげているものもみられた。

一方、自治体における新技術等の活用状況は、点検、修繕・更新のいずれの場合も1割未満と低調であり、特に、修繕・更新においては、新技術等を知らなかった自治体が6割を超えていた。

また、新技術等を知っていた場合においても、活用の検討がされていない自治体が、6割となっている。【表3】

【表1】橋梁の個別施設計画策定状況

(令和元年度末時点)	自治体数	
個別施設計画を公表済	1,423	79.9%
うち修繕費用の記載なし	689	48.4%
うち修繕時期・内容の記載なし	278	19.6%
個別施設計画を未公表	221	12.4%
個別施設計画を未策定	137	7.7%
計	1,781	

※ 個別施設計画公表済団体に占める割合

【表2】橋梁撤去に関する記載状況

(自治体数)	
記載あり	80 36.0%
記載なし	142 64.0%
計	222

【表3】新技術等の活用状況

(国道事務所)	点検に関する新技術	修繕・更新	
		新材料	新工法など
活用した	49 80.3%	29 59.2%	34 69.4%
活用していない	12 19.7%	20 40.8%	15 30.6%
回答数	61	49	49

(自治体数)	点検に関する新技術	修繕・更新	
		新材料	新工法など
活用した	32 3.1%	73 6.2%	113 9.8%
活用していない	987 96.9%	1,098 93.8%	1,036 90.2%
知っていた	603 61.1%	357 32.5%	357 34.5%
検討した	161 26.7%	109 30.5%	111 31.1%
検討していない	404 67.0%	205 57.4%	201 56.3%
不明・未回答	38 6.3%	43 12.0%	45 12.6%
知らなかった	378 38.3%	724 65.9%	659 63.6%
不明・未回答	6 0.6%	17 1.5%	20 1.9%
回答数	1,019	1,171	1,149

【参考】直轄事業で採用している新技術等（トンネル点検における道路性状測定車両の活用）



## ④今後の改善点・検討の方向性

### 1. 計画的な道路施設の維持管理

各自治体において策定されている個別施設計画は、対策費用や対策時期・内容に関する記載がないものがあり、計画的な維持管理を行うための基礎となる項目が整理されていない状況と言える。

国土交通省においては、維持管理コスト縮減のための具体的取組など個別施設計画に記載すべき基礎項目を整理すべき。

そのうえで、基礎項目の記載例などを自治体に周知するとともに、当該項目の計画への記載を補助要件化することや、コスト縮減に関する短期的な数値目標の記載を促す方策を検討し、より実効性のある計画作成を促すべき。

### 2. 新技術等の活用について

直轄事業においては、コスト縮減や省力化に資する新技術等の活用が進められているところ。

一方、自治体における新技術等の活用は進んでおらず、そもそも新技術等が認知されていないことやその活用の検討がなされていない状況となっていた。

国土交通省においては、特に、コスト縮減や省力化の効果が見込まれる新技術等の自治体への普及を促進するため、新技術等活用による効果の広報を進めるとともに、補助事業の採択にあたって、新技術等の活用の検討を要件化するなど、活用促進のための方策を検討すべき。

# 総 括 調 査 票

調査事業名	(34) 港湾整備事業 (戦略的インフラ老朽化対策)		調査対象 予算額	令和元年度 (補正後) : 267,330百万円の内数 (臨時・特別の措置を除く) ほか (参考 令和2年度 : 241,081百万円の内数 (臨時・特別の措置を除く))			
府省名	国土交通省	会計	一般会計	項	港湾事業費 ほか	調査主体	共同
組織	国土交通本省ほか			目	港湾改修費補助 ほか	取りまとめ財務局	(近畿財務局)

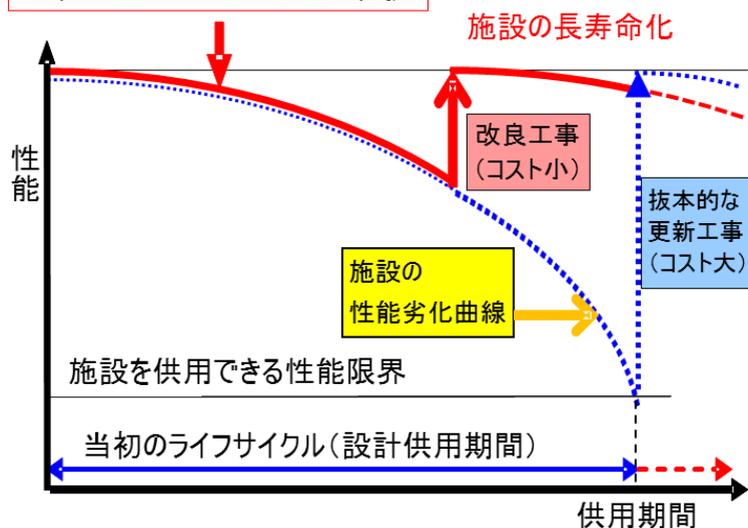
## ①調査事業の概要

### 【事業の概要】

- 公費で建設された港湾施設については、地方公共団体を主とする港湾管理者が維持管理を行っている。
- 高度成長期以降に整備された港湾施設は、平成25年以降20年で建設後50年以上経過する施設の割合が加速的に上昇する。  
(平成25年:11% ⇒ 令和15年:51%)
- 国土交通省では、ライフサイクルコストを抑制しつつ個々の施設の延命化を図るため、施設の老朽化状況、利用状況、優先度等を考慮した、施設単位の維持管理計画に基づき計画的かつ効率的に維持管理・更新等を行うこととし、港湾施設の老朽化対策を推進している。
- しかしながら、「インフラ長寿命化計画 (行動計画) のフォローアップ」(令和元年9月)において、港湾施設は〔点検対象数に占める完了数〕や〔修繕完了数〕の完了割合が他の公共施設と比較して低い傾向にあることから、本調査では、港湾管理者による維持管理に関する取組の実施状況をあらためて検証する。(上記フォローアップにおける点検完了の割合 港湾 係留施設:79%、道路 橋梁:99%、住宅 公営住宅:92%)
- あわせて、既存ストックの活用を推進する観点から、新規事業の実施にあたり港湾管理者において適切なコスト比較が行われているか、実態を調査し検証する。

### (1) 予防保全による維持管理の効率化

#### 予防保全的な維持管理へ転換



### (2) 新規事業の実施にあたり行われるコスト比較のイメージ

7号岸壁の250mの延伸にかかる投資+維持管理コスト

既存岸壁(1号、2号、3号(一部))の改良にかかる投資+維持管理コスト



1～3号岸壁はもともと貨物の荷役で使用されていたが、著しい老朽化のため、1～2号岸壁については廃止(護岸へ用途変更)、3号岸壁の一部は物資補給岸壁へ用途変更したうえで、新規投資として7号岸壁を延伸し、3、4、7号岸壁にその貨物の集約を行うもの。

# 総 括 調 査 票

調査事案名 (34) 港湾整備事業（戦略的インフラ老朽化対策）

## ②調査の視点

### 1. 維持管理に関する取組の実施状況について

○ 国土交通省は、令和2年度までを計画期間とする「国土交通省インフラ長寿命化計画（行動計画）（平成26年5月21日）」を定め、港湾管理者による維持管理計画の策定、定期点検診断の実施、修繕・更新等の対策費用の算定等を推進することとしている。

○ この実施状況を確認するため、港湾管理者に対してアンケート調査、ヒアリングを実施する。

### 2. コスト比較の実施状況について

○ 既存ストックを有効活用するため、新規事業の着手にあたっては、事業コスト縮減の観点から適切なコスト比較が行われている必要がある。

○ 耐用年数経過前の施設が安易に用途変更・廃止される等、適切な検証が行われていない事例が発生していないか、実態を確認する。

【調査対象年度】  
平成21年度～令和元年度

【調査対象先数】  
港湾管理者：166先  
国土交通省（港湾局）：1先

## ③調査結果及びその分析

### 1. 維持管理に関する取組の実施状況について

#### (1) 維持管理計画の策定等の実施状況

○ 計画策定等の実施状況は【図1】のとおりであり、「完了の目途がたっていない」、「未着手」といった回答が認められる。

○ 計画策定等が未了となっている理由を港湾管理者に確認したところ、人手不足、資金不足、知見不足が挙げられた。【図2】

#### (2) 計画策定等を促すための取組と課題

○ 国土交通省は、港湾管理者による計画策定等を促すための取組を行っているが、港湾管理者からのヒアリングにより、次のような課題が認められた。

国土交通省の取組	課題
港湾管理者による港湾施設等の整備事業について、当該施設にかかる維持管理計画の策定等が完了していることを、国費投入(国の直轄事業又は港湾管理者に対する補助)の要件としている。	当面、整備事業が予定されていない施設について、計画策定等が後回しにされている。
維持管理計画の策定や点検の手法等に関する工夫事例集の作成・公表、国の職員による出前講座、点検実施時に利用できる業務艇等の機材貸出を実施。	これらの支援策は人手・資金・知見の不足を補完し得るものであるが、支援策が十分に周知されていないこと、地方整備局毎の取組にばらつきがあること等から、利用は少数にとどまっている。【図3】

○ このほか、新たな支援策として①実地監査時の共同定期点検、②発注作業の支援、③国の職員の派遣等が考えられるが、これらについて港湾管理者からの関心が高い。【図4】

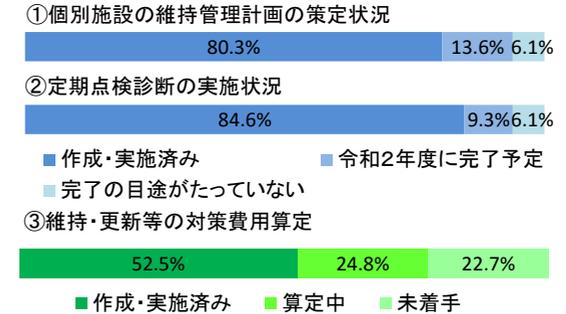
#### <新たな支援策>

① 実地監査時の共同定期点検  
国が行う実地監査時に、共同点検を実施

② 発注作業の支援  
修繕工事や点検の委託契約の事務について、国のノウハウ(国及び他の港湾管理者が採用した点検技術、活用した施工技術)を共有

③ 国の職員の派遣等  
専門性を有する国の職員の派遣等により、計画策定や点検作業等を技術的に支援

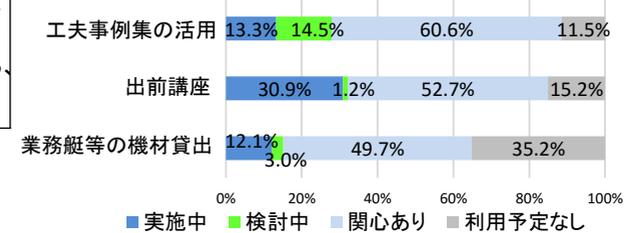
【図1】計画策定等の実施状況



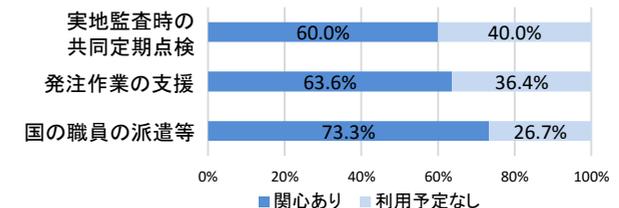
【図2】計画策定等が未了となっている理由



【図3】国による支援等の利用状況



【図4】新たな支援策への関心



# 総 括 調 査 票

調査事案名 (34) 港湾整備事業（戦略的インフラ老朽化対策）

## ③調査結果及びその分析

### 2. コスト比較の実施状況について

#### (1) コスト比較にかかる国土交通省の考え方

- 国土交通省では、新規施設の整備にあたっては、既存施設を維持修繕により使用し続ける場合と、既存施設を廃止等（荷役休止や不荷役岸壁としての用途変更（物資補給岸壁、護岸化等））し新規施設を整備する場合とのコストを比較し、新規施設の整備の方が安価だと認められる場合に事業の実施が正当化されるとの考えを示している。

#### (2) 実施状況の検証

- 平成21～令和元年度の過去11年間において、本来の耐用年数を10年以上残して既存施設を廃止等し、新規施設の整備を行った5港湾管理者の13施設（計画段階のものは除く）では、上記のようなコスト比較を実際に行っている案件は無かった。【表1】

【表1】コスト比較の実施状況

（単位：施設）

	残耐用年数10年以上で 廃止等した施設	コスト比較(※)をした施設
国際戦略港湾	9	0
国際拠点港湾	1	0
重要港湾	1	0
地方港湾	2	0

(※)既存施設を維持修繕により使用し続ける場合と、新規施設を整備する場合の費用を比較

#### (3) コスト比較が実施されていない理由

- コスト比較をしていない理由を港湾管理者からヒアリングしたところ、「費用対効果分析を行ったのでコスト比較は不要」等の回答があり、コスト比較の意義や重要性が認識されていなかった。
- 国土交通省の各種ガイドラインやマニュアルで、コスト比較の考え方について言及されているものは無かった。

## ④今後の改善点・検討の方向性

### 1. 維持管理に関する取組の実施状況について

○ 当面、整備事業が予定されていない施設についても、維持管理計画の策定等を進めるインセンティブが働くようなルール作りが必要である。例えば、国費投入の要件として、整備事業の対象施設以外の施設の維持管理計画策定についても要件化することにより、維持管理計画策定の推進を図ること等が考えられる。

○ 港湾管理者への支援策について、積極的に周知するとともに、全ての地方整備局で実施できる体制を早急に整えるべき。  
新たな支援策についても、適正なコスト負担を求めつつ、ニーズに合わせてメニュー化を行う必要がある。

### 2. コスト比較の実施状況について

○ 維持管理により施設の利用を継続する場合と新規施設を整備する場合のコスト比較について、ガイドラインやマニュアルなどでその意義や重要性を解説することなどにより、港湾管理者の理解を促すとともに、どのような場合にコスト比較をするのかといった基準や手続きを示す必要がある。

# 総 括 調 査 票

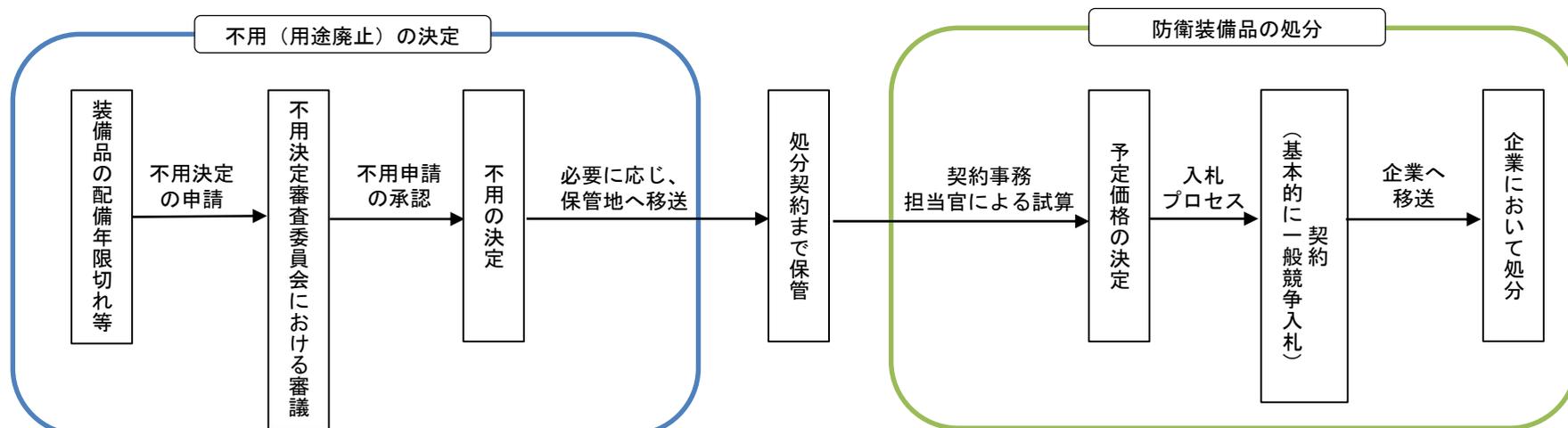
調査事案名	(37) 防衛装備品等の処分			調査対象 予算額	令和元年度：①歳入 2,357百万円、②歳出 1,657百万円 ほか (参考 令和2年度：①歳入 2,128百万円、②歳出 1,017百万円)			
府省名	防衛省	会計	一般会計	項	①物品売払収入	②武器車両等整備費	調査主体	本省
組織	防衛本省			目	①不用物品売払代	②武器修理費ほか	取りまとめ財務局	—

## ①調査事案の概要

### 【事案の概要】

- 防衛省・自衛隊においては、車両（戦車等）や艦艇（護衛艦等）、航空機（戦闘機、ヘリ等）などの各種防衛装備品について耐用年数等を踏まえて不用の決定を行ったのち、装備品を鉄くず等として売却する場合とそのまま廃棄した場合を比較衡量し、より効率的・合理的な方法を都度選択したうえで処分を行っている。
- 不用決定された装備品をどのように処分するかは、一部の例外を除いて、不用決定する部隊等で検討されることとなっており、業者の見積等を参考とする市場価格方式によって予定価格を定め、一般競争入札によって業者を定めることが一般的である。
- 平成30年12月18日に決定された「中期防衛力整備計画（平成31年度～平成35年度）」において、その他の収入の確保などを通じて実質的な財源確保を図ることが明記されていることから、費用と売却収入の双方の観点から、効果的・効率的な処分がなされているかについて、過去5年間（平成27年度～令和元年度）の処分状況をもとに検証する。

### 【防衛装備品の処分の流れ】



# 総 括 調 査 票

調査事案名 (37) 防衛装備品等の処分

## ②調査の視点

1. 防衛装備品を処分する際、費用や収入の適正性を確認できる体制となっているか。
2. 防衛装備品の処分費用や売却価格は適正なものとなっているか。
3. 防衛装備品の処分に関連した予算は効率的なものとなっているか。
4. 処分予定の防衛装備品を有効活用することで、更なる収入の増加を図ることはできないか。

【調査対象年度】  
平成27年度～令和元年度

【調査対象先数】  
陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊：3先

## 2. 防衛装備品の処分費用、売却価格の適正性

- 過去5年間の装備品の処分費用・収入をみると、同じ装備品であっても、処分契約ごとにその費用・収入は大きく異なっている。
- 陸自の保有する74式戦車について、最も安い処分費用は49万円/両、最も高い処分費用は156万円/両と一両当たりの処分費用に約3倍の乖離がみられる。また、82式指揮通信車の処分費用は、357万円/両～426万円/両と74式戦車と比較して約3倍の処分費用がかかっている。【表1】戦車等の装備品は補給統制本部において一括して処分契約が行われているにもかかわらず、こうした状況となっている背景には、処分契約が主に装備品の製造元企業との随意契約で実施されており、価格が随意契約先企業の設備の稼働状況等に左右されて変動していることが考えられる。
- また、空自の保有するF-4戦闘機について、平成27年度の百里基地では解体契約を実施したのちにその他の装備品の鉄くずとあわせて売却を実施しているが、それ以外の年度の百里基地や小牧基地においては、主に解体・売却を同時に実施する契約を実施しており【表1】、基地や年度ごとに処分契約の形態が異なっているため、1機当たりの処分費用について各基地や年度ごとに比較することができない場合がある。
- こうした契約ごとの費用・収入が異なる背景には、随意契約等により価格競争が十分に働いていないこと、処分担当者間での情報共有体制が不十分で、過去の処分状況の蓄積、比較が十分になされていないことが考えられる。

## ③調査結果及びその分析

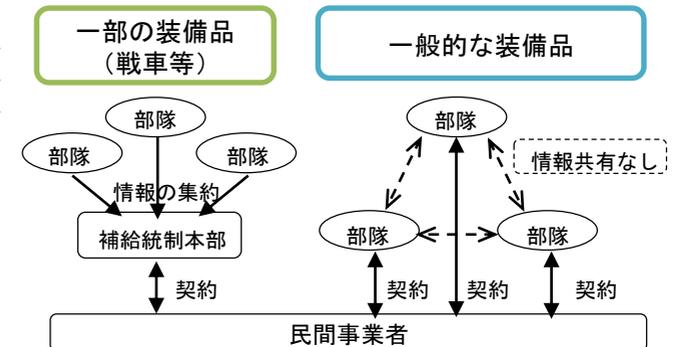
### 1. 防衛装備品の処分体制

○ 防衛装備品の不用決定後、民間事業者との間で処分契約を締結し処分を実施しているが、各自衛隊でその仕組みが異なっており、基本的にはそれぞれの部隊等で独立して実施されている。陸上自衛隊（以下「陸自」という。）においては、戦車等の一部の装備品は陸自全体として一括して処分を実施し、それ以外の装備品等は各部隊ごとに処分を実施している。他方、海上自衛隊、航空自衛隊（以下「空自」という。）においては、不用装備品の処分は全て各部隊等において実施されている。【図1】

○ このように各自衛隊で処分契約の仕組みが異なることにより、自衛隊間での装備品あたりの処分単価を比較して、その適正性を確認することができない場合がある。

○ また、後述のとおり、処分する部隊等によって、防衛装備品の処分単価が大きく異なっており、同一組織内においても部隊間で収入・費用の適正性の比較を十分に実施する仕組みが存在していないことが判明した。

【図1】防衛省における不用決定後の契約イメージ



【表1】装備品の処分にかかる費用の例

(1) 74式戦車

契約日付	処分費用 (円/両)
H28. 1. 27	650, 160
H29. 12. 22	609, 120
H31. 2. 15	1, 331, 640
H31. 2. 15	486, 000
R1. 12. 9	1, 557, 600
R1. 12. 9	911, 900

(2) 82式指揮通信車

契約日付	処分費用 (円/両)
H28. 3. 3	4, 263, 840
H29. 3. 23	3, 914, 640
H30. 3. 27	3, 565, 080
H31. 3. 20	3, 662, 280

(3) F-4戦闘機

契約日付	処分費用 (円/機)	処分台数	処分地	契約形態
H27. 12. 17	507, 600	3機	百里	解体のみ
H30. 10. 23	247, 860	4機	百里	解体・売却
R1. 11. 7	385, 000	3機	小牧	解体・売却
R2. 2. 6	82, 500	4機	百里	解体・売却

# 総 括 調 査 票

調査事案名 (37) 防衛装備品等の処分

## ③調査結果及びその分析

### 3. 防衛装備品の処分に関連した予算の効率性

- 防衛省は、装備品の調達に際し、将来の処分時を見据え、売却収入の算定に利用するための材質別重量区分表（以下「区分表」という。）を装備品製造者に作成させる場合がある。
- 具体的には、不用装備品を廃棄する場合と売却する場合の収支の試算を比較し、区分表作成費を支出してもなお売却が有利と考えられる場合に区分表を作成することとしている。【表2】
- しかしながら、こうした売却収入の試算について、例えば、03式中距離地对空誘導弾の収入見積単価(49～68千円/t)では、類似装備品の実績単価の蓄積をしていなかったため、使用済自動車等を鉄くずとした単価を採用しており、実績の蓄積が不十分なため正確な計算ができない可能性があったことが判明した。

【表2】防衛装備品における廃棄又は売却の決定方法  
(03式中距離地对空誘導弾の場合)

(千円)	費用		収入	計
	廃棄費用	区分表作成費	売却収入	
廃棄した場合	▲177,095	—	—	▲177,095
売却した場合	—	▲330,345	186,617～ 258,978	▲71,367 ～ ▲143,728

売却しても収支はマイナスだが、単に廃棄するよりは費用が抑えられるため、売却することとなる。

### 4. 経済効率的な売却方法

- 防衛装備品の処分について海外の事例を確認すると、英国では国防省内の防衛装備売却局が歳入の最大化を目的として、不用・余剰防衛装備品の国内外への売却を行っている。車両や被服、航空機整備部品等を競売等により売却する、船舶について再利用ないし資源としての利用を念頭に海外政府や企業へ輸出するなどの取組を実施することで、歳入の確保に努めている。
- 現在、我が国から海外への防衛装備品の処分については、制度上は海外企業の入札を妨げない仕組みとなっており、「外国為替及び外国貿易法」及び「防衛装備移転三原則」に抵触しない範囲で中古装備品の海外移転を行った例はあるが、実績は限られている。
- 一方、英国の事例をみると、軽空母を鉄くずとして海外企業に売却した事例、不用となった艦艇を海外政府に売却した事例等があり、売却方法や売却先を多様化することにより高い経済効率性を得られる可能性があることを示唆している。

【表3】

【表3】英国における不用船舶の売却事例

艦艇	売却年	売却価格	売却先	備考
軽空母 (HMS Illustrious)	2015年	約2.7億円	トルコ企業 (鉄くず)	32年の使用後、鉄資源として売却
揚陸艦 (HMS Ocean)	2018年	約109億円	ブラジル政府 (再利用)	20年の使用後に売却
掃海艇 (HMS Quorn)	2020年	約2.9億円	リトアニア政府 (再利用)	29年の使用後に売却

※英国の売却価格は英国政府及び報道情報において示された金額を当時の為替レートに乗じて求めたもの。

## ④今後の改善点・検討の方向性

### 1. 防衛装備品の処分体制

- 各自衛隊間等での処分契約の仕組みの統一を可能な限り図るとともに、防衛装備品の処分にかかる収入・費用の単価などの情報を他の自衛隊等にも共有できるような体制を構築すべき。

### 2. 防衛装備品の処分費用、売却価格の適正性

- 防衛装備品の処分方法について、可能な限り一般競争入札を実施するなどにより、処分契約における競争性及び透明性を確保すべき。

### 3. 防衛装備品の処分に関連した予算の効率性

- 過去の処分実績を蓄積し、区分表作成役務の予算計上の適否判定の際の売却収入の試算に当たっては、より適切な実績単価を採用すべき。

### 4. 経済効率的な売却方法

- 防衛装備品の処分について、情報保全等にも十分配慮することを前提に、現状の処分方法の枠組みにとらわれず、不用装備品の売却対象、売却方法、入札参加主体の拡大などにより、より経済効率的な売却方法が実施できないか積極的に検討すべき。

# 総括調査票

調査事案名	(38) 継続費による艦艇の建造			調査対象 予算額	令和元年度：165,079百万円（継続費総額） ほか （参考 令和2年度：165,420百万円（継続費総額））		
府省名	防衛省	会計	一般会計	項	令和元年度甲V型警備艦建造費、 令和元年度潜水艦建造費 ほか	調査主体	本省
組織	防衛本省			目	艦艇建造費	取りまとめ財務局	—

## ①調査事案の概要

### 【事案の概要】

継続費は、完成に数年度を要する工事、製造その他の事業について、特に必要がある場合に、経費の総額及びその年割額を定めて、あらかじめ国会の議決を経ることにより、数年度にわたって債務負担行為権限と併せ、支出権限も付与するものである。現在、自衛隊の護衛艦と潜水艦の建造費のみが、その対象となっている。建造工事の内容が船体、機関、武器等多数の契約に分かれる複雑なものであり、それぞれの工事期間に長短があるため、数年度に分けて債務を負担する必要があることによるものである。



潜水艦「うなりゅう」  
出典：海上自衛隊ホームページ



護衛艦「むらさめ」  
出典：海上自衛隊ホームページ

<X年度潜水艦>

### 継続費主要事業の執行過程イメージ

項目	工程	X	X+1	X+2	X+3	X+4
全般 約200件 <予算額:約660億円>	業務仕様決定 業務設計 原価計算 主契約 ①船主	調達設計/材料手配		製造/試験		公試 ②船主
船体 1件 <予算額:約380億円>	設計		船台工事		装設工事	完工
機関 5件 <予算額:約150億円>	設計 設計(発電機)		製造 製造	搭載	搭載	
官給品 3件 <予算額:約30億円>			発注/製造/輸送 (高圧気筒等)	搭載	発注/製造/輸送 (ゴム浮舟)	搭載
武器 約100件 <予算額:約122億円>			発注/製造/輸送 (ソーナー装置) 発注/製造/輸送 (対艦ミサイル機上装置) 発注/製造/輸送 (水雷記録装置等)	搭載	搭載 搭載 搭載	搭載
需品医療品 約90件 <予算額:約1億円>					発注/製造/輸送 (需品・衛生・厚生)	搭載
仕様補正 <予算額:約4億円>						最終調整

※ 件数は、当初契約分の件数のみであり、変更契約は含まない。

### 【問題意識】

継続費は事業の円滑かつ確実な遂行のために債務負担行為を分割して行うことができ、かつ、支出権限の付与を併せ求める制度であるが、予算単年度主義の原則に対する例外性が非常に高いことを踏まえると、調達要求や執行において特に透明性の高い手続きが求められる。

論

#### 執行管理の適切性

予算規模が大きく、毎年度多数の装備品を調達している。適切な執行管理の下に調達が行われているか、改めて確認する必要があるのではないか。

点

#### 国内外企業間の競争性

「良いものをより安く」調達するためには、国内外の企業間競争の促進を図ることが不可欠である。こうした取組は、防衛産業の強靱化にも資する。その一方、競争制限的な入札条件を設定している例が存在し、実態として一者応札にて国内メーカーが落札することが発生しており、競争性が確保されているとはいいがたく、これらの見直しを徹底していく必要があるのではないか。

#### 契約単価の適切性

継続費で調達された装備品の単価において、継続費以外で調達された同一の共通装備品との間で単価差が生じているものがある。予算科目が異なっていたとしても、調達要求元として同一品目の契約時期等を合わせることを徹底することにより、更なるコスト削減の可能性があるのでないか。

# 総 括 調 査 票

調査事案名 (38) 継続費による艦艇の建造

## ②調査の視点

### 1. 継続費の執行管理の適切性について

平成27年度継続費（潜水艦）の支出負担行為実施計画の承認状況等を調達した品目ごとに一覧化し、執行管理の適切性について調査した。

【調査対象年度】

平成27年度

【調査対象先数】

海上自衛隊：1先

### 2. 国内外企業間の競争性について

平成27年度～令和元年度継続費で令和元年度に調達した装備品の入札公告・仕様書について、海外製品等の入札参加の可否、不可の場合の制限内容等を調査した。

【調査対象年度】

平成27年度～令和元年度

【調査対象先数】

海上自衛隊、防衛装備庁：2先

### 3. 契約単価の適切性について

平成25年度～平成27年度継続費（潜水艦）で調達された装備品と継続費以外で調達された共通の装備品について、調達価格及び単価を一覧化し、金額に不当に乖離しているものがないか調査した。

【調査対象年度】

平成25年度～平成27年度

【調査対象先数】

海上自衛隊、防衛装備庁：2先

## ③調査結果及びその分析

### 1. 継続費の執行管理の適切性について

平成27年度継続費（潜水艦）に関連して調達した178品目について調査したところ、当該年度以降に歳出化された予算年度において新たに必要となった11品目を含め、支出負担行為実施計画の承認手続きに問題のあるものは認められなかった。

### 2. 国内外企業間の競争性について

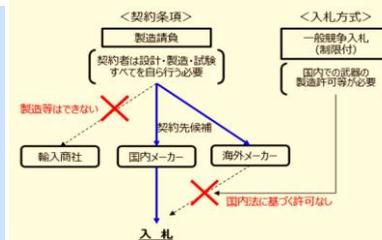
平成27年度～令和元年度継続費で令和元年度に調達した379品目のうち、12品目の入札公告・仕様書において、その装備品の性質上の理由により海外製品の入札参加を制限していることが確認された。その他、「国内法の許可を取る」という条件により、実質的に海外業者を排除しているものと誤解されかねない記載をしていたものとして、遠隔操作式機関銃架の調達があった。海外で製造を行う場合には製造国の規定に基づくことから、参加資格として国内法による許可を問う必要はない。

遠隔操作式機関銃架  
(Remote Weapon Station)

26年度護衛艦から装備を開始した、射手が危険な艦外に出ることなく、艦内から遠隔射撃ができる機関銃架。



(出所) 防衛省提供資料



### 3. 契約単価の適切性について

- ・現状、継続費と継続費以外で調達された共通の装備品の調達要求は、契約時期を可能な限り合わせているが、別契約となっているものもあるため、調達する装備品は同じであっても単価が異なる状況が生じていた。
- ・予算科目が異なっても調達する装備品（消防用ホース、ナイロンロープ等）が同じであれば、同一調達年度のうち、より低価格の単価を採用することで52百万円超のコスト削減の可能性が見込めた。
- ・他方で、装備品の単価の差額については、納地や仕様が異なることによる輸送費等の差などの要因があり、この点について留意が必要である。

## ④今後の改善点・検討の方向性

### 1. 継続費の執行管理の適切性について

継続費計上年度以降に生じた理由により、新たな装備品が必要となった場合も含め、これまでと同様に確実に支出負担行為実施計画の承認を得ることを徹底するべき。

### 2. 国内外企業間の競争性について

- ・遠隔操作式機関銃架の調達については、その仕様等において、海外製品の参入に障壁があるような記載になっていたため、国内法による許可を問わず海外製品の参入が可能である旨が明確になるよう入札公告等に追記させた。
- ・今後、継続費に限らず全ての入札において、海外企業を含めた複数者の参入を阻害し一者応札の可能性を高める入札公告や仕様書が作成されないよう、防衛省内において複数の関係部局間で連携し内容を確認するべき。

### 3. 契約単価の適切性について

- ・予算科目に関わらず、調達要求元として同一品目の契約時期を合わせる等、可能な限り、契約単位をまとめることにより、従来以上にコスト効率化の徹底を図るべき。

# 総括調査票

調査事案名	(39) 早期契約の促進状況		調査対象 予算額	令和元年度：70,380百万円 ほか (参考 令和2年度：59,296百万円)		
府省名	防衛省	会計	項	防衛力基盤整備費	調査主体	本省
組織	防衛装備庁			一般会計	目	試作品費

## ①調査事案の概要

○ 「平成31年度以降に係る防衛計画の大綱について」（平成30年12月18日閣議決定）（以下「30防衛大綱」という。）に示された、従来とは抜本的に異なる速度での防衛力の強化を行っていくという基本的考え方を踏まえて、中長期的な視点で体系的に研究開発を行うために防衛省が作成している「研究開発ビジョン～多次元統合防衛力の実現とその先へ～」においては、早期装備化に向けた取組を強化することとされている。

しかし現状において、防衛装備庁における研究開発案件については、ほとんどが第4四半期での契約締結となっている。上述の30防衛大綱等の趣旨を踏まえると、新規装備品の取得における第一段階にあたる研究開発案件について、早期執行を積極的に行っていく必要がある。

○ 防衛装備品等の価格算定における算定諸元のうち、予算編成時に使用する加工費率は近年上昇傾向にある。早期に契約を行うことは、加工作業の時期を前倒すこととなり、より安価な加工費率での価格算定が可能となることで、結果的に予算総額が低減するという、財政的見地からも一定の効果があると考えられる。

### （参考）【研究開発ビジョン】（抜粋）

研究開発の実施に当たっては、防衛大綱に示された、従来とは抜本的に異なる速度での防衛力の強化という基本的考え方を踏まえ、ブロック化、モジュール化をはじめとした研究開発プロセスの合理化、早期の技術実証を進めることにより、研究開発期間を大幅に短縮する。あわせて、研究開発段階からライフサイクルを通じたプロジェクト管理の取組を強化するなど、コスト管理・抑制に向けた取組を徹底することにより、費用対効果の向上を図る。また、防衛省内の議論により策定された本研究開発ビジョンを公表し、企業に対し積極的に内容を説明していくことにより、防衛省・自衛隊が必要とする重要技術に関する企業側の自主的な検討と重点的な先行投資を促すとともに、早期装備化に向けた議論を加速するために、研究開発期間の大幅な短縮に資する企業からの積極的な提案を期待する。

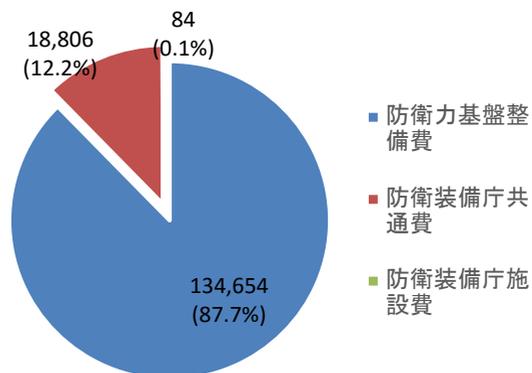
## ②調査の視点

### 1. 試作品事業について

防衛装備庁の予算において約9割に当たる防衛力基盤整備費の中で、過半を占めている経費が「試作品費」である。【図1】【図2】試作品費とは、研究開発において防衛装備庁や民間企業による各種研究等の成果を結集し、具体的なモノづくりを行う、いわば装備品取得における第一段階に当たる事業の経費と言える。なお試作品事業は複数年度にわたるものが多い。

- (1) 予算計上年度において、試作品事業の契約時期がどのようになっているか現状を確認する。
- (2) 契約手続きの着手時期及び一連の契約事務手続き等の所要期間について状況を確認する。
- (3) 契約が早期に行えないことによる予算への影響について確認する。

【図1】令和元年度防衛装備庁当初予算内訳(百万円)



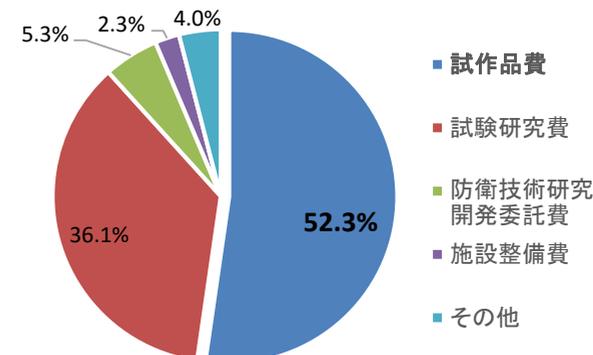
### 2. 加工費について

- (1) 研究開発における加工費の計上方法について確認する。
- (2) 加工費と契約時期との関係について確認する。

【調査対象年度】  
平成29年度～令和元年度

【調査対象先数】  
防衛装備庁：1先

【図2】令和元年度防衛力基盤整備費内訳



# 総 括 調 査 票

調査事案名 (39) 早期契約の促進状況

## ③調査結果及びその分析

### 1. 試作品事業について

#### (1) 契約時期

○ 平成29年度～令和元年度における試作品事業の新規国庫債務負担行為を含めた契約状況は、いずれの年度も約8割の事業が第4四半期での契約締結となっている。【図3】

○ 第1四半期における試作品事業の契約実績は、平成29年度は0件、30年度は0件、令和元年度は1件となっており、ほとんどの事業が年度当初には契約を行っていない現状である。

【図3】平成29年度～令和元年度の試作品の契約時期



#### (2) 契約手続きの着手時期及び所要期間

○ 第4四半期の契約となっている試作品事業の契約スケジュールでは、年度当初に「業務計画」の防衛大臣承認手続きを行いつつ仕様案を調整し、その後の第3四半期に公告（防衛省内規則で50日以上）を実施し、契約締結は年度末となる事業が多い。平成30年度の研究試作である「島嶼防衛用高速滑空弾の要素研究」においては、契約締結日は3月29日であった。【図4】

○ 一方、令和元年度の「極超音速誘導弾の要素技術の研究試作」は、予算成立後の4月1日に入札を実施し、第1四半期の6月24日に契約締結を行っており、早期契約を実現した事業例と言える。【図5】

【図4】従来の契約スケジュール



【図5】極超音速誘導弾の要素技術の研究試作



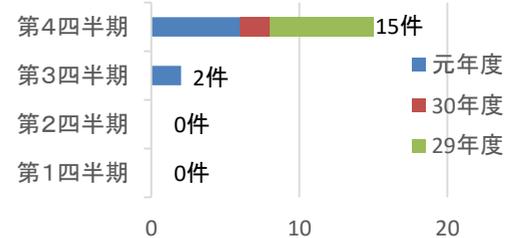
#### (3) 契約遅延による予算への影響

○ 平成29年度～令和元年度歳出予算（※）における試作品事業（全75件）のうち翌年度への繰越承認件数は17件で、そのうち約9割が第4四半期での契約となっている。【図6】

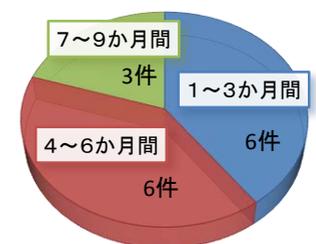
（※）歳出予算とは、過年度に契約したものも含め、当該年度に支出のあったものを指す。

○ 上記第4四半期で契約した試作品事業のうち、必要となった繰越延長期間が6か月以内のものは8割を占めている。このため早期契約が行われていれば、年度内に事業が完了していた可能性が考えられる。【図7】

【図6】試作品費における繰越事業の契約時期



【図7】第4四半期に契約した試作品費の繰越延長期間



# 総 括 調 査 票

調査事案名 (39) 早期契約の促進状況

## ③調査結果及びその分析

### 2. 加工費について

#### (1) 加工費の計上方法

【原価計算方式における加工費の考え方】  $\text{加工費} = \text{加工費率} \times \text{工数}$  (※ 加工費率 = 期間費用 ÷ 期間工数)

※加工費率とは、作業員が直接働く時間当たりの単価のことで、加工に関係する人件費や間接的な経費の総額(期間費用)とそれらに対応する期間の総作業時間(期間工数)の関係で表されるものである。受注量(期間工数)や人件費など(期間費用)の増減の要因により変動する。

○ 予算積算においては、前年度の執行時に設定した加工費率に直近の経済指標(物価等)の平均変動率を加味して、翌年度以降の加工費率を算出している。

#### (2) 加工費と契約時期との関係

○ 予算積算時における研究開発スケジュールでは、契約時期を翌年度の第4四半期と想定して価格の算定が行われている。ここで以下の条件を例に、加工費の計上を行ってみる。

(条件設定)

- ・ 令和2年度加工費率：9,931円/H
- ・ 経済指標の平均変動率：0.9%
- ・ 事業1年目工数：16,950H、事業2年目工数：38,860H、事業3年目工数：40,050H、事業4年目工数：16,950H

【図8】の上段では従来通りに令和2年度第4四半期に契約を行った場合のイメージ、下段では令和2年度第1四半期に契約を行った場合のイメージを表しており、下段のイメージの方が加工費の総額が少ないことが分かる。

したがって、物価等の経済指標が上昇している現状の下では、契約時期が早期になるほど、加工作業の前倒しにより、加工費が減少し得るといことが期待できる。

【図8】早期契約による加工費の減少(イメージ)

年 度	2年度 (2020)	3年度 (2021)	4年度 (2022)	5年度 (2023)	6年度 (2024)	加工費 計
従来通りに 契約を行った場合	第4四半期 契約 ▲	10,020円/H× 16,950H	10,110円/H× 38,860H	10,200円/H× 40,050H	10,291円/H× 16,950H	1,145,656 千円
早期(第1四半期)契約を 行った場合	第1四半期 契約 ▲	9,931円/H× 16,950H	10,020円/H× 38,860H	10,110円/H× 40,050H	10,200円/H× 16,950H	1,135,503 千円
差 額						▲10,153 千円

### ④今後の改善点・検討の方向性

#### 1. 試作品事業について

- 予算計上初年度に研究開発を開始するために、少なくとも第2四半期までに契約を行うなど、早期の契約締結に努めるべきである。
- 仕様案の調整を概算要求や年度業務計画と並行して実施することで、契約手続きの早期着手を行い、効率的な予算執行に努めるべきである。

#### 2. 加工費について

- 試作品事業の予算編成における加工費の計上については、早期契約の可能性を十分に考慮した予算積算を行うべきである。

# 総 括 調 査 票

（行政経費等に係る府省横断的な調査）

調査事案名	(40) 外部書庫に係る経費			調査対象 予 算 額	【参考】令和元年度（調査対象実績額）：806百万円 ※調査対象先からの報告額を積み上げ		
府省名	各府省	会計	一般会計	項	—	調査主体	共同
組織	—		特別会計		目		—

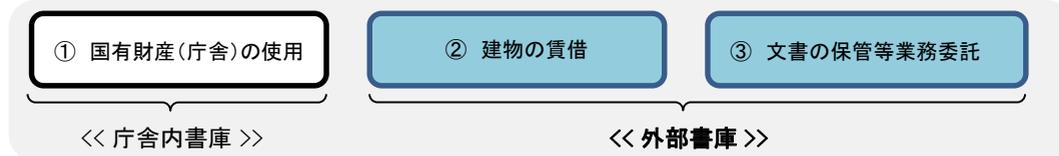
## ①調査事案の概要

### 【事案の概要】

各官署は、文書の保管に当たり、庁舎内の書庫スペースが不足した場合、建物の賃借または保管等業務委託（※）により、庁舎外に文書の保管場所を確保している。また、あわせて、夜間・休日対応、緊急配送などの様々な付帯サービスを利用している。

（本調査は、平成27年度予算執行調査のフォローアップ調査として実施。）

※ 保管等業務委託とは、各官署が保有する文書の保存・管理等を事業者に委託すること。



### 【前回の調査結果（平成27年度）の概要】

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性	反映の内容等
<p>1. 外部書庫の利用契約に当たり、条件・仕様に基づく利用実績がない場合や不適切な契約内容となっている場合は利用実態等に応じた改善を早急に図るべき。</p> <p>2. 行政文書の保管等業務委託契約については、調達コスト削減のため可能な限り共同調達を実施し契約の集約化を図るべき。</p>	<p>利用実態に即した仕様に見直し、経費の削減を図った。</p>

## ②調査の視点

### 1. 外部書庫の使用状況について

外部書庫の規模（保管容量）は、過大でないか。

### 2. 付帯サービスの利用状況について

利用実績がないなど、必要性の低い付帯サービスはないか。

### 3. 外部書庫の契約方式等について

競争性のある契約が行われているか。  
スケールメリットを活かした調達が行われているか。

【調査対象年度】  
令和元年度

【調査対象先数】

本府省等 : 42先  
地方支分部局等 : 363先（※）  
計 : 405先  
※ 事務所等出先機関を含まない。

## ③調査結果及びその分析

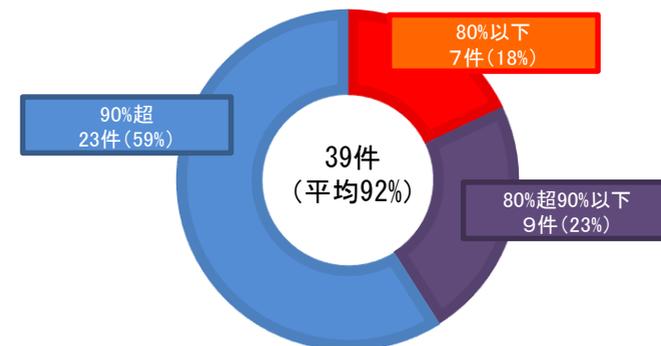
### 1. 外部書庫の使用状況について

令和元年度においては、405官署中75官署で119件（※1）の外部書庫を使用しており、このうち31件が建物の賃借、88件が保管等業務委託であった。また、79件は単価契約（※2）であった。

単価契約を除く39件（※3）の外部書庫について、令和元年度末時点の使用率（実保管数量／最大保管数量）を確認したところ、平均使用率が90%を超えた一方で、使用率が「80%以下」のものが7件（18%）認められた。【図1】

- ※1 建物の賃借の場合は箇所数、保管等業務委託の場合は契約数。
- ※2 単価契約とは、1単位（箱、面積等）当たりの価格を設定し、支出額がその使用状況に応じて決まる契約のこと。
- ※3 年度途中で廃止となった1件を除いている。

【図1】外部書庫の使用率



# 総括調査票（行政経費等に係る府省横断的な調査）

調査事案名 (40) 外部書庫に係る経費

## ③調査結果及びその分析

### 2. 付帯サービスの利用状況について

「夜間・休日対応、緊急配送」などの付帯サービスについては、104件（87%）の外部書庫において、その提供が選定時の条件とされていたが、このうち46件（44%）の外部書庫で、利用実績のない付帯サービスが存在した。

サービス内容ごとの利用状況を見ると、「利用実績なし」の割合が最も高い付帯サービスは「夜間・休日対応、緊急配送」であり、次いで「廃棄対応」であった。【表】

【表】サービス内容ごとの利用状況

	サービス内容(複数利用あり)						計
	夜間・休日対応、 緊急配送	廃棄対応	現場閲覧	保管箱提供	保管物リスト 作成	集配送対応	
付帯サービスのある外部書庫件数	21	37	80	36	31	79	104
うち利用実績なしの件数(割合)	18 (86%)	14 (38%)	27 (34%)	8 (22%)	5 (16%)	7 (9%)	46 (44%)

### 3. 外部書庫の契約方式等について

#### (1) 契約方式

外部書庫の契約方式については、68件（57%）が見積依頼先1者の随意契約であった。【図2】

また、このうち少なくとも28件（41%）の外部書庫において、5年以上、契約先等の見直しを検討していなかった。

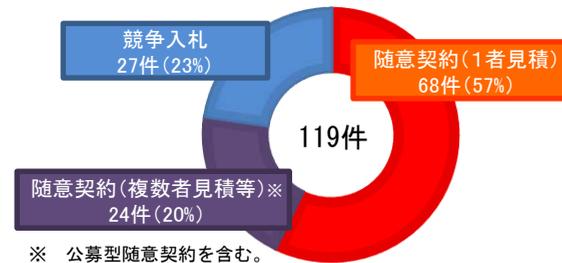
○ 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（抄）第99条の6 契約担当官等は、随意契約によるときは、なるべく二人以上の者から見積書を徴さなければならない。

#### (2) 調達方法

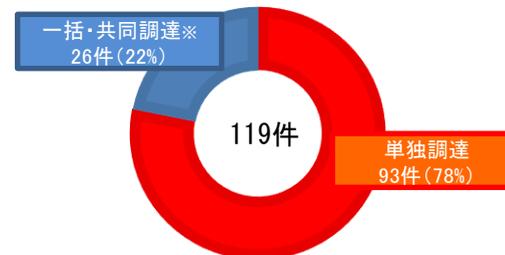
外部書庫の調達方法については、93件（78%）が単独調達であった【図3】。その理由としては「従前からの契約を継続」が45件（48%）で最も多く、次いで「セキュリティ面の懸念」が25件（27%）であった。

また、同一の官署内において、課室等ごとに複数の外部書庫を調達している事例も認められた。

【図2】外部書庫の契約方式



【図3】外部書庫の調達方法



## ④今後の改善点・検討の方向性

### 1. 外部書庫の使用状況について

外部書庫については、その使用状況を踏まえ、適切な規模（保管容量）とすべき。

### 2. 付帯サービスの利用状況について

付帯サービスについては、利用実績や利用見込を踏まえ、その必要性を精査すべき。

### 3. 外部書庫の契約方式等について

外部書庫の契約に当たっては、競争入札や複数者への見積依頼など、競争性の向上に努めるべき。

また、一括・共同調達の実施や官署内の契約の集約化など、スケールメリットを活かした調達方法を検討すべき。

# 総 括 調 査 票

（行政経費等に係る府省横断的な調査）

調査事案名	(41) 会議等の会場借料			調査対象 予算額	【参考】令和元年度（調査対象実績額）：843百万円 ※調査対象先からの報告額を積み上げ		
府省名	各府省	会計	一般会計	項	—	調査主体	共同
組織	—		特別会計	目	—	取りまとめ財務局	(東海財務局)

## ①調査事案の概要

### 【事案の概要】

各官署は、会議等を開催するため、ホテル、会館、貸会議室等の外部会場を借上げている。（本調査は、平成24年度予算執行調査のフォローアップ調査として実施。）

### 【前回の調査結果（平成24年度）の概要】

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性	反映の内容等
各府省は、会議等の開催に当たっては、自省庁内の会議室のみならず共用会議室の予約状況の把握、利用調整等を行い、外部会場の借上げを極力減少させるよう努めるべき。	共用会議室の利用検討等による外部借上の減少に努めることにより、経費削減を行った。

※ 前回調査は本府省のみが対象

## ②調査の視点

### 1. 会場借上の実施状況等について

- 外部会場の借上げに当たり、官署専用会議室及び共用会議室（※）の使用を検討しているか。
- 借上げた外部会場の規模は、過大でないか。

※官署専用会議室：調査対象先の官署が専ら使用できる会議室  
共用会議室：会議室を管理する官署以外の官署も無料で使用することができる会議室

### 2. 官署専用会議室及び共用会議室の稼働状況について

稼働状況の低調な官署専用会議室及び共用会議室はないか。

【調査対象年度】令和元年度

【調査対象先数】本府省等 42先  
地方支分部局等 363先（※）  
計405先

※事務所等出先機関を含まない。

## ③調査結果及びその分析

### 1. 会場借上の実施状況等について

#### (1) 会場借上の実施状況

令和元年度は、405官署中210官署が、延べ2,122回の会議等を外部会場を借上げて開催していた。（※）

※借料及び損料として税込10万円以上の支出を行ったものが対象。

#### (2) 会場借上時の検討状況

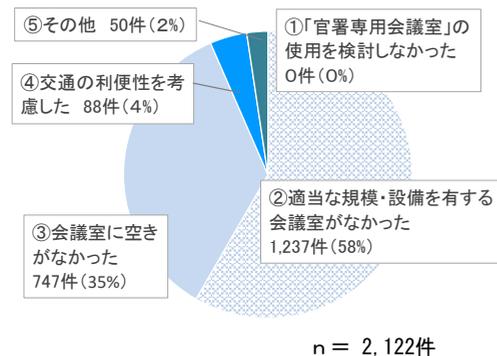
会場借上に当たり官署専用会議室の使用を検討したか確認したところ、「①官署専用会議室の使用を検討しなかった」会議等は認められなかった。

官署専用会議室の使用を検討したが実際には使用しなかった理由としては、「②適当な規模・設備を有する会議室がなかった」が1,237件（58%）で最も多かった。【図1】

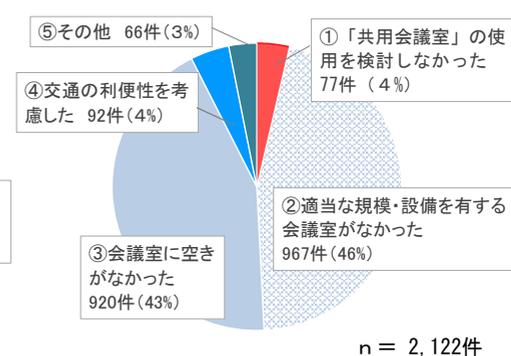
会場借上に当たり共用会議室の使用を検討したか確認したところ、「①共用会議室の使用を検討しなかった」会議等が77件（4%）認められた。

共用会議室の使用を検討したが実際には使用しなかった理由としては、「②適当な規模・設備を有する会議室がなかった」が967件（46%）で最も多かった。【図2】

【図1】官署専用会議室の検討状況



【図2】共用会議室の検討状況



# 総括調査票 (行政経費等に係る府省横断的な調査)

調査事案名 (41) 会議等の会場借料

## ③調査結果及びその分析

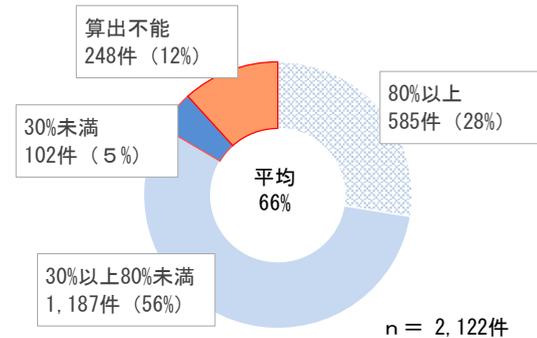
### (3) 会場規模の適切性について

会場の収容人数に対する実際の出席者数（以下「収容率」という。）を確認したところ、収容率30%未満の会議等が102件（5%）認められたほか、出席者数を把握していないなどの理由により、収容率を算出できないものも248件（12%）認められた。【図3】

また、収容率30%未満の会議等102件のうち、平成30年度にも同じ会議等を開催していた75件について会場等の見直し状況を確認したところ、見直しを検討していないものが42件（56%）あり、会場規模の適切性確保に向けた取組が不十分である可能性がうかがわれた。

なお、前年度の出席者数を踏まえて会場規模を縮小した事例や、早期に必要な規模を想定して会場選定作業を行うことで適切な規模の会場を確保した事例も見られた。

【図3】収容率



### 2. 官署専用会議室及び共用会議室の稼働状況について

令和元年度において、収容人数50人以上の官署専用会議室は178か所あり、その稼働状況を確認したところ、年間稼働率（※）50%未満のものが30か所（17%）認められた。【図4】

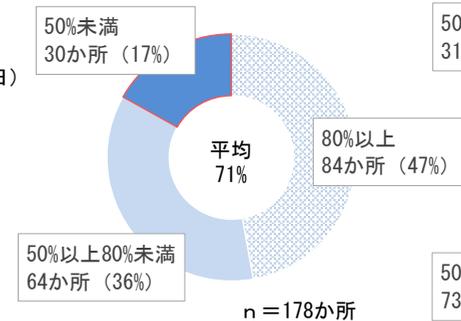
※ 年間稼働率 = 使用日数の合計 ÷ 令和元年度の開庁日（240日）

令和元年度において、収容人数50人以上の共用会議室は149か所あり、その稼働状況を確認したところ、年間稼働率50%未満のものが31か所（21%）認められた。

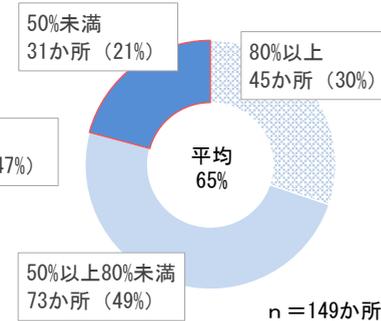
【図5】

なお、官署専用会議室及び共用会議室を効率的に使用するため、次のような調整方法やルールを設けている事例も見られた。

【図4】官署専用会議室の稼働状況



【図5】共用会議室の稼働状況



## ④今後の改善点・検討の方向性

### 1. 会場借上の実施状況等について

会議等を開催するために外部会場を借上げる場合は、官署専用会議室のみならず、共用会議室の有無や空き状況等を確認し、その使用を検討すべき。  
また、過去の出席者数等を踏まえ、適切な会場規模となるよう検討すべき。

### 2. 官署専用会議室及び共用会議室の稼働状況について

官署専用会議室や共用会議室を管理する官署は、各官署における調整方法やルール等を参考に、会議室の稼働状況の向上に取り組むべき。

- ・ 予約可能な日数を最長で3か月先まで、1度に予約可能な時間を4時間までとする制限をかけている。
- ・ 1度の会議で予約できる日数を原則週3日以内とし、4日以上予約する場合は、必要性を明記した文書を提出させることとしている。

# 総 括 調 査 票

（行政経費等に係る府省横断的な調査）

調査事案名	(42) 独立行政法人におけるコピー用紙の購入経費			調査対象 予算額	【参考】令和元年度（調査対象実績額）：1,007百万円の内数 ほか ※調査対象先からの報告額を積み上げ			
府省名	各府省	会計	-	項	-	調査主体	共同	
組織	-			目	-	取りまとめ財務局	（関東財務局）	

## ①調査事案の概要

### 【事案の概要】

- 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する「独立行政法人」をいう。）においては、各種会議資料の作成等の事務処理のためにコピー用紙を購入している。
- 本府省等については、平成24年度調査において、コピー用紙の購入経費の更なる削減の検討を促したところであるが、今般、独立行政法人についても、現状の確認を行い、その上で、今後の改善の方向性について検討を行った。

## ②調査の視点

### 1. コピー用紙の調達状況について

スケールメリットを活かした調達が行われているか。

### 2. コピー用紙の節減に向けた取組について

コピー用紙の使用量の節減に向けた取組が行われているか。

### 【調査対象年度】

平成29年度～令和元年度

### 【調査対象先数】

独立行政法人 87先

## ③調査結果及びその分析

### 1. コピー用紙の調達状況について

- 令和元年度の独立行政法人におけるコピー用紙の調達に係る契約数は3,599件、購入額（※）は1,006,778千円、購入数量は7,250,128kgであった。  
※ 「購入額」には、一部コピー用紙以外の物品の購入額が含まれる。
- 平成29年度から令和元年度までの購入実績について調べたところ、単独調達による契約が大半を占めた。【表1】
- 3か年の間に、1件も共同調達又は一括調達（※）による契約を行っていない法人が31法人存在した。  
※ 共同調達：他の法人と共同して調達を行うこと 一括調達：自法人の支部と共同して調達を行うこと
- 共同調達や一括調達の具体的な効果として、【図1】のような例が見られた。

【表1】 購入実績

令和元年度	単独調達	共同調達	一括調達	合計
契約数	3,412件	38件	149件	3,599件
購入額	543,379千円	70,069千円	393,330千円	1,006,778千円
購入数量	3,913,935kg	479,383kg	2,856,810kg	7,250,128kg
平成30年度	単独調達	共同調達	一括調達	合計
契約数	3,684件	40件	158件	3,882件
購入額	519,086千円	61,127千円	402,698千円	982,911千円
購入数量	4,032,806kg	526,868kg	3,062,849kg	7,622,523kg
平成29年度	単独調達	共同調達	一括調達	合計
契約数	3,786件	30件	157件	3,973件
購入額	492,836千円	71,329千円	384,687千円	948,852千円
購入数量	3,698,030kg	607,041kg	2,891,736kg	7,196,807kg

【図1】 共同調達及び一括調達の具体的な効果（例）

### 【A法人】

平成30年度から、2法人との共同調達に取り組んでいる。

#### ■共同調達単価／単独調達単価（令和元年度）

A 3 ⇒ 2,120円／2,628円 （▲19%）

A 4 ⇒ 1,780円／2,039円 （▲13%）

※ 1箱当たり

### 【B法人】

平成29年度から、本部と1支部で一括調達を行っている。

#### ■一括調達単価／単独調達単価（令和元年度）

A 4 ⇒ 2,450円／3,000円 （▲18%）

B 4 ⇒ 1,850円／2,250円 （▲18%）

A 3 ⇒ 2,450円／3,000円 （▲18%）

※ 1箱当たり

# 総 括 調 査 票

（行政経費等に係る府省横断的な調査）

調査事案名 (42) 独立行政法人におけるコピー用紙の購入経費

## ③調査結果及びその分析

### 2. コピー用紙の節減に向けた取組について

- 全ての法人がコピー用紙の節減に向けた何らかの取組を行っていた。
- 各法人が行っている取組としては、「⑤両面、2アップ印刷等を意識付け」が最も多く、次いで「⑧一部の会議等において資料を電子化（タブレット端末の使用、ディスプレイの設置等）」が多かった。また、会議等における資料の電子化（取組⑧及び⑨）については、「節減効果があった」と考える法人の割合が高かった。【表2】
- また、「⑬その他」の取組として、「書類削減を推進するためのワーキンググループの発足」や「業務効率化のためのソフトウェアの導入による内部事務手続の電子化」などにより、具体的な効果が得られている法人もあった。

【表2】独立行政法人のコピー用紙の節減に向けた取組

※ 複数回答有（「最も効果有」を除く。）

取組	実施法人数	効果		(参考) 最も 効果有
		効果有	効果無	
①留め置き機能付き出力機器（※1）を使用	48	16 (33%)	0	9
②課室等ごとの出力枚数の制限	5	2 (40%)	1	0
③出力機器に両面印刷をデフォルト設定（※2）	30	13 (43%)	0	5
④出力機器に2アップをデフォルト設定	5	2 (40%)	0	0
⑤両面、2アップ印刷等を意識付け	<b>62</b>	19 (31%)	0	14
⑥出力単価の周知	43	15 (35%)	0	2
⑦研修等の実施	22	6 (27%)	0	2
⑧一部の会議等において資料を電子化（タブレット端末の使用、ディスプレイの設置等）	<b>60</b>	<b>52 (87%)</b>	0	39
⑨全ての会議等において資料を電子化（タブレット端末の使用、ディスプレイの設置等）	7	<b>7 (100%)</b>	0	3
⑩業務で作成した文書を原則電子データで保存、管理	50	17 (34%)	0	5
⑪所管する行政手続の一部を電子化	27	8 (30%)	0	1
⑫所管する行政手続の全てを電子化	0	0 (—)	0	0
⑬その他	28	18 (64%)	0	7

※1 PCから印刷する際、印刷データを機器内に留める機能の付いた出力機器をいう。不必要な印刷指示を行った場合に、機器上で取り消すことが可能。

※2 毎回同じ動作をするようにあらかじめ定められた設定をいう。

## ④今後の改善点・検討の方向性

### 1. コピー用紙の調達状況について

コピー用紙の購入に当たっては、複数法人による共同調達や法人単位での一括調達などにより、調達コストの削減を図っている例が多く見られたため、共同調達や一括調達の実績がない法人においては、各法人における取組を参考にし、スケールメリットを活かした調達方法を検討すべき。

### 2. コピー用紙の節減に向けた取組について

コピー用紙の使用に当たっては、各法人における節減に向けた取組を参考にし、費用対効果も勘案しつつ、更なる節減努力を推進すべき。